

平成 26 年(く)第 193 号 再審開始決定に対する即時抗告申立事件

抗告人 検察官

被抗告人(再審請求人) 袴田 ひで子












有罪の言渡を受けた者 袴田 巖





最 終 意 見 書

2018 年 1 月 19 日

東京高等裁判所第 8 刑事部 御中

主任弁護人	西 嶋 勝 彦	
弁護人	秋 山 賢 三	
同	小 澤 優 一	
同	福 地 明 人	
同	村 崎 修	
同	小 川 秀 世	
同	小 倉 博	
同	笹 森 学	
同	黒 柳 安 生	
同	田 畑 知 久	
同	岡 島 順 治	

同	小川	央	
同	伊豆田悦	義	
同	村松奈緒美		
同	葦名ゆき		
同	間光	洋	
同	伊藤修一		
同	戸館圭之		
同	指宿昭一		
同	加藤英典		
同	高橋右京		
同	佐野雅則		
同	角替清美		
同	白山聖	准	
同	西澤美和子		

目次

第1 緒論－検察官の即時抗告は証拠と論理を無視したもの	3
1 原決定の意義	3
2 原決定で明らかになった、確定1審及び確定控訴審判決の問題点	3
(1) 5点の衣類の発見経緯が不自然であること（原決定51頁以下）	3
(2) 鉄紺色ズボンのサイズ（同53頁以下）	4
(3) 端布（同56頁）	4
(4) 袴田のパジャマの混合油と血液（同59頁以下）	5
(5) 袴田が松下に渡したとされる紙幣（同60頁以下）	5
(6) 袴田の自白調書（同62頁以下）	5
3 検察官の即時抗告理由の不当性	7
第2 即時抗告審の審理状況	10
1 DNA検証実験	10
2 証拠開示	11
(1) 取調べ録音テープデータの開示	11
(2) 上記以外の証拠開示関係について	13
第3 審理結果	14
1 本田鑑定人のDNA鑑定を新証拠とした原決定に誤りはない	14
2 5点の衣類の色に関する証拠を新証拠とした原決定に誤りはない	49
(1) 総論	49
(2) 血痕の色についての原決定の判断に誤りはない	51
(3) 残存味噌の色からすれば5点の衣類の色は薄すぎ不自然である	59
(4) 1号タンク内の味噌の色を相当程度濃い茶色と認定した原決定に 誤りはない	61
(5) 結論	65
3 新証拠－取調べ録音テープから明らかになった袴田の違法な取調べ状況	66

(1) はじめに	66
(2) 袴田の取調べ状況	68
(3) 取調官の取調べについての証言の虚偽	73
(4) 小括	84
4 即時抗告審で明らかになったその他の証拠のねつ造	87
(1) 「清水郵便局で発見された封筒入り現金」のねつ造	87
(2) 右足脛の傷についてについて	104
5 原決定までの証拠によって明らかになったねつ造を否定する 検察官の主張に対する反論	106
(1) 端布について	106
(2) はけないズボンについて	109
(3) 血液の付着状況の不自然について	110
(4) 右肩の傷について	112
(5) 検察官の当初の立証や自白との不整合について	118
(6) 緑色パンツについて	123
6 無罪を推認する新たな証拠	125
(1) はじめに	125
(2) 無罪論その1—虚偽自白に陥れる危険要因の存在	126
(3) 無罪論その2—有罪仮説と無罪仮説の対比による心理学的検討	138
(4) 心理学的鑑定の意義—自由心証主義との関係	143
(5) 検察官調書の証拠能力の欠如	145
(6) 本項の終わりに—端的に無罪を示す証拠である	149
第4 結語	150

第1 緒論—検察官の即時抗告は証拠と論理を無視したもの

1 原決定の意義

原決定は、その中核をなす5点の衣類等に付着する血痕のDNA鑑定、及び色に関する新証拠の意義、証明力等に関し、きわめて論理的かつ緻密で説得力のある判断をしており、これに対する検察官の反論に理由がないことは、本意見書において詳述するとおりである。

5点の衣類は、原決定が述べるとおり、捜査機関によるねつ造を疑わせる重大な疑問を包含するものである。しかしながら本件の問題はそればかりではない。原決定が5点の衣類及びその他の証拠と新証拠の総合評価に関連して原決定51頁以下に指摘するように、本件においては、袴田が犯人であると認定する根拠としてあげられてきた証拠については、多くの問題があったのであるが、これまで裁判所があえて目をつぶってきたといわざるを得ず、原決定によって、これらの問題がはじめて合理的な検討の対象としてとりあげられたのである。

2 原決定で明らかになった、確定1審及び確定控訴審判決の問題点

以下、主に原決定の指摘の順序にしたがい、確定1審及び確定控訴審判決の問題点の要点を列挙する。

(1) 5点の衣類の発見経緯が不自然であること(原決定51頁以下)

原決定は、5点の衣類が仮に本件犯行直後に1号タンクに残っていた味噌の中にも袴田によって隠匿されたものとする、昭和41年7月4日の1号タンクの捜索時、同月20日の味噌の仕込み時いずれにも発見されず、昭和42年8月31日になって発見されたという経過が、不自然ではないとする確定控訴審の判断に疑問を投げかけている。この疑問は、裁判所として当然抱いてしかるべきであった常識的な疑問であり、確定控訴審のように、単に「不自然でない」の一言ですませることのできるものではない。

仮に袴田が犯人であり、5点の衣類を着用して犯行に及んだと認定するのであれば、少なくとも原決定が52頁以下にあげる疑問点につき、合理的な説明がなされなければならない。

(2) 鉄紺色ズボンのサイズ(同53頁以下)

控訴審において行われた鉄紺色ズボンの着装実検において、袴田はズボンをはくことができなかった。実検は袴田の申し出により行われることとなったところ、ズボンは袴田の腰の部分より上に引き上げることすらできないほどサイズが小さく、袴田の主張のとおり、袴田の着用していたものは到底考えられないものであった。控訴審裁判所はこのことを目の当たりにしたにもかかわらず、ズボンにつけられていた札の表示の趣旨を誤解し、事件当時はズボンをはくことができたとの誤った判断をしたことは、原決定の指摘するとおりである。そして、その原因の一つは、ズボンにつけられていた札の「B」の記載の意味が、サイズを示すものでなく色を示すものであることを、控訴審裁判所も誤解していたことにある。そして、このような誤解を招き、裁判所に誤った判断をさせた原因は、検察官がズボンの札の記載の意味を知らず、意図的に証拠を隠匿していたことにある。鉄紺色ズボンは、サイズの点よりみて、袴田のものではないことは明白である。

(3) 端布(同56頁)

5点の衣類が発見されてもなく、鉄紺色ズボンと切断面が一致する端布が、袴田の実家から発見されたという点も、確定控訴審及び上告審の有罪認定を支えたきわめて大きな柱であった。

しかしながら、その発見経過は常識的に考えられる経過を著しく逸脱しており、それについての明快な説明もなされていない。また、端布が通常の捜索の結果発見されたものであれば、犯罪の証拠物として当然履まれるべき鑑定などの手続きがある。しかるに、ただちにズボンとの同一性を前

提とする証拠調べ請求，冒頭陳述の訂正などが行われたことも，端布の発見経過に作為が介在したことを疑わせる事情である。

端布に関するこのような問題は，弁護人が第一次再審請求審において，指摘していたところであるが，今日に至るまで，裁判所において真剣に検討されることはなかった。

(4) 袴田のパジャマの混合油と血液(同59頁以下)

本件の発生直後である7月4日，寮の袴田の自室において袴田のパジャマ上下が押収され，鑑定に付された結果，混合油及び血液の付着が認められるという鑑定結果がもたらされ，これが，本件の犯人が袴田であるという捜査機関の確信の根拠となったこと，そして8月18日の袴田の逮捕に続く取調べにおいて，袴田を真犯人として追及し，自白を強要する絶対的な根拠として利用されたことは，袴田の取調べ状況を録音したテープに明瞭に記録されている。しかし，捜査機関による追及の材料とされた混合油及び血液の付着状況が，袴田を犯人と決めつける根拠とするにほど遠いものであったことは，原決定が述べるとおりである(原決定60頁)。

5点の衣類が犯行着衣であったとした場合に，どのような経緯でパジャマにも混合油と血液が付着したのか，合理的な説明はなされていない。

(5) 袴田が松下に渡したとされる紙幣(同60頁以下)

この問題についても，原決定の指摘する疑問は全く的確な疑問であり，袴田が松下に被害品である紙幣を預けたという想定は，およそ合理的なものとは思われない。

仮に松下が袴田から預かった札を，袴田の名前まで記載して郵便局に送付したとすれば，袴田から預かった金を送る際に，札の出所を隠匿する理由はなく，番号部分を焼毀する必要性はない。

(6) 袴田の自白調書(同62頁以下)

原決定は、確定1審が証拠能力を認めた唯一の自白調書である昭和41年9月9日付の検察官調書の信用性につき、あらためて検討を加え、その信用性につき、慎重な評価をする必要性を説いている。しかしながら、本件における自白調書の重要性は、確定1審が証拠能力を認めた検察官調書の信用性の検討のみで済ませるわけにはゆかない。自白は本件全体の審理、証拠の構造に大きくかかわっているのである。

8月18日に袴田を逮捕してからの取調べは、録音テープから明らかなおとおり、露骨な自白強要以外のなにものでもない。その結果袴田は9月6日に自白に追い込まれたのであるが、その自白の内容は支離滅裂であり、客観的証拠との齟齬も多く、変遷を繰り返す内容であって、真犯人が悔悟して自らの意思で真実を語る自白とは、全く異なるものであった。その詳細は浜田教授の数度にわたる鑑定に詳しい。裁判所としては、自白に至る経緯を、人間の心理の動きを踏まえつつ、合理的な過程として理解しようとする浜田教授の意見を、事実認定の合理性を支える努力として尊重し、謙虚に(場合によっては批判的にであっても)受け入れるべきである。第一次再審請求審の即時抗告審のような、自由心証主義への侵害であるかのような、傲慢な態度は到底許されるものではない。

自白調書が作成された上記のような経緯に鑑みれば、本件における自白に一片の任意性、信用性も認めることができないことは、自明である。そのようななかで作成された一通の検察官調書のみ信用性を認めるという確定1審の判断には、およそ合理性は認められないのみならず、少なくとも犯行着衣という重要な点において、事実認定に供することの不可能な内容を含んでいる。そのような問題があっても、なおその他の部分を事実認定の証拠として用いることは、到底許されるものではない。

本件は、要するに、5点の着衣がねつ造であったかそうでなかったに拘わらず、袴田が真犯人であることを認めるに足りる証拠はない。そして、

DNA鑑定等による結果が、他の証拠の再評価と総合評価のきっかけとなるべきであることには、疑問はない。

以上の通り再審を開始すると原決定が維持されるべきであることに変わりはない。

3 検察官の即時抗告理由の不当性

- (1) 原決定に対し検察官は即時抗告を申立てたが、その骨子は、本田鑑定の信用性を認めた原決定が、①ミトコンドリア型によるDNA鑑定をした神奈川県立山田良広教授(法医学者ではない)の鑑定を無視している、②本田鑑定には外来による汚染の可能性があるのに、その可能性が低いとしている、③DNAの選択的抽出法は種々問題があるのに、効果があるとしている、④本田鑑定には再現性がないのに信用性があるとするなどとして批判し、また、味噌による着色実験をした弁護側実験は条件設定が恣意的であり、再現実験にならないのにそれを信用した判断は誤りであるというものである。

そして、上記2点の新証拠を加えて総合評価して、最も有力な証拠である5点の衣類が事件と関係なく事後に作成されたとすれば、後日ねつ造されたと考えるのが最も合理的であり、ねつ造の必要と能力を有するのはおそらく捜査機関においてほかにはないと思われる、との原決定は前提を誤ったものと批判する。

まず①は、山田鑑定人が原審法廷で、自分の鑑定結果は「撤回する」と証言していることを、検察官は頬被りを決めこんでいることを指摘すれば足りる。

②は何の根拠もないが、のちに補充書で本田鑑定人自身のDNAだと口をきわめて言い募る。

③は当審が採用した鑑定と当該鑑定人及び本田教授の尋問によりその有効性が確かめられた結果に終わっている。

④は、原審で弁護人が完膚なきまでに論破済みである。

ところで、検察官が依拠するのは第一次再審における下記特別抗告審決定の判示部分である。

すなわち「仮に隠匿・ねつ造するとすれば、発見直前にならなければ隠匿することは困難であると考えられ、また、申立人の着衣又はこれに酷似した衣類を用意し、これに複数の血液型の人血を付着させるなどの作為が必要になる。しかし、これら5点の衣類及び麻袋は、その発見時の状態等に照らし長期間味噌の中につけ込まれていたものであることが明らかであって、発見直前に同タンク内に入れられたものとは考えられないし、上記のような作為をすることも困難であると思われる。」

この判断(特に下線部分)が、最高裁裁判官の先入観と思い込みにしすぎなかったことが、先の実験により崩れ去っているのである。検察官の論法は、死者の霊を呼び出す恐山のいたこの類である。

(2) 検察官が補充書(平成26年7月17日)で追加主張したのは、主として本田鑑定批判についてである。本田鑑定の中心は、血痕から選択的抽出法により本件の5点の衣類からDNAを検出したことであり、検察官はその反論のために科警研の技官による条件を異にする実験や、権力と潤沢な予算を使って総動員した研究者に依頼した前提を無視した研究結果を用意した。

たとえば、前述の自ら撤回を申出た山田鑑定を再度持ち出したり(8頁乃至18頁)、本田鑑定において本件資料から検出されたアレルは、検査時に混入した本田教授自身のDNAに由来する疑いがある(25頁以下)と言うに止まらず、原審で本田教授がクリーンスーツ(手術着)、クリーン帽子(手術帽)、クリーンメガネ、手袋、及びマスクを着用し医療用ハサミを用いて関係者の面前で慎重に血痕付着が明瞭な衣類の部分を切りとって折

半した採取行為(対して山田鑑定人は平服で鑑定人として最低限の用意もなかった)(弁181)すら批難する(31乃至32頁)。

そして対照資料からアレルが検出されなかったことに対してすら批判を加え(36頁乃至41頁), そのチャート資料は一部しか出されていないが, 実際のものとは異なる疑いがあるとさえ言う(42頁乃至46頁)。正になりふりかまわぬ悪あがき, というほかない。

また, 先の弁護側の味噌漬け実験についても, 実験によらず, 単に法医学的知見等に反すると言いつてるだけである(67頁乃至77頁)。

(3) 補充書は, また, 5点の衣類のねつ造に関して, 証拠がない, と種々反論する(78頁以下)。

その主な論点は, 捜査機関にはねつ造する動機や必要性がない, 当初の証拠構造と整合せず不合理である, 内部協力者を想定するのは不合理, 原決定が想定する大がかりなねつ造は非現実的, ねつ造の手法が不自然—例えば, 半袖シャツとスポーツシャツの損傷の相違, 鉄紺色のズボンのウエストサイズが本人の体型などと異なる, 血痕の付着状況が不自然などと言いつ, まとめる形で「捜査機関がそのような首尾一貫しないねつ造を行つたと考えることも不自然である」(97頁)と断ずる。しかし, これらの点は何ら原決定批判にはなり得ていないし, ねつ造だからこそ首尾一貫しないことになる, という歴史的, 経験的事実から容易に反論しうることばかりである。

さらに5点の衣類を除いても, 関係証拠には袴田が犯人でないとしたならば, 合理的に説明することが極めて困難な事実関係が含まれているとする(113頁以下)諸点も, とるに足りない。

例えば, パジャマへの血痕や混合油の付着は, いずれも微量であり, 犯行以外と結びつくものではない, とは言えず, 清水郵便局で発見された5万円入りの封筒も, そもそも5万円が犯行現場から奪われた被害金品その

ものである、との確実な証拠はなく、いかようにも作出できる現金であり、郵便物である。

そして極めつきは、「5点の衣類がねつ造されたものでないことが明らかである以上5点の衣類から血痕に由来するアレルを検出したとする本田鑑定の結果は全く信用できない」と結論する(118頁)。正に本末転倒の論理という外ない。

以上の詳細な論証は、以項以下において展開するが、速やかに本件即時抗告が棄却されるべきことが示されている。

第2 即時抗告審の審理状況

1 DNA検証実験

静岡地方裁判所は、平成26年3月27日、本件について再審を開始するとの決定をした。それに対して、検察官は、平成26年3月31日即時抗告を申立て、さらに同年7月17日即時抗告申立理由補充書を提出した。

そして、平成26年12月25日の第4回打合せの際、裁判所から、「本田教授の行った選択的抽出法の有効性の有無については、もう少し明らかにしたい」と鑑定ないし検証実験の意向があることが明らかにされた。

これに対して、弁護人は、選択的抽出法は、原審でその科学的信憑性について十分検討がなされており、あらためて検証する必要などないこと、厳密な意味で再現実験は不可能であること、なにより審理が長期化することから強く反対した。しかし、裁判所は、結局、上記鑑定を実施し、検察官推薦の鈴木廣一大阪医大教授に鑑定を委嘱した。弁護人は、反対している立場から、鑑定人の推薦もしなかった。

裁判所は、平成27年12月7日、鈴木教授の鑑定を決定し、翌28年1月7日鑑定人尋問が実施された。

上記鑑定については、裁判所、検察官、弁護人の三者が協議している中で、無駄な鑑定にならないように、検証の対象となった本田克也教授の原審での

鑑定の具体的方法を確認するためにも、場合により鑑定人を交えたカンファレンスを実施する必要があることも確認されていたが、鈴木鑑定人からは何の連絡もないまま時間が過ぎた。それにしても、あまりに時間を要しているため、裁判所が連絡をとったところ、平成29年2月23日に鈴木鑑定人より経過報告書等が提出された。その内容は、結論的に、本田鑑定の選択的抽出法の意義を否定するものであり、しかも、その内容は裁判所や弁護人が知る前に、鈴木教授よりマスコミに対して、しかも内容が間違っただけで公表された。

最終的に、鈴木教授より平成29年6月5日鑑定書が提出され、平成29年9月26日、27日に鈴木証人、本田証人2名の証人尋問が実施された。

上記のような審理経過であるが、結果、鈴木鑑定人が、鑑定において実施した方法は、裁判所の指示にも反して、本田鑑定の方法とは機材も用具も溶液の量も異なっており、裁判所の鑑定事項にも答えていない、きわめて恣意的で、ずさんな鑑定であった。当然、本田鑑定の信用性を判断する資料にもなりえないことが明らかになった。

弁護人としては、81歳の袴田が、しかも、原決定の内容が、その年齢と警察官の証拠ねつ造の可能性によって死刑判決を受けたことに鑑み、異例にも、決定と同時に死刑の執行停止、及び拘置の執行停止をしたにもかかわらず、その原決定の配慮を打ち壊してしまった審理経過であったと言ってよい。

裁判所としては、本件について、適正な判断が求められていることは当然であるが、上記のような審理経過に鑑みれば、一日も早い即時抗告棄却決定がなされるべきである。

2 証拠開示

(1) 取調べ録音テープデータの開示

ア 原審から証拠開示請求をしてきたが、即時抗告審においても弁護人は幾多の証拠開示請求をしてきた。にもかかわらず、検察官はこれにほとんど応じてこなかったところ、袴田の取調べ状況を録音したテープが清

水警察署の倉庫から発見されたとのことで、これらが開示されることになった（なお、以下では、「録音テープ」「取調べ録音テープ」あるいは「取調べ録音テープデータ」という。これらはすべて、検察官から開示された袴田の取調べ状況を録音したものを指す。）。

発見された録音テープは、オープンリール型のものであり、1巻ずつ箱に収納され、その箱の外側には、取調べ日時等の記載があった。開示された録音テープは全部で24巻存在した。平成27年1月30日、弁護団は検察官より、当該録音内容をDVD-Rにデジタルデータされたものの開示を受けた。その後、発見された録音テープの状態等を確認するため、録音テープ及びそれが収納されていた外箱等について開示を受けた。

イ 録音テープのデータ及び反訳文の証拠提出

弁護人は、開示された録音テープの内容をすべてチェックし、そこに録音されている取調べ内容について反訳文を作成した。そして、平成28年11月2日以降、順次録音テープのデータ及び反訳文を証拠として提出した(弁191)。

ウ 録音テープのデータ内容の分類

開示された録音テープのデータに収録されていた内容は、①清水警察署内において警察官が袴田を取調べたもの、②同署内において、吉村検察官が袴田を取調べたもの、③同署内において、弁護人が袴田と接見した際の接見内容を録音したもの、及び④それ以外の本件に関連しないと思われるものに分類される。その詳細については、「取調べ録音テープ時系列整理表」に記載のとおりである。

エ 録音内容

(ア) 証拠なき確信に基づき、執拗に自白を迫る

取調べを始めた昭和41年8月18日から、すでに捜査機関は確たる証拠もないのに、袴田以外に犯人はいないという前提で、執拗に自白を迫っていることが明らかになった。

(イ) 謝罪追求型の取調べの継続

袴田以外に犯人はいない、お前が犯人だと断定し、袴田に対して、犯人であることを認めろ、被害者に謝れ、などと執拗に有罪追及謝罪追及の取調べを行っていたことが明らかとなった。

(ウ) 弁護人との接見内容の録音

驚愕すべきは、岡村弁護人が袴田と接見をした際、その内容を秘密裏に録音していたことである。これは、憲法34条前段に違反する憲法違反の捜査である。袴田を犯人に仕立て上げるためには、憲法に違反しようとは構わないという手段を選ばぬ、ルール無用の人権侵害捜査が行われていたことが明らかとなった。

オ 鑑定意見書の提出

弁護人は、上述の録音テープのデータを供述心理学的に分析する必要があると考え、その分野における第一人者である奈良女子大学名誉教授浜田寿美男氏に鑑定を依頼した。その鑑定結果である鑑定意見書を証拠として提出した(弁202)。

(2) 上記以外の証拠開示関係について

弁護人は、上記以外の未開示の証拠についても開示するよう請求をしてきた。取調べ録音テープ関連の捜査報告書等の開示命令申立て(平成27年9月1日)、証拠リストの交付勧告申立て(平成28年6月28日)、松下文子別件逮捕に関連する証拠開示命令申立て(平成28年9月13日付)、焼けた紙幣に関連する証拠開示命令申立て(同上)、及び袴田の尾行捜査に関連する証拠開示命令申立て(平成29年3月21日)である。しかし、検察官は一切証拠開示に応じなかった。特に、証拠リストの交付

については、裁判所から開示が勧告されているにもかかわらず開示に応じないという不当な態度をとり続けてきた。許されない対応といわざるを得ない。

第3 審理結果

1 本田鑑定人のDNA鑑定を新証拠とした原決定に誤りはない

(1) 原決定の判断およびその論拠

ア 袴田事件とDNA鑑定

(ア) 袴田事件は、静岡県清水市の味噌製造会社の専務一家4人が惨殺された強盗殺人、現住建造物放火等事件である。同社従業員で元プロボクサーの袴田巖さんが逮捕・起訴され、1968（昭和43）年9月死刑判決を受けている。

当初の公訴事実では、袴田さんが、1966（昭和41）年6月30日、パジャマの上に雨合羽を着用して犯行に及んだとされていた。

ところが公判途中の1967（昭和42）年8月31日に味噌樽から麻袋に入った血まみれの5点の衣類が発見された。

そのうち白半袖シャツ（下着）の右肩に付着していた血痕の血液型が袴田さんと同じB型であること等から5点の衣類は袴田さんの物であるとされ、検察官は、1967（昭和42）年9月13日、袴田さんが5点の衣類を着て犯行に及んだと公訴事実を変更し、犯行後に5点の衣類を味噌樽に隠匿したと冒頭陳述も変更した。

しかし、その前日である9月12日に実家からズボンの端切れが発見されたことなど、当時から出来過ぎた証拠状況は警察の捏造ではないかとの指摘があった。そして控訴審で袴田さんは5点の衣類のうち鉄紺色のズボンを履けなかったにもかかわらず、1976（昭和51）年5月死刑は維持され、1980（昭和55）年12月最高裁も上告を棄却した。

(イ) 約27年続いた第1次再審において、弁護団は、血液型だけでは犯人とするには足りないとして東京高裁にDNA鑑定を請求、1998(平成10)年にDNA鑑定が試みられたが検察・弁護の双方推薦の鑑定人(科警研と岡山大)は鑑定不能としていた。しかし岡山大の鑑定でDNA型の一部プロファイルが検出されていたことから、保佐人である実姉による再審請求審において、足利事件、東電OL事件でのDNA鑑定を受けて、弁護団は静岡地裁に対し、技術の進歩を理由に再度DNA鑑定を請求した。

検察官は当初強いて反対しないとの態度を採っていた。裁判所が血痕のDNAだけを検出できるか打診し、弁護側推薦の本田克也筑波大学教授が「やれると思う」と述べたところ、一転検察はコンタミネーション(汚染)の危険を理由に強く反対し始めた。だが、結局、鑑定実施が決定された。検察側推薦の山田良広神奈川歯科大教授との複数鑑定であった(この裁判所からの要請に応えるべく本田鑑定人が採用したのが「選択的抽出法」であり、この方法の有効性が即時抗告審での最大の争点となった)。

(ウ) 両鑑定人の結論は、少なくとも白半袖シャツの右肩部分から検出されたDNAは袴田さんのDNAと一致しないという点では共通していた。

本田鑑定人の結論は、15ローカスを一度に検出できるマルチプレックスのアイデンティファイラー・キットを使い、検出された一部のローカスの型が袴田さんと異なることで導かれている。また、山田鑑定人の結果は、ミトコンドリアDNA鑑定から導かれている。

ところが山田鑑定人は、自分の鑑定結果の信用性については自信がないので「撤回する」と証言し、関係者を啞然とさせた。

そのため、検察官は、足利事件同様、本田鑑定を失敗鑑定と徹底的に非難した。

イ 原決定の判断

原決定は、「(本件鑑定試料は) いずれも鑑定するには条件の悪い劣化試料であり、発見されて以降の管理状況から外来のDNAによる汚染も懸念されるものであった。当裁判所は、これらの点にも十分考慮して検討を進めた結果、本田鑑定は、その手法や型判定等で本田が説明すること全てが全面的に信用できるとまでは判断していないが、白半袖シャツ右肩の血痕が袴田のものではない疑いは相当に濃厚であり、5点の衣類の多くの部分の血痕が被害者4名のものでない疑いも相当程度認められるという限度では信用できる」と判断した。

ウ その理由

原決定が本田鑑定の信用性を肯定した理由は、次の通りである。

① 対象試料からアレルが検出されていないこと

「最も大きな理由は、対照試料の検査結果(全くアレルが検出されていない。)等から、検出されたアレルの大部分は血痕に由来する可能性が高いと認められるから」であると対照試料からのアレル不検出を特に指摘している。

「対照試料」とは、鑑定試料のうち血痕が付着していないと認められる部分をいい、アレルとはDNA型のことである。対照試料からアレルが検出されない事実は、血痕付着部分から検出されたアレルが血痕に由来するDNAであることを証明するとともに、その試料が汚染されていないことを証明する。

② 本件試料には血液が付着している蓋然性が認められること。

確定判決は、血液型検査結果から、5点の衣類には夥しい被害者の返り血が付着しており、白半袖シャツの右肩に付着した血痕はB型で

あるから袴田さんの物であると認定している。鑑定に際して5点の衣類を直接検証した裁判所、検察官、弁護人らが一致して血痕付着状況を確認しているから鑑定試料に血痕が付着していないとすることは不可能である。

なお「検出されたDNAが血痕に由来するか否か」も鑑定事項となっていたが、山田鑑定人は「(確定事件での血液型鑑定などから)余りにも当然のことなので特に検討しなかった」と証言していた。

③ アレルドロップインの可能性が低いこと。

「アレルドロップイン」とは通常では考えられない原因不明のアレルが検出されることをいう。原因の1つと考えられているのは、極微量試料 (Low Copy Number という) から何とかアレルを検出しようと、DNA中の検出したい塩基配列部分を倍々ゲームで増やして行く方法であるPCRの反応回数を上げること(多くすること)である。このことをアメリカの研究機関が実験に基づいて報告している。

④ 外来DNAによる汚染の可能性が低いこと。

「外来DNA」による汚染の可能性が低いことは血痕が付着していないと思われる場所の対照試料から何もアレルが検出されてないことで証明されている。しかも両鑑定人とも鑑定試料に誰かが触れたりしても数週間で消えると証言していた。

⑤ 血液由来DNAの選択的抽出法を用いていること

「選択的抽出法」は血液のDNAを選択的に抽出すると理解される面もあることからDNA抽出段階の手技と誤解されている。

しかし、選択的抽出法とはDNAを抽出する方法ではない。DNAを抽出する段階の前の処理方法である。すなわちDNAを格納している血液細胞を掻き集めて結果としてDNAの収量を増やそうとするものである。「抗Hレクチン」が血液細胞に付着して「凝集」作用を起

こすことから、凝集した血液細胞を遠心分離にかけ血液細胞だけを取り出す方法である。そのため、正確には「細胞選択抽出法」と呼ぶべきであって、本田鑑定人も誤解を避けるため現在ではそう呼称している。

エ 慎重の上にも慎重を重ねている原決定

しかも決定は、検察官が批判した部分についての鑑定結果を検討対象から全て排除し確実と思われる結果のみを分析した上で、結論を下している。

以上のとおり、原決定は、DNA鑑定を十分に理解した上で、本件事案の特殊性を考慮し、更に、検察官の主張にまで配慮した上で本件決定を下している。

オ 犯人性否定のためには一部のローカス結果で足りる

(ア) アイデンティファイラーは15のローカスを一度に検出できるマルチプレックスのキットである。司法研究「科学的証拠を用いた裁判の在り方」（法曹会。以下「在り方」という）では、この場合、15ローカスが全部検出されなければ、異同識別上「一致」の結論を導くべきではないとする玉木敬二教授の見解が示されている（同書123頁）。検出されていないローカス部分が本当は一致していない別の型かも知れないことを理由とする。

検査は検出されているものから判断するものであるから、検出されていないものに対する憶測を交えると、未実施の検査を想定すれば全ての結果が否定されることになり、この結論は極めて不合理である。したがってこのような見解は国際的には共有されていない。むしろButlerらの教科書には部分的なプロファイルでも積極的に利用すべきであるという説明がなされている（弁177、207等）。

(イ) 逆に、15ローカス全部が検出されていなくとも、検出された一部のローカスが一致していなければ、異同識別上、不一致の結論は出せるというのが「在り方」の見解である（同書94頁）。これは国際的なコンセンサスに沿ったものであると言える。1つのローカスでも一致しなければ異同識別上は別人であるから、この見解は妥当である。

袴田事件では、40年前の陳旧試料である以上、市販キットを用いた場合には、完全なプロファイルが検出されないことが予想された難資料である。原決定は、検察官が異議を述べた、すなわち当事者に見解の相違があるローカス結果を排除して判断するという姿勢を採った。明瞭に検出され、かつ結果に重要な意味がある一部のローカス結果を重視して判断を下している。不一致を確認するためには1つのローカスで十分なのであるから、原決定の判断は極めて合理的で適正なものである。

本件においても、異同識別上、不一致の結論すなわち犯人性を否定するためには確実に検出された1つのローカスでも足りることを肝に銘じるべきである。

カ なお、しかし決定は、理由⑤について「ただし、この方法は、血液細胞の比重の重さと凝集反応を利用するものであるから、試料が古くて血球細胞に損壊又は状態変化が起きている場合に同様の効果が期待できるか必ずしも明らかではない。」と説示していた。そのため即時抗告審はそれを検証するための鑑定を決定した（以下「検証実験」という）。

「細胞選択的抽出法」のうち本件鑑定に適用した方法は、レクチンが血球細胞に付着（結合）することによって凝集反応が起こる。とすれば、血球細胞が損壊又は状態変化を起している場合にはレクチンが付着せず、凝集作用も起こらない結果、細胞選択ができないのではないかとこの疑問があったからである。

しかし、三者協議でかなりの議論を費やしたものの、この検証実験の位置づけが明確にされていたとは言い難い。そのため、その目的と限界を明らかにしておく必要がある。

なぜなら、この疑問はあくまで血液細胞と唾液（上皮細胞）との分離に関してのものだからである。

もともと、原決定は、血痕付着部位からDNAが検出され、付着していない部分から検出されなかったことから、検出されたDNAは血痕由来のものであること（理由①）、血液付着の蓋然性が認められること（理由②）、アレルドロップインの可能性が低いこと（理由③）、外来DNAによる汚染の可能性が低いこと（理由④）によって既に「血痕由来のDNAが検出された」と認定しているからである。細胞選択抽出法は補強的理由であり、決定的理由ではない。理由①ないし④で雌雄は決している。本田鑑定によれば、白色半袖シャツを含むほとんどの検査結果に混合試料ないし汚染資料を疑わせるような結果は出ておらず、そもそも本件資料に唾液その他の外来DNAが付着していることを仮定すること自体に根拠がないからである（明らかなのは「味噌」だけである）。

そうすると、検証実験の目的は、細胞選択的抽出法の有効性の有無にかかわらず、この実験手順によって、資料に付着した血液細胞を回収できるか否かという単純な問題に帰着する。

もしもレクチンによる血液凝集が有効でなかったとしても、本田鑑定人は最終的には反応液に遠心分離をかけているので、溶液中に浮遊する細胞残渣やDNAを含む粒子の一部は確実に回収できる。つまりレクチンによる細胞選択が仮に有効でなかったとしても、細胞選択ができないだけであり、そこに存在する細胞由来のDNAは確実に抽出されるからである。

そして、原決定の理由づけを前提とする限り、検証実験の目的は「細胞選択的抽出法」のうち本件鑑定に応用した方法が本件資料に対してどの程

度有効であったかどうかの検証となる。有効性の程度が確認できれば、原決定の正当性は、いわば200%「確実」なものとなるから、その意味では検証は重要かもしれない。

ただし、検証実験は、「原理」の正当性の問題から離れて、とある陳旧血痕では血球細胞がどの程度損壊し又は状態変化を起こしているのかという「個別的な事実」への適用の問題となるに過ぎない。

それを正しく認識していないと、「個別的な事実」に対する実験条件の妥当性の問題イコール「原理」の正当性の問題に歪曲化されかねない（試料ごとのケースバイケースとなるにもかかわらず、個別的な失敗例で原理的な有効性が否定される危険を孕むということである）。そして、本鑑定の資料が45年を経過したということ以外は全く未知であることから、検証実験に用いる資料の設定を本鑑定に近づけようがなく、結果として本鑑定の条件と離れば離れるほど、検証実験は無意味となる。

そのため弁護側は検証実験に反対し、鑑定人の推薦なども行なわなかった。また、鑑定人が正当に検証を行えば方法の正当性が確認されるものと確信していたためであり、またいかなる結果を出してきても、科学的な反論ができると確信していたからでもある。

(2) 即時抗告審におけるDNA鑑定の経過

ア 即時抗告審は、細胞選択抽出法が陳旧血痕にも有効かを検証するため、新鮮血に新鮮唾液、陳旧血痕に新鮮唾液を混ぜて細胞選択抽出法を実施するという鑑定事項で、2015（平成27）年12月、検察官推薦の鈴木廣一大阪医大教授に鑑定（検証実験）を命じた。

イ 鈴木教授は、1年2か月後の2017（平成29）年2月に提出した経過報告書において、電気泳動上DNAは消失している、これはレクチン溶液にはDNaseというDNAを分解する有害物質が含まれているからだ、DNA検査に遺伝子工学用として調整されていないレ

クチン溶液を安易に使用することは禁忌である、と記載していた。しかし、（裁判所から提案された）鑑定事項である血液と唾液の混合試料についての実験はなされなかった。新鮮血と陳旧血痕それぞれについての実験しかなされず、しかもアイデンティファイラーによる型判定の結果を示すエレクトロフェログラムは提出されていなかった。

ウ 同年6月に至って提出された最終報告書では、一部のエレクトロフェログラムが提出された。しかし、提出されたものは本田鑑定人の細胞選択的抽出法とは全く異なる手順を用いたものであった。本田鑑定人の細胞選択的抽出法に最も近いケースについては、STR検査を実施していないことも明らかにされた（理由は不明である）。

(ア) そして、提出されたチャートの結果は、第1に、新鮮血痕を検体としてレクチンを滴下した実験のエレクトロフェログラムにはアレルのピークが明瞭に認められ、DNA型が検出されていた。これはレクチン添加によってもDNA型検出が可能だったということであり、レクチンは決してDNAを分解ないし消失させないということを明らかにするものであった。

第2に、陳旧血痕を検体とした場合にはDNA型は検出されなかったか、検出されたDNA型が極めて少数という結果となっていた。しかしながら、ここでは「陳旧血痕を検体とした場合にもなお、検出されたDNA型が極めて少数であったとしても検出されている」ことが証明されていることは事実であり、検証結果はレクチンを添加しても陳旧資料からDNA型が検出されることを示しているのは明らかである。

(イ) 鈴木鑑定人の実験では、DNA型は検出されない場合があり、また検出されたDNA型が極めて少数なのはなぜか、という疑問について

は、鈴木鑑定人は本田鑑定人の方法とは意図的に異なった方法を用いているからだ、と推測される。

鈴木鑑定人は、最終報告書においては、レクチンを添加すると陳旧血痕から「型判定されづらい」（できないではない）というこの結果を無前提に正しいとしたが、それによって細胞選択的抽出法の原理としての有効性を否定するのではなく、別の観点から批判的解釈を行っている。

すなわち、鈴木鑑定人は、本田教授の手法の一部（56℃で震盪する部分）では繊維に固く付着した陳旧血痕を分離・溶出することは困難である、との批判を新たに付け加えた。ここでは「細胞選択的抽出法」の原理的な有効性の議論ではなく、その個別の適用方法の批判へと論点のすり替えがなされている。

エ 東京高裁は、鈴木鑑定人と原審本田鑑定人の証人尋問を決定し、それは2017（平成29）年9月25日及び26日の2日間に亘り、両教授の事実上の対質によって行なわれた。

弁護団では、細胞選択抽出法によるDNA鑑定を9月23日に約9時間かけて行ない、その実況録画を法廷で上映しつつ本田教授が尋問に答える形でプレゼンテーションを行なった。鑑定試料は新鮮～12年経過の7種類の新旧血痕で、本田教授の指導のもと角替弁護人と大学4年生の2人が手技を行なった。結果は全ての試料からDNA型を検出した。

鈴木実験は陳旧血痕からDNAを検出できず、弁護団実験では陳旧血痕からDNAを検出できた。この違いの原因は何か？

以下では、選択的抽出法と鈴木鑑定人の実験手法を比較しながら、原因を分析する。

(3) 鈴木鑑定は本田鑑定の信用性を揺るがさない

ア 細胞選択抽出法（弁護団実験＝本田鑑定）とそれぞれの意義

細胞選択抽出法を用いたDNA検査の手順とその意義は以下のとおりである。

(ア) 血痕 (0.5 cm四方の布) 浮遊液 (生食1 mL) を2 mLチューブ内で混合し, 抗Hレクチン1滴 (40 μ L) を入れ, 37°C, 1時間で反応させる。

※37°C-1時間は生理的温度で細胞を安定させるためである。

(イ) 56°Cで5分間, 震盪 (2,000 rpm) を加え, 布片を滅菌ピンセットで素早く取り除いて, その後直ちに遠心し (3,400 rpm/分で2分), チューブを転倒させ上清を捨てる。沈査を確認する。

※56°C-5分は凝集の解離を起こさせない限度。震盪は浮遊液に対流を起こし布片から血液細胞を乖離させるため。本田教授は予備実験を繰り返す中で最適条件として設定した。

※布片を取り除くのは浮遊液だけにするため。そうしないと遠心条件を設定できない。

(ウ) 沈査を lysis buffer (溶解液) に溶かし, プロテナーゼKを加え, 56°Cで10分, 反応させる。

※細胞質を溶解・破壊しDNAを露出させる過程。

(エ) 溶解液をマックスウェル16でDNAを精製抽出し, 300 μ Lの緩衝溶液 (elution buffer) に回収する。

※マックスウェル16はシリカビーズを利用した固相抽出法を実行するロボットである, 通常通りの抽出を行う。

※緩衝溶液に回収するのはDNAの自己分解, DNaseなどによる分解から守るためである。

(オ) PCR増幅を行なう (identifiler kit を用いる)。

※identifiler はDNA検査キットの商品名であり、反応溶液（マスターミックス）とマルチプレックスのプライマーセット、アレリックラダーマーカ、コントロールDNAなどが含まれている。

※なお identifiler（本田鑑定）のPCR設定回数は28回、改訂版キットである identifiler plus（今回の実験）では、DNA量が少ないことが予想される場合には29回で行うようにマニュアルに説明されている。

（カ）キャピラリー電気泳動（CE）を行なう。

※キャピラリー管を通過するPCR断片を測定する。プライマー毎に蛍光標識されているためローカス毎に選別され、検出量によって蛍光強度が異なることからその強度を測定する。

（キ）蛍光色毎の蛍光強度データを解析ソフトにかけて、増幅断片の長さ
と強度を解析し、DNA型に読み替えて、チャート図に変換する。

※蛍光強度はエレクトロフェログラム上ピークとして表現される。

イ 鈴木実験が検証していないこと

（ア）即時抗告審における鑑定の目的は、原審における本田鑑定の細胞選択的抽出法の効果を確認することにあつた。

裁判所に選任された鑑定人である鈴木鑑定人としては、本田鑑定の細胞選択的抽出法の有効性を確認できるかどうかを検証することが期待されていた。

ところが、鈴木鑑定人は、細胞選択的抽出法と異なる独自の方法で実験を実施した。

具体的には、鈴木鑑定人の手法は、次の通りである。

鈴木鑑定人は各実験によって条件を変えており、どの実験がいかなる条件で実験がなされたのかが尋問を経ても判然としないところもある。

るが、ここではSTR検査を実施している平成29年2月23日付け経過報告書の実験3-4及び実験3-5の手法を整理する。

- ① 新鮮血を濾紙に付着させ、パンチアウトして直径約5mmの円形の紙片を作成する。
- ② 37℃に加温した生食水0.5mLに抗レクチン試薬1滴(約50μL)を加えて反応液を作成する。
- ③ 上記水溶液の内0.2mLを1.5mLチューブに移し、上記紙片2枚を入れる。
- ④ そのバイアルをヒートブロック上で反応(37℃で60分間)させる。
- ⑤ 同バイアルをヒートブロック上で反応(56℃で5分間振盪)させる。
※実験3-4ではこの過程を省略する。
- ⑥ 同バイアルの中身を紙片及び水溶液ごと新しいバスケット付きバイアル(サイズ1.5mLチューブに移す(2.0mLを使ったものもあるというが、どれにを使ったかは記憶がなく、適当に使い分けたという証言があったので、ここでは鑑定書記載のように1.5mLを基本としたと解釈する)
- ⑦ バスケットをつけたままバイアルを遠心分離器(3400rpm/分で2分)にかけ、上清部分と沈渣部分を分離する。
- ⑧ 上清部分と沈渣部分に分離した溶液にプロテナーゼK処理をする(プロテナーゼKの使用濃度は不明)。
- ⑨ 各溶液が入ったバイアルをヒートブロック上で反応(56℃で4時間)させる。
※実験3-4ではこの過程を省略する。
- ⑩ FMキット(キアゲン)により上記溶液にDNA抽出処理をする。

上記のとおり、鈴木検証実験の方法は、試料が布片ではなく紙片であること、溶液量が1.04mLではなく0.2mLと減少させていること、紙片を除去するためにピンセットではなくバスケット付きのバイアルを使用し、遠心分離にかける際にもバスケットを付けたままであること、DNA抽出過程においてマックスウェル16ではなくFMキットを使用していることなど、使用した血痕担体の性状と大きさ、使用した血液量、使用したチューブ、血痕担体の除去方法と沈殿を遠心によって回収する方法、DNAの抽出試薬など過程の全段階が本田鑑定と異なっている。細胞選択的抽出法は試料を採取する過程で血液細胞を選択的に抽出する方法であるが、その過程で鈴木鑑定の手法が細胞選択的抽出法と共通しているのは試料にレクチン試薬を加えているという点のみであり、最も致命的なのは試料の担体と量が異なること、スピンバスケットを紙片を除くために用いていること、その後のDNA抽出法(使用したキットないし機器)が原理的に全く異なった方法になっていることである。

鈴木鑑定は、実験毎に条件を変えてはいるが、結局どれ一つとして細胞選択的抽出法と同じ条件で実験を行っていないのである。つまり本田鑑定の方法の検証は全くなされていないのは明らかである。

	試料	溶液量	バイアル サイズ	バスケ ット	37℃処 理	56℃処 理
本田	布片	1.04mL	2mL	×	○	○
実験 3-2	紙片	1.05mL	1.5mL	○	○	○
実験 3-3	紙片	1.05mL	1.5mL	○	○	○
実験 3-4	紙片	0.2mL	1.5mL	○	○	×
実験 3-5	紙片	0.2ml	1.5mL	○	○	○

平成29年2月23日付け経過報告書の実験3-2及び実験3-3は、試料が紙片であり、バスケット付きバイアルを使用しているという違いがあるものの、生食水1mLに抗Hレクチン又は抗Hストロングレクチン1滴（本田鑑定では使用していない）を投入して水溶液を作成しており、その点では細胞選択的抽出法と共通しているように見える。

問題なのは、鈴木鑑定人は、実験3-4及び実験3-5でSTR検査を実施しているが、実験3-2及び実験3-3ではこの検査を実施していないということである。

この点について、鈴木鑑定人は、「M血痕（O型）、N血痕（AB型で全ローカスヘテロ接合体）を用いた実験3-5でのDNA抽出液についてSTR型検査を実施しているので十分と判断いたします」と説明するのみであった（平成29年9月7日付け回答書）。通常の機器ではPCR反応は96検体同時にできるはずである。また型判定のキャピラリー電気泳動も少なくとも同時に多数の検査ができるため、かかる手間は同じである。にもかかわらず、このようにして抽出された試料をPCRにかけて調べてみようとならないのは大変に不自然である。

実験3-2及び3-3は不完全とはいえ、本田鑑定人の方法に最も近いものである。実験3-5の再現性の確認のためには、検証実験として大変に意味のある検査であった。にもかかわらず実施しなかったことは不可解である。

理由をあえて憶測すれば、実際は実施したけれども結果を出したくなかったか、あるいは結果を調べたくなかったのか、のいずれかとしか考えられない。

また、鈴木鑑定人は、使用した血液滲出液の量を1.05mLから0.2mLに変更した積極的な理由も明らかにしていない。しかし、

後述するように、水溶液の量は鑑定の結果に影響を与える可能性があるのであるから、実験3-2及び実験3-3と同様の試料を用いた実験3-4及び実験3-5でSTR検査を実施すれば事足りるという訳ではない。実験3-4及び実験3-5のSTR検査を実施しておきながら、細胞選択的抽出法と比較的近い実験3-2及び実験3-3でSTR検査を実施しないことは、不合理である。

(イ) 鈴木鑑定は、裁判所の鑑定嘱託事項に違反している。

細胞選択的抽出法の検証について、裁判所は次のように整理している。

「資料としては、①新鮮血と別人の唾液との混合資料、②血こんが付着後10年以上が経過したガーゼの血こん付着部分に別人の唾液を付着させた混合資料、③③血こんが付着後10年以上が経過したガーゼ(②と同じもの)の血こん付着部分を使用する。それぞれの資料ごとに、資料を2mLチューブに入れ、加温生理的食塩水1mL及び抗Hレクチン1滴を加え、37℃で1時間感作させ、その後、56℃で5分間振盪し、②及び③についてはガーゼを素早く取り除き、さらに3400rpmで2分間遠心分離して、その沈殿層を抽出物とし、その抽出物のDNA型を判定する」。

そして、上記の手法が「血液由来のDNA型を判定することに有用であるか」が本件における鈴木鑑定人に対する鑑定嘱託事項である(平成27年12月7日付け決定書)。

即時抗告審で鑑定を実施する目的は、原審における本田鑑定で用いられた細胞選択的抽出法の有効性を確認することにある。だからこそ、裁判所は鑑定嘱託事項において細胞選択的抽出法の手法を具体的に記載し、その方法の有効性を検討することを求めたのである。裁判所の鑑定嘱託事項は、明確に誤解しようのない文章で書かれてある。した

がって、ここに記載された条件だけは最低限きちんと遵守するのが当然であろう。鈴木鑑定人に期待されていたことは、ここに書かれているように細胞選択的抽出法を忠実に再現し、その手法の有効性を確認することであった。

ところが、鈴木鑑定人の手法は、鑑定の嘱託事項の明示的な記載内容と明らかに異なっている。

具体的には、①「資料を2 mLチューブに入れ」るのではなく1.5 mLバイアルも使用していること（ただし、その区別に関する説明は得られなかった）、②「加温生理的食塩水1 mL及び抗Hレクチン1滴を加え」るのではなく、加温生理食塩水0.5 mL及び抗Hレクチン1滴を加えた上で、その内0.2 mLしか使用しなかったこと、③（実験3-4については）「56℃で5分間振盪」する処理を省略していること、が異なっている。これは鑑定嘱託事項を逸脱した行為である。

なお、鈴木教授は、2017（平成29）年12月1日、東京都品川区のきゅりあんで開催された日本DNA多型学会（理事長玉木敬二）第26回学術集会において、招待講演を行なった。袴田事件を含む自己の鑑定例を披歴していたが、その中で「鑑定人は鑑定事項に拘束されない」と述べていた（因みに、今回の講演は例年の例に反し、非公開で行なわれたため、学会員である笹森学弁護士しか傍聴できなかった）（弁221）。

(ウ)ところで、即時抗告審で鑑定が実施されるにあたって、実験者がどのように条件を設定すべきかは議論があった。裁判所としては、本田鑑定人作成の鑑定書や論文の記載のみで細胞選択的抽出法を再現できるのかは疑問があった。そこで、裁判所としては、鑑定決定後にいわゆるカンファレンスを行い、実験の条件設定等を鈴木鑑定人が本田鑑定

人に確認させることとし、そのカンファレンスには検察官と弁護人にも立会の機会を与える方針であった。

その後、鑑定決定後に鈴木鑑定人が平成28年5月に名古屋市立大学所在の試料を引き継いでからも進展がなかった。裁判所が鈴木鑑定人に進捗を確認したところ、「鑑定人から本田先生に対し、鑑定書に書かれていない条件設定の確認をする必要はないとのことであった。つまり、提供した試料及び裁判所が定めた鑑定事項で本試験に入って結果を出せるということである」との連絡があった（平成28年11月7日2.2回打合せメモ7頁）。そのためカンファレンスは実施されなかった。鈴木鑑定人には、本田鑑定人がどのような条件設定で鑑定をしたのか、その条件設定にどのような意義があるのかを本田鑑定人に直接確認する機会が与えられていた。ところが、鈴木鑑定人は、その機会を活用することなく独自の条件設定で実験を行ったのである。しかし、独自の条件設定について合理的な説明は得られなかった。

このような鈴木鑑定人の態度は、それ自体が裁判所の意向を無視しており審理の進行を歪めかねない点で、甚だ不誠実であり、批判されてしかるべきである。

(エ) そして、カンファレンスを省略した結果、鈴木鑑定人は、本田鑑定の意義を完全に誤解した。

尋問において、弁護人の「本田先生の選択的抽出法の手法で、鈴木先生が」実験をしたのはどの実験かという趣旨の質問に対して、鈴木鑑定人は、「レクチンを使う方法ですね」と回答している（平成29年9月27日尋問調書14頁）。また、「それは、5.6℃の工程を抜くか入れるかとか、そういうようなことです。大きな違いはありません。肝腎なのはレクチンを選択できるかどうかです」とも回答している（同尋問調書15頁）。

これらの回答からすると、鈴木鑑定人は、細胞選択的抽出法とはレクチン試薬を使用する方法が全てであり、レクチン試薬をどのように使用するかは本質的なことではないと理解しているのであろう。

しかし、いかなるモノも使い方によって効果が異なるのは常識である。例えて言えば、いかなる薬も使用する人の年齢や体調（病状）に従って量や使用方法（飲むか血管に入れるか）が決められるのであり、もしもこれを誤れば、病気がますます悪くなるか、場合によっては致命的になることは医師の常識であろう。同じように本田鑑定人の方法とは異なり、レクチンの「反応液濃度」を2倍にしたり、「反応液量」を5分の2にしたり、細胞にレクチンを作用させるのではなく高濃度レクチンをDNAそのものに混合してしまえば、全く違った結果になりかねないのは当然である。

鈴木実験が細胞選択的抽出法と共通していることはレクチン試薬を使用していることだけである。鈴木鑑定人の理解からすれば、これでも細胞選択的抽出法を再現したことになるのかも知れない。しかし、これはとんでもない誤解である。なぜなら「細胞選択的抽出法」というのは、本田鑑定人が尋問で説明したように、DNA抽出の前処理段階において、細胞特異的抗体やレクチンを用いて、混合試料ないし汚染試料から目的とする細胞を選択して回収する方法である。そしてその適用過程でレクチンを使うかどうか、使う場合にどのような条件で使うかは、試料の状態と鑑定の目的によって決められるのである。

細胞選択的抽出法は、その手法を前記1で詳述したとおり、56℃処理など一つ一つの手順にもそれぞれ意義がある。レクチン試薬を使用すれば細胞選択的抽出法という訳ではない。レクチンを使うとすればこの方法の発見者である本田鑑定人の方法に従うべきである。

鈴木実験は、裁判所の意向に逆らって、細胞選択的抽出法を理解しようとする事なく、本来の細胞選択的抽出法を使えば成功できるのに、あえて失敗するような実験を行なって、その通りに、細胞選択的抽出法が有害であるかのようなデータが選択され、誤った結果を提示したものである。これでは、「検証実験」の体をなしていないだけでなく、鈴木鑑定人による「細胞選択的抽出法の誤用」の提示と言うほかはない。

ウ 手技の不適當性

本田鑑定人は、選択的抽出法を本鑑定に採用するに際して、予備実験で検証を重ね、最適な手順を定めた。その一つ一つの手順に意味があるのであって、レクチンさえ混ぜれば他は何でもいい、などという問題ではない(9月27日証人尋問調書14頁以下)。鈴木鑑定人がSTR検査を実施しているサンプルには、全て以下のような手順の問題がある。

(ア) 布ではなくろ紙を使用した問題

本田鑑定人が細胞選択的抽出法のプレゼンテーションを行う際に布片を利用しているのは、本鑑定の試料が布片なため「限りなく本鑑定の試料に近づけるのが筋」と考えたからである(7頁)。本鑑定のために考え出した手法であるから、本鑑定に有効だったか否かを検証するために、可能な限り条件を合わせるといのは、科学的に当然である。本田鑑定人は、「ひょっとしたら紙の方が抜けにくいということもあるし」と控えめに表現しているが(9月27日証人尋問調書7頁)、ろ紙に滲み込んで乾燥した液体と布に滲み込んだそれとでは、吸収する血液量や溶け出す量が異なることは容易に想像できる。鈴木鑑定人が、なぜか布ではなくあえてろ紙を利用している点は、論理的・科学的にも実質的にも不適切と言わざるを得ない。

(イ) レクチン濃度を2倍にしている問題

本田鑑定人は、1.0 mLの生食にレクチンを1滴添加している。
鈴木鑑定人は、0.5 mLの生食にレクチンを1滴添加しており、レクチンの濃度を2倍にしている。

細胞選択的抽出法においては、試料に作用させるという意味で、レクチンは薬のようなものである。いうまでもなく、薬は適切な濃度で利用しなければならない。誤った量の薬を摂取することは毒になるのである。それに加えて、0.2 mLの反応液に血液を滲出させているのであるから血液はそれ自体も高濃度となり、37℃一時間の反応で血液中に含まれる凝固因子による血液凝固反応自体が高度に進行することになる。このような反応条件がレクチンの効果以前に血液凝固反応を起した可能性がある。

少なくとも、適切な量の薬を利用するという意味で濃度は最も重要であるのに、これを理由もなく変えた鈴木鑑定人の実験は不適切と言わざるを得ない。

(ウ) 使用溶液量が少ない問題

例えば、醤油がしみ込んでしまった台布巾を洗う時、水やお湯をためた桶の中に台布巾を浸し、こすったり揺らしたりすることは日常生活でよく行われる行動である。このようにすることによって醤油のシミが水の中に溶け出して汚れが落ちるからである。この時の桶の中に水をためるのは、水をたっぷり入れた方が醤油が滲み出しやすいからである。

細胞選択的抽出法は、まず、レクチンを加えた生理食塩水に布片を入れて、37℃で温めた上、56℃で震盪させて液中に血液成分をしみださせて凝集させる手法である。そのためには、布片を液体に浮かせる必要があり、「ある程度のボリュームでしっかりと液相が動く」状態を作る必要がある(7頁)。そのため、本田鑑定人は1 mLの生理

食塩水に約40 μ Lのレクチンを加えて、要するに1.04mLの液中に布片を浮かせている。これにより、布片は液中に浮遊し、血液成分が溶け出していることが、写真から明らかである（9月26日尋問調書別紙スライド17, 21, 弁217の写真6）。

これに対して、鈴木鑑定人は、なぜか、わずか0.2mLの溶液に直径5mmのろ紙を2～5枚も入れたというのである。

弁護人は、今般、かかる0.2mLの溶液を作成してその様子を写真撮影した(弁217)。これによれば、作成直後にはろ紙はかろうじて溶液中に浸り血液成分も染み出している(弁217の写真2～5)。しかし37 $^{\circ}$ C1時間の後には、溶液がろ紙に滲み込み、また、溶液がバイアルの底に固まってしまい、逆さにしても落ちてこないような状態であった(同写真7～10)。つまり凝集反応とは関係のない血液凝固が起きているのである。このような結果から明らかなように、鈴木鑑定人の手法はどう考えてもレクチンの反応を検証するための実験条件たりえない。

にもかかわらず、鈴木鑑定人には、手法の困難性についての証言が全くない。実際に実験を行ったものであれば、上記現象を観察しているはずであり、それについて言及があるはずなのに、鈴木鑑定人は考えも及んでいないようである。

このように、鈴木鑑定人の手法は不適切であるにとどまらず、同人の証言は真実実験をした者の証言内容とは考え難い。

(エ) 2mLではなく1.5mLのバイアル(チューブ)を使用している問題

本田鑑定人が2mLのバイアルを利用したのは、「ある程度のボリュームでしっかりと液相が動くようなチューブの方が液体への細胞の抽出が促進される」、
「使う容量を1ccにしたいとき、その後には

遠心分離が前提とされていますから、チューブの半分以下に収めた
い。」という理由だった(9月27日証人尋問調書7頁以下)。

これに対して、鈴木鑑定人は、なぜか1.5 mLのバイアルを利用
している。1.5 mLバイアルは先細りなので、液相の混和が不十分
になるだけではない。56℃震盪時の液相の震盪状態が変わってくる。
また、水量液が0.2 mLではバイアルの約13パーセントまでしか
液相がこないで、遠心条件を変える必要が出てくる(なお、水溶液
を1.05 mLにした場合(実験3-2, 3-3)では、逆にバイア
ルの3分の2まで液相が来てしまい、この場合も遠心条件を変える必
要が出てくる)。1.5 mLのバイアルを利用するのは手順の意義を
失わせ、不適切である。

仮にそのような違いに気づいていないにしても、どちらでも同じか
どうかは確かめてみなければ分からない以上、あえてなぜチューブを
変えてみたのか、についての説明がないことは問題である。

(オ) スピンバスケットの弊害

細胞選択的抽出法は、血液を溶け出させると同時にこれを凝集させ
て、その液体を遠心分離にかけることによって、凝集物を沈殿させる
ものである。そのため、液体から凝集物を取り除くことがないように
ピンセットで布を取り出した。

鈴木鑑定人は布片をピンセットで取り除くのではなく、浮遊液をス
ピンバスケットを通して別のバイアルに移し替えたという。

弁護人は、かかる手法について、バスケットやろ紙が凝集物をトラ
ップしてしまい不適切であるとの指摘をしてきた。

しかし、弁護人が実際にこれを再現したところ、鈴木鑑定人の使用
溶液量による方法では、バスケットに引っかかる以前に、バイアルか
ら溶液やろ紙がまともに出て来ないことが明らかになった(弁217

の写真17～20)。溶液もほんの少ししか移らず、ほとんどの溶液とろ紙は元のバイアルの壁にこびりついてしまい、スピンバスケットの中に全量が入って来なかったのである。

更に、かろうじて、スピンバスケットに移った溶液は、粘着力があり過ぎるからか、スピンバスケットを通らず、その上に残ってしまった(上記写真)。

先ほどの使用溶液量の点も同様であるが、このような実験は明らかに不合理であるし、ろ紙が入らない以上スピンバスケットを用いる意味は全くない。実際やってみればできないことを、できたかのように記載していることを見ると、結局、鈴木鑑定人が真実実験を行ったのか、助手に担当させたとしても、鈴木鑑定人自身が真に内容を理解しているのかさえ疑わしい。

(カ) 56℃で5分震盪処理の省略

前記の台布巾の例で言えば、台布巾を桶の水の中でこすったり揺らしたりするのは、これによって醤油のシミが水の中に溶け出しやすくなり汚れが落ちるからである。本田鑑定人は、これと同様の原理を利用して布片から血液を染み出させるために生理食塩水とレクチンの溶液中に布片を浮遊させたまま、56℃で5分間震盪させた。

これに対して、鈴木鑑定人は、56℃処理をレクチンの結合を「解離」する温度、すなわち「凝集を解く温度」と誤解したため、この処理を省略したという。

しかし、56℃5分処理で凝集が多少解けることはあっても、可逆的な変化であるし、全ての凝集が解けるわけではないことは、予備実験を繰り返した本田鑑定人が実証済みである(9月27日証人尋問調書10頁以下別紙113頁)。

それどころか、この56℃処理と震盪の手順を省略してしまつては、溶液が試料と共にバイアルの底に残つてしまい、逆さにしても落ちてこない状態である（弁217の写真7～10）。したがつて、鈴木鑑定人の56℃処理省略サンプルでは、実験自体できなかったはずである。その点からも、同人の証言は全く信用できない。

(キ) マックスウェル16

細胞選択的抽出法自体の手法とは少し離れるが、本田鑑定人は、マックスウェル16という自動化装置をDNAの抽出に利用している。マックスウェル16が同人の鑑定において果たす役割の大きさは、既に弁護人が繰り返し述べている通りである。特に、同システムがシリカビーズを利用している点がDNAを傷付けないで抽出できることから、本田鑑定人がこれを利用した大きな理由である（9月27日証人尋問調書12頁以下）。

しかし、鈴木鑑定人は、マックスウェル16を利用していない。マックスウェル16は自動機械でなくてもマニュアルで行うキットも用意されているにもかかわらずである（同日証人尋問調書12頁）。これは、選択的抽出法それ自体の手法ではないが、影響を否定できるものではない。

エ 手技の不適当性がもたらす結果

上記のとおり、鈴木鑑定人の実験では、レクチンの効果にかかわらず遠心分離により仮にいくらかのDNAが回収できたとしても、回収DNA量を減少させるのは明らかである。

鈴木鑑定人は、弁護人の尋問に対して、洗濯機の脱水作用と同視する説明をしたが、上記のとおり、鈴木鑑定人の溶液量では、そもそも紙や多くの液体成分はチューブを傾け溶液を注ぐだけではスピンバスケット内に落ちて来ないのである。また、仮に、ピンセットで取るなどする

なら、そのまま取り除けばいいのであって、無理にろ紙や液体をバスケットに移動させるのならスピバスケットは必要がない。さらに、その後の遠心分離で脱水（分離）されるのは水分であって凝集塊成分ではない。結局、沈殿として回収される凝集塊がないか極端に微量となる。その結果、仮にあったとしても回収DNA（鋳型DNA）量は多かれ少なかれ減少する結果とならざるを得ない。

レクチンを加えた実験で検出DNAがないか極端に少ないというチャート結果はそれで説明できる。しかしそれでも遠心分離により検出されていることは明らかである。

このように、鈴木鑑定人の方法には血球細胞の回収率を極端に落とす欠陥がある。その結果、検出限界を下回る鋳型DNA量ではPCR効率が極端に悪くなり、ピークが出ないかベースラインに隠される現象を生じる。正しく実験が行われたと仮定しても、ピークが出ていないチャートもあることは、それで説明可能である。

なお、鈴木鑑定人は、尋問後に新たに意見書を提出して来た。しかし、この意見書は、またもや自身の手順すらそのまま再現しておらず（同人の手法を再現すればどうなるかは、弁217の通りである）、かといって本田鑑定人の細胞選択的抽出法中の手順を再現しているわけでもない。全く意味のないものである。

オ DNaseの存在についての疑問

（ア）泳動上消えた理由

鈴木実験では、新鮮血の試料から「細胞選択的抽出法」（実際には本田鑑定人の方法ではない異なる方法）でDNAを抽出すると電気泳動上、DNAの存在を視認できない（見えない）ことがある。このDNAの「消失」（見えないこと）は実験を繰り返しても観察されたとはいえない。

まずここでの問題は、鈴木鑑定人が DNA の存在を確認した方法である。アガロースゲル電気泳動で紫外線照射によるものであり、感度が大変低いため、これで見えなかったとしても PCR に必要な濃度では DNA が存在していることがある、ということである。このことは鈴木鑑定人も肯定する。したがって、PCR 検出系の実験にあっては、アガロースゲル電気泳動を用いた DNA 濃度の推定は現在では行われていない。現在、どうしても濃度を測りたい場合には、NanoDrop 超微量分光光度計 (Thermo Fisher) などを用いることが常識となっている。

つまり、このような感度の悪い方法で DNA が見えないということだけでは、DNA が消失したとはいえない、ということである。

鈴木鑑定人は、ここで DNA が「消失」したとして、そうなる理由として市販の抗 H レクチン試薬に不純物としてデオキシリボヌクレアーゼ (DNase) が含まれている可能性があり、DNase が試料の DNA を分解するためではないかと分析している。鈴木鑑定によれば、DNase が試料の DNA を高度に分解してしまったから、STR 検査を実施しても DNA が検出されなかったのではないかと解釈したのである。そこで鈴木鑑定人は、自らの分析を裏付けるための実験を行っている。

しかし、次に述べるとおり、鈴木鑑定人の実験の結果からは、DNA の見かけ上の「消失」の原因が DNase であると結論づけることはできない。

(イ) DNase 活性検査について

鈴木鑑定人は、市販の抗 H レクチン試薬に不純物として DNase が含まれているのかを確認するために、まず抗 H レクチン試薬内の DNase 活性を測定している。その結果、抗 H レクチン試薬には、お

よそ0.05 unit/10 μ LのDNase活性が含まれ、スポイト1滴(40~50 μ L)あたり0.2~0.3 unit程度のDNase活性が存在していることが判明したというのである。

しかし、鈴木鑑定人がDNase活性を測定した実験の方法については、使用したキットの組み合わせと検出方法が不可解で、尋問でも理解困難な説明しかなされておらず、大きな疑問がある。

その点はさておき、鈴木鑑定人の測定結果が正しいとしても、それが明らかにしていることは、鈴木鑑定人の思惑とは裏腹に、市販の抗Hレクチン試薬に不純物としてDNaseが含まれていたとしても、その濃度は著しく低いということである。

DNaseはRNAの抽出などの実験等で使用されることもあり、特異的なDNase試薬が市販されている。例えば、株式会社ニッポンジーン社販売のDNase I (RNase free) という製品のDNase活性は、9~14 unit/ μ Lである(弁218)。また、タカラバイオ株式会社販売のRecombinant DNase I (RNase-free) という製品のDNase活性は5 unit/ μ Lである(弁219)。DNaseが実験に有効な効果を与えるためには、ある程度の量や濃度が必要とされているのである。

抗Hレクチン試薬に不純物としてDNaseという特異的な酵素が含まれているといっても、鈴木鑑定人の測定によればその量は1 μ Lあたり0.005 unitという極めてわずかな量にすぎない。このわずかな量のDNaseが試料のDNAにどの程度の影響を与えるのかを鈴木鑑定人は検討してないし、法廷で化学事典の記載を述べるのみで訴訟関係者に分かりやすく説明もできなかった。鈴木鑑定人のDNaseに関する議論は、DNaseの有無に限られており、DNaseの量や濃度に関する検討が欠落しているのである。

このように、使用濃度や使い方を無視して、高濃度で得られた結果が全てに当てはまると考えてしまう思考の欠陥は、鈴木鑑定人の全ての実験に貫かれていることは指摘しておきたい。

(ウ) DNaseはどこにでもある

a そもそも、DNaseの活性を持つ物質は、抗Hレクチン試薬に限らず、動植物の細胞内等の自然界の至るところに存在するとされる(9月26日証人尋問調書別紙スライド6枚目Butler127頁)。DNA鑑定では、試料を採取する段階で試料に付随的に存在するDNase活性を持つ酵素は、タンパク質除去過程である程度除去できるものの完全に除去することは不可能である。DNA鑑定において最終的に抽出したDNA試料にも、大なり小なりDNaseが含まれていることは当然に予定されている。

そのため、DNA鑑定では、抽出段階で試料からタンパク質を精製しDNaseを除去し、また抽出後にDNAが分解されるのを防止するために、DNA反応液には抽出後にEDTAを適正量加えている。純水もDNAを分解するので、DNAを溶かすバッファーには既にEDTAが含まれている。

b ところで、EDTAは、マグネシウムイオンをキレートすることでDNaseの活性を阻害する効果がある。鈴木鑑定人は、抗Hレクチン試薬内にDNaseが含まれていることを確認するために、抗Hレクチン試薬に「DNase不活化処理」を行う実験をしている。その際に抗Hレクチン試薬にEDTAを加えている。EDTAがDNaseを不活性化することは鈴木鑑定人も認める常識であるが、EDTAはマグネシウムやカルシウムなどの金属イオンを触媒とする全ての酵素の働きを阻害するのであって、これで効果が消えたからと言ってそこにDNaseが存在したということとはできない。

すなわち、抗Hレクチンにもマグネシウムイオンなどが含まれているため、抗Hレクチンの構造に影響を及ぼした結果、見かけ上、DNAの分解が抑えられた可能性が高い。

- c 上述のとおり、あらゆるDNA鑑定においてDNA試料にDNaseが含まれていることは予定されているのであり、DNA抽出の過程でDNaseの影響を取り除くための処理がなされている。そうすると、抽出されたDNA溶液にはEDTAが含まれているのであるから、DNaseによる分解は最小限に抑えられている。したがって抗Hレクチン試薬にDNase活性効果があるとしても、そのことがDNA鑑定の結論に影響することはない。

(エ) DNAと抗Hレクチンの結合（9月27日証人尋問調書尋問別紙1）

本田鑑定人は、DNAの「消失」とDNaseとは関係がなく、抗HレクチンにはDNAと結合する性質があり、その結合の結果、DNAが分解される可能性があるとして分析している（9月27日証人尋問調書別紙1・2頁）。

Lフコースは、DNA（デオキシリボ核酸）を構成するデオキシリボースと同じく、デオキシ糖の一種である。抗Hレクチンは、C3の水酸基ラジカルを認識して結合する働きを持っているため、Lフコースと同様にC3の水酸基ラジカルを有するデオキシリボースも、認識する。そのため、抗Hレクチンは、L-フコースだけでなく、水溶液中のデオキシリボース（DNA）とも結合することは、本田鑑定人の最新の実験によって確かめられている。

抗HレクチンにDNase活性があるかどうかについては、既に検討したとおり、その活性は高くないことが確かめられており、仮に、抗HレクチンとDNAを直接混合するという非現実的な状況を想定しても、以下に述べるように本田鑑定人が使用した濃度では、DNA鑑

定に影響しないことが判明している。それゆえに本件鑑定や「細胞選択的抽出法」とは直接関係がないことになる。

すなわち、本田鑑定人は、実験によって抗HレクチンがDNAと結合することを確認している（9月27日証人尋問調書別紙1・2頁）。DNAは大変にデリケートな構造であることから、結合すると一部分解することがある。DNAに凝集力という外力が加わった結果、見かけ上、DNAase機能があるかのように現象したと考えられる。アガロース電気泳動上DNAが「消失」することはありえないから、これはDNAが一部分解したことを誤って表現したものと理解できるものの、目的とするPCR反応が起こりさえすればこの分解は起ろうが起るまいが、なんの意味もないのと同じである。

本田鑑定人が鈴木鑑定人と同様の方法で追試したところでは、レクチンとDNAを直接混合した非現実的な状態でも、鑑定で使用した濃度（1mLの生理的食塩水に対して抗Hレクチン一滴）では、DNAの分解はあったとしても限定的であり、300bp以上の断片は残存することが確認できた（9月27日証人尋問調書別紙1・2頁上段）。この大きさの断片が残存していればPCR増幅は可能であるから、キットでのSTR検査には影響しないことがわかっている。そのことから、DNA型判定に影響するような分解は起きていないと断言できる。

そもそもPCR反応は、鋳型DNAを小断片化する反応である。抗Hレクチン試薬によってDNAがある程度分解されることは、PCR反応が起こりやすくなるため、むしろSTR検査には有効であると言える。

したがって、電気泳動上でDNAが見かけ上「消失」しても、それは見えないだけでなくなくなったわけではなく、STR検査には影響しないレベルでしかないことは明らかである。

カ 非特異的アリルが出現している事実はない

(ア) 鈴木鑑定人は、名市大の試料においてレクチンを使用した際、試料とは関係のないアリルが検出されているかのような主張もしている。

しかしながら、同人のこのような証言は根拠がない。なぜなら、同人が名市大試料についてレクチンを使用して検査したチャートでは、閾値を50RFUにしたものからでさえ、鈴木鑑定人の言う「本来の型」以外にアリルコールはないからである(RFU設定値50のEPG集：チャート3-2, 3-10, 3-11)。

鈴木鑑定人は、検察官に言われるまま、型が検出されてもいない、ピークなのかノイズなのかさえ不明な波について、まるで型が検出されているかのような証言をしている。このような議論をするのであれば、自分自身が出したチャート全てについて、アリルコールをされていないピークを検討しなくてはならないはずである。まったくもって論外な証言であり、このような証言をすること自体、鑑定人としての資質に疑問を抱かせる。

(イ) そもそも名市大試料は混合血痕の可能性が高い

a 「混合」の定義

DNAプロファイルの混合は、2つを超えるアリルがプロファイルのローカスで存在しており、通常はいくつかのローカスで3つか4つのアリルが見られてそれぞれのローカスでピークバランスが失われていることから判定できる(9月27日証人尋問調書24, 63頁, 弁204の87頁)。

b 名市大試料はその定義に該当していること

鈴木鑑定人が提出した名市大試料で「通常抽出法」を利用した鑑定チャートを上記定義に照らして判断すれば、名市大試料は複数

のDNAが混じった混合資料である。少なくとも間違いなくその疑いはある。

にもかかわらず、鈴木鑑定人は、この試料が混合資料であることを否定している。そして、その理由を問われると、「一人分が出ているからです。」「青木意見書の結果と同一であったからです。」という理由にならない理由を述べ(9月27日尋問調書23頁)、「一人分しか出ていないというのはどういう趣旨か」という弁護人の質問にも「それは右側の方の長い鎖状ローカスのピークを出すために行ってますので、操作しているということです。」と、理解できない回答をしている。「操作」とはいったい何のことか、「操作したから一人分」というのは一体どのような論理なのか、全く不明である。

ここをあえて解釈すれば、青木意見書と矛盾しないためには、その資料は一人分のDNA型でないと困るので、少なくとも高分子の型が一人分であることが出やすいように操作した条件で実験しているから低分子の領域の型が混合バンドであることは黙殺してほしい、本当は混合資料であるけれども、そうとは見て欲しくないということなのであろう。実験を目的に沿うように行うなどということは科学者としての態度ではない。

- c. なお、弁護人も今般初めて認識したことであり驚くべきことであるが、青木意見書に添付された本件実験試料の通常抽出のチャートは、対象試料と一致するピーク以外の自動表記が削除され、更に対象試料と一致するピークに注意を払わせるため、ピーク内を塗りつぶすようにソフトウェア上で操作されていたことが明らかになった(9月27日尋問調書64頁以下、検105)。と言えるのは、コンピュータには特定のバンドのみをハイライトして見せる機能はない

からである。このような行為は検査する者として許されない行為である。

この点は、鑑定人尋問において唯一話題となった青木意見書の重大な問題点である。しかし、青木は最後の3者協議の日に2通も意見書を提出しながら、この点についての反論は一切していない。この事実は、同人が自らアリルコールを削除したり、ピークにハイライト操作をしたことを認めている証である。

そして、本田鑑定人が見れば瞬時に分かる青木チャートの不自然さを看過して、青木意見書を根拠に、データ上否定できるはずのない混合資料を「1人分が出ているからです。」「青木意見書の結果と同一だったからです。」などとして混合試料でないと強弁する鈴木鑑定人は、もはや科学者ではない。

更に付言すれば、鈴木鑑定人は、名市大の試料を「1人分」などと評価しながら、上記アのようにアリルコールさえない「型」を読んだり、本田鑑定人が検出した混合の定義に当てはまらない部分的プロファイルが1人分とは言えないと証言するなど(9月27日尋問調書133頁)、あきれのうちに検察官に迎合している。

部分的プロファイルであっても有効に判断できるというのが国際的ルールなのは、2014(平成26年)12月18日付け即時抗告反論書2(DNA鑑定)73頁以下において、既に弁護人が証拠を示して主張した通りである。

(ウ) 非特異的アリルと指摘されたものとイは一致している

前述したとおり、50RFUでアリルコールされてもいない波形を型と読むのは論外である。しかも、いずれにしろ、鈴木鑑定人が「本来の名市大血痕の血液のDNA型とは違う」位置にピークらしきもの

が出ている、と証言する型は、全て通常手法によっても検出されている型である(9月26日尋問調書16頁)。

すなわち、鈴木鑑定人が、D19S433型では、12と14が本来の型ではないのにピークらしきものがある、というが、これらの型はいずれも通常抽出で検出され、アリルコールがされている(RFU設定値50のEPG集)。

また、D21S11型では、本来の型ではない29にピークらしきものがあるというが、これも、通常抽出法による検査でも検出されてアリルコールされている型である。

vWA型では、15らしい位置にピークらしいものが出ているというが、通常抽出でも15らしい位置に何度もピークが検出されている。アリルコールはされていないが、目視レベルで比較すれば、同じ15らしい位置である。

結局、仮に鈴木鑑定人の主張するような位置にピークがあったと仮定しても、上記の事情からすればそれは通常抽出でも検出されている混合DNAのピークを表しているだけであり、レクチンを加えても鑑定が可能であることを示す証拠に他ならない。

レクチンの影響によって非特異的アリルが生じたかのような鈴木証言は失当である。

キ 本件鑑定における細胞選択的抽出法についての総括

本件審理の結果からは、鈴木教授の検証実験が細胞選択的抽出法を忠実に再現したものではないことが明らかになった一方、細胞選択的抽出法が本件鑑定に有効であったことは本田鑑定人の指導による弁護団実験によって明白となった。これを要約すると次のとおりとなる。

(ア) 本田鑑定に対する検察官の批判は本件鑑定試料が混合試料かも知れないという「空想的仮定」から出発しているので、本田鑑定がDNA型を検出した結果は次のように総括される。

- ① 混合試料であって、選択的抽出法が有効であった。
- ② 混合試料でなく、仮にレクチンによる選択が不十分であったとしても、その後の遠心分離の過程で確実に白血球由来のDNAが回収できた。

いずれかはわからないものの、データとしてはいずれでも問題はない結果が得られていることが証明された。

(イ) またレクチンによるDNA分解は、起きるとしても凝集反応の結果であり、またあくまでも高濃度でのDNAとの直接作用の問題であって、本田鑑定で用いた方法でDNAに直接作用する過程はなく、また仮に作用させたとしても本田鑑定の使用濃度ではPCR反応に悪影響は与えない。

ク 結論

以上のとおり、「鈴木鑑定は検証実験ではないこと」は明らかである。また、そのように問題がある手法によってもDNAは検出されているのであって、鈴木教授による細胞選択的抽出法に対する批判すなわちレクチンにはDNaseが含有されており、それがDNAを分解するからDNAを検出できないとする批判は、自らの実験結果にも反するものであり、客観的には成り立たないということになる。

結局、鈴木教授による検証実験によっては、原審における本田鑑定の信用性を何ら動揺させることができない。

2 5点の衣類の色に関する証拠を新証拠とした原決定に誤りはない

(1) 総論

原決定は、5点の衣類の色に関する証拠に基づき、「5点の衣類の色は、長期間味噌に入れられたことをうかがわせるものではなく、むしろ、赤味噌として製造されていた味噌の色を反映させていない可能性が高いうえ、血痕の赤みも強すぎ、血液が付着した後1年以上の間、1号タンクの中に隠匿されていたにしては、不自然なものとなっている」(原決定48頁乃至49頁)と判示し、また、「これらの証拠は、確定判決中、5点の衣類が犯行着衣であり、犯行直後から昭和41年7月20日までの間に隠匿され、その後昭和42年8月31日までの間、1号タンク内に隠匿されたままであったとの認定に一定程度の疑いを生じさせるものである」(原決定49頁)と結論付けた。

平成26年12月18日付け反論書3において、5点の衣類の色に関する検察官の原決定批判が完全に的外れであり、原決定に誤りがないことを述べた。

さらに、即時抗告審において提出された新たな証拠からも、5点の衣類の色に関する証拠が無罪を言い渡すべき明らかな新証拠であるとした原決定に誤りはないことが確認された。

まず、即時抗告審で検察官が行った血痕の付着したTシャツを味噌漬けにする実験によって、血痕を味噌に漬ければ黒色又は黒褐色に変化することが確認された(弁212)。これは弁護団の行った第2及び第3味噌漬け実験と結論を同じくするものである。

そして、これも即時抗告審で提出した花田智氏(以下、「花田氏」という)の意見書によって、血痕を味噌に漬けると黒色又は黒褐色に変色する科学的根拠が、味噌及び血痕にメイラード反応が起きることにあることも明らかとなった(弁213)。

これらの証拠は、原決定が「血痕は、第2及び第3味噌漬け実験報告書では黒色又は黒褐色に変化していて、赤、又は赤みを帯びた色とは評価で

きない」「5点の衣類の血痕は、事件の際付着し、1年以上経過したものとしては、赤みが強すぎ、不自然である」(原決定48頁)と判示したことを裏付け、補強する。

また、上記検察官による味噌漬け実験によって、仕込みから約1年2か月で、橋本商店における味噌の製造方法によっても、淡色味噌という程度を超え、一般的な赤味噌の色になっていたと考えられること、仕込みから約2年経過すれば八丁味噌のような濃い色に変化することも明らかとなった。これも原決定の判断を裏付け、補強するものである。

以下、主として即時抗告審で提出された証拠に基づき、味噌に漬けられた血痕の色についての原決定の判断に誤りはないこと、1号タンク内の残存味噌の色からすれば5点の衣類の色は薄すぎて不自然であること、及び1号タンク内の味噌の色を相当程度濃い茶色と認定した原決定に誤りはないことをそれぞれ論じる。

(2) 血痕の色についての原決定の判断に誤りはない

ア 原決定の判示

原決定は、「血痕は、第2及び第3味噌漬け実験報告書では黒色又は黒褐色に変化していて、赤、又は赤みを帯びた色とは評価できない」のに対し、「5点の衣類の写真を検討するとネズミ色スポーツシャツ以外の5点の衣類に付着した血痕は、いずれも赤みを帯びていると認められ、このことは発見直後の実況見分調書において「赤紫色」、佐藤秀一鑑定書において「赤色」「濃赤色」「赤褐色」「淡赤褐色」「濃赤褐色」「濃赤紫色」などと表現されていることによって裏付けられ」(原決定47頁)ることなどからすると、「5点の衣類の血痕は、事件の際付着し、1年以上経過したものとしては、赤みが強すぎ、不自然である」(原決定48頁)と結論付けた。

上記のとおり、原決定は、佐藤秀一鑑定書添付の写真及び検20の写真に基づき血痕が「赤みを帯びている」という限度で認定し、第2及び第3味噌漬け実験報告書の血痕の色と比較している。

イ 検察官による味噌漬け実験でも血痕は黒色に変化した

中西宏明氏作成の平成28年9月21日付け意見書(検151)において、検察官が、血痕の付着したTシャツを長期間味噌漬けにする大規模な実験をしていたことが明らかとなった(以下、「検察官味噌漬け実験」という)。

検察官味噌漬け実験は、橋本商店の味噌作りの品質管理・分析を担当する技師として稼働していた山口元之(以下、「山口」という)から聴取した製造方法に基づいており、使用した味噌原料の分量については再現性が高いと考えられる。

検察官味噌漬け実験の血痕の色については、味噌漬けにしてから日が経つごとに血痕の赤みが消えて色が濃くなっている(弁212。写真1乃至20、腹部の血痕の比較)。181日後の時点ではかろうじて赤みがわかる程度となり(弁212。写真9乃至12)、365日後には赤みは残らず、黒褐色又は黒色となっている(弁212。写真13乃至16)。427日後はほとんど黒色といってよい(弁212。写真17乃至20)。血痕の赤みが消え、黒色または黒褐色に変化することは弁護団が行った第2及び第3味噌漬け実験の結果と同じである。

そして、検察官味噌漬け実験の427日後の血痕の色と佐藤秀一鑑定書添付の写真及び検20の写真の血痕の色とでは色調が完全に異なる(弁212。427日後と佐藤秀一氏鑑定書添付の写真との比較、427日後と検20の写真との比較)。検察官味噌漬け実験の427日後の血痕の色はほとんど黒といってよく、他方、佐藤秀一鑑定書添付の写真及び検20の写真の血痕の色は一見して血痕と分かる程度に赤みが残ってい

る(弁212。427日後と佐藤秀一氏鑑定書添付の写真との比較, 427日後と検20の写真との比較)。

このように検察官味噌漬け実験から、「5点の衣類の血痕は、事件の際付着し、1年以上経過したものとしては、赤みが強すぎ、不自然である」(原決定48頁)との原決定の評価が裏付けられたといえる。

ウ 血痕はメイラード反応によって赤みが消え黒色に変化する

味噌漬けにされた衣類に付着した血痕の色が変化する科学的根拠について、環境微生物学、食品変敗・変色を専門とする花田氏は意見書において、下記のとおり述べている(弁213)。

「味噌の原料である白色の煮大豆や米麴が褐色化するはこのメイラード反応に因るものである。米麴では麴菌の糖化酵素の反応により多量の糖が生成され、大豆は多量のタンパク質を含んでおり、メイラード反応が進行する条件が整っており、原材料の如何に関わらず熟成の長さに応じてこの褐変反応は必然的に起きる。東京農業大学の東和男氏による味噌醸造の再現試験(供述調書に記載された「麴歩合8歩程度の米味噌の醸造」)においても、仕込量による程度の差こそ認められたものの、10キログラムのものでも100キログラムのものでも、双方に味噌自体の褐変は認められている。色調の濃淡に関しては実際のものとは異なっているという議論は依然として残るものの、麴歩合8歩程度の米味噌を仕込み、且つ1年2ヶ月という長い熟成期間で醸造されたものは、確実に「メイラード反応」が進行する状況にあり、且つ褐変していたであろうということ、この再現試験は実証したといえる。

「メイラード反応」は大豆・米といった味噌原料の着色に寄与するばかりではなく、当然血液に対しても同時に起こり得る。それは、血球と血漿で構成された血液もまたタンパク質(ポリペプチド鎖)により構成されたものであるから自明であろう。味噌醸造時に多量に生成される3-

デオキシグルコソン(当該ケトアルデヒドが味噌醸造時に多量に生成されることは、参考資料2に記載されている)が、血液中のポリペプチド鎖と重合し、褐色化を引き起こすのだ。この結果、血液は黒に近い暗褐色に変色すると考えられる。弁護人が行った味噌漬け実験において血痕が黒褐色に変色したのは、「血液の色合いが『褐色のたまり』によって染色(混色)され変化した」だけではなく、主にこの「メイラード反応」に因ると考えるのが妥当である。」

このように、味噌漬けされた衣類に付着した血痕の色は、まず、味噌がメイラード反応により褐色化し、血痕の色と重なることによって色が濃くなり、また、血痕そのものにもメイラード反応が生じて褐色化が生じる。

弁護団による第2及び第3味噌漬け実験並びに検察官味噌漬け実験の結果、味噌漬けにされた衣類に付着した血痕の色が黒褐色ないし黒色に変化したのは、決して偶然ではなく、科学的根拠を伴うことが花田氏の意見書によって明らかになった。

エ 齋藤意見書(検65)に対する反論

検察官は、齋藤一之氏作成の意見書(以下、「齋藤意見書」という)に基づき、5点の衣類に付着した血痕の色は、何ら不自然ではないと主張している。しかし、以下のとおり、齋藤意見書に証拠としての価値は乏しく、原決定の判断に影響を与えるものではない。

(ア) 北里大学で保管されている血痕斑

- a 齋藤意見書は、意見書第1, 1において、血痕斑の色調について原決定を論難している。すなわち、「血痕斑の色調の経時的変化は、血液の量や濃度、夾雑物、付着した物体の材質、付着のさせ方、保存条件により、千差万別となる」と述べ、齋藤氏が非常勤講師を務めている北里大学で保管している血痕には、3か月、1年2か月、

2年1か月などがあるが、これらの色調は様々で、赤色ないし赤褐色調を帯びた検体もあると述べる。

- b しかし、齋藤意見書でも認めている通り、血痕斑の色調については、諸種の条件が関係する。この点については花田氏の意見書でも同意するところである。齋藤意見書では、北里大学で保管している血痕斑について、「濾紙に滴下して乾燥させ、1例ごとにビニール袋に密閉したものを…箱に納めて研究室の棚に常温で保管」したもので、「血痕斑の保管条件は、日本における一般的なもの」と述べている。

この点、花田氏は齋藤意見書のこの部分について、「この意見書は、血痕斑の色調変化の一般論についてのみ語られたものであり、味噌の中に保存されるという特殊な条件での色調変化を説明するに適切なものであるとは言えない。醸造中の味噌内という環境は、低酸素濃度、高二酸化炭素濃度に加え、低pHという言わば特殊な環境であり、研究室の棚に常温で保管された血痕斑サンプルと比較しても意味があるとは到底思えない。」と述べ、齋藤意見書の一般的な条件下で保管されていた血痕斑の色調について赤みを帯びていたかは意味がないとの指摘をしている(弁213)。

花田氏が指摘する通り、研究室の棚で保管するなどの一般的な条件下での結果と袴田事件の特殊な条件下での保管状況を比較することはあまりに不適切と言わざるを得ない。

(イ) 法医血清学的検査法マニュアルの記述に対する解釈

- a 法医血清学的検査法マニュアルは古い記載との部分について

まず、齋藤意見書はマニュアルの「赤色ないしは赤褐色の色調は数週ないし1か月あまり保持され」という時間的な記載部分を例外的と述べ、その根拠を他の法医学書に求めている。

しかし、マニュアルが例外的な記載とは言えない。齋藤意見書が挙げている文献はいずれも色調変化は述べており、血痕付着時期の推定に関しては正確な判断が困難と述べているのであって判断できないとも参考にはいけないものとも記載していない。また、他の法医学書によってもマニュアルのどの程度の時間経過でどのような色調になるかとの記載部分を否定するものはない。

さらに、原決定は5点の衣類の血痕の色調から「1か月余りである可能性が高い」と述べているが、併せて「1年以上味噌漬けにされたものとするには、はっきりし過ぎているとの感は否めない」とも述べており、5点の衣類の血痕斑が1か月以内のものであるかどうかには重点があるわけではない。1年以上味噌漬けされたものとは判断できない旨述べている点に重点があるのであって、齋藤意見書は原決定の核心部分の反論にはなっていない。

- b 齋藤意見書は、マニュアルの「ごく弱い光の下では数週間で灰色となる。また強い日光を受けると、数時間以内に色調の変化がみられる」という記載は、自身で試したところそのようにはならないため事実と反するものである旨述べている。

しかし、マニュアルの実験結果がどのような条件で光を照射させていたのか分からない以上、齋藤氏の実験は無意味と言わざるを得ない。

- c 齋藤意見書では、原決定の「赤色ないし赤褐色の色調は数週ないし1か月余り保持され…」の記載は、どの血痕斑も赤色調が1か月で消えてなくなってしまうという意味ではなく、1か月以上赤色調が残っていることがあったとしても例外的なことであるという意味でもないのであるから、原決定はマニュアルの解釈も間違っている旨と述べる。

しかし、マニュアルの記載は「1か月余り保持され」とあり、後に退色していくことを示しているものであることは明らかであって、原決定がマニュアルの記載を誤解しているとは考えられない。その意味で原決定がマニュアルの記載について誤解があるとも言えないが、さらに付言すると、原決定はあくまで弁護団のみそ漬け実験なども踏まえて総合的に証拠を精査したうえで経験則も踏まえて「1か月余りである可能性が高い」と判断しているのである。そのため、マニュアルの記載のみをもって原決定を論難するのはあまりにナンセンスである。

さらに、先にも述べた通り、原決定は5点の衣類の血痕斑が1か月以内のものであるかどうかという点について重点を置いて判断をしたものでないことは明らかである。あくまで、1年2か月のみそ漬けをされた血痕斑と判断できないという点について重点を置いて判断をしているのである。

このように、齋藤意見書は原決定を論難するに足りないものであることは明白である。

(ウ) 齋藤意見書の「第2について」との記載部分(齋藤意見書5, 6頁)について

- a 齋藤意見書は、5点の衣類の写真は、条件次第では1年2か月味噌漬けされていた血痕と評価しても不自然ではないと述べ、弁護団のみそ漬け実験は、1度限りのもので科学的再現性が認められるものではないと述べる。
- b しかし、齋藤意見書の1年2か月味噌漬けされていた血痕として不自然ではないとの部分は齋藤教授の感想に過ぎない。どのような条件で血痕が保管されていれば1年2ヶ月を経過したものとして「不自然とはいえない。」のかが全く示されていない。

さらに、弁護団のみそ漬け実験についても非難している。しかし、花田氏は、味噌の褐変はメイラード反応によるものであり、褐変の原因について科学的観点から分析を加え、当該分析結果と弁護団のみそ漬け実験の結果は適合するものと判断している(弁213)。弁護団のみそ漬け実験は一つの経験則としてはもちろんのこと、科学的にも説明がつく褐変なのであって十分に尊重されるべきものである。

(エ) 齋藤意見書に対する反論の結論

以上のとおり、齋藤意見書は、種々の理由をもって原決定を論難しているが、上述の通り、原決定には何らの誤解も誤りもない。むしろ、齋藤意見書は5点の衣類の保管条件などを全く考慮せず、さらには、何らの科学的根拠にも基づかない意見であり、自身の感想を述べるものに過ぎない。

(オ) その他の検察官の主張に対する反論

検察官は、日光の影響及び麹菌により生成されるアルコールの影響により、血痕が赤みを残した可能性を指摘する。

まず、花田氏が指摘するとおり、アルコール固定により色素が保持されること自体は否定しないが、このような固定に用いられるエタノールの濃度が95%であるのに対して、味噌製造の際に酵母の発酵によって生じるアルコール濃度は15%を超えることはないのであるから、アルコールの影響に関する検察官の主張は成り立たない(弁213)。

また、光の影響についても、推測の域を出ない主張である。むしろ、味噌漬けされるまでのわずかな時間の光の影響ではなく、1年以上味噌に漬かっていたという条件こそが、色調変化に影響をあたえる要素が大きいと考えるべきである。

(カ) 小括

以上より、原決定が、味噌漬け実験の結果と5点の衣類のカラー写真と比較し、「5点の衣類の血痕は、事件の際付着し、1年以上経過したものとしては、赤みが強すぎ、不自然である」と結論付けたことに誤りはなく、検察官味噌漬け実験及び花田氏作成の意見書(弁213)は、原決定の評価を裏付け、補強するものである。

(3) 残存味噌の色からすれば5点の衣類の色は薄すぎ不自然である

ア 5点の衣類は残存味噌の中に隠されていた

検察官は、1号タンク内の味噌の色について、昭和41年7月20日以降に仕込まれた味噌の色は淡色味噌に近いものであったと主張し、その理由を縷々述べ、原決定を批判している(補充書58頁以下)。

しかし、反論書3で述べたとおり、5点の衣類が1号タンク内に隠されたとすれば、犯行直後、残存味噌の中としか考えられず、原決定も、「確定判決は、5点の衣類について、犯行着衣であり、昭和41年6月30日の犯行後、同年7月20日の新たに味噌が仕込まれるまでの間に1号タンク内に残存していた味噌の中に隠匿され、昭和42年8月31日に発見されるまでの間、その中に入れられていたと認定した」(原決定42頁)、「5点の衣類については、いったん味噌の中に入れられた後、その上から色の薄かったと推察される多量の味噌原料を投入されている」(原決定44頁)、「5点の衣類は1号タンクの底から高くても約30cm程度にしかならない味噌の中に埋められており」(原決定45頁)と判示し、5点の衣類が、1号タンク内にもともと残されていた残存味噌の中に隠されていたことを前提としている。

検察官の主張は、犯人が5点の衣類を隠したとすれば、1号タンクにもともと残されていた残存味噌の中であったとしか考えられないということをおらず、完全に的外れである。

イ 残存味噌の色は黒に近い濃い茶色だった

1号タンク内に残っていた残存味噌は、赤味噌の返品味噌である(弁43岩田竹治作成の昭和42年9月10日付け捜査報告書(4丁のもの))。少なくとも1年以上は熟成させ、いったんは商品として出荷し、色が濃くなりすぎるなどして売れ残り、返品された味噌ということになる。

検察官味噌漬け実験によって、橋本商店における味噌の製造方法によっても、仕込みから約2年間、常温で保管していれば、八丁味噌に近い濃い茶色に変化することが明らかとなった(弁212。写真27)。検61「味噌写真帳」でいえば4～6の味噌の色に近い(弁212。写真28)。これは、橋本商店の元従業員である水野源三(以下、「水野」という)が、返品味噌の色について、「返品で返ってきた黒っぽくなった赤味噌」と表現していることと整合する(検3水野の検察官調書1, 2頁)。このように、返品味噌の色は、熟成が進み、茶を通り越して黒に近かったのである。

返品味噌の色は、橋本商店で通常出荷される赤味噌よりも、かなり濃い色、黒に近い色の赤味噌であったといえる。

そうすると、5点の衣類は、こがね味噌で通常出荷される赤味噌よりもかなり濃い黒っぽい色の赤味噌である返品味噌の中に、昭和41年6月30日ころから昭和42年8月31日までの約1年2か月間、隠されていたことになる。そして、この返品味噌は、味噌の熟成が進む気温の上がる夏をさらに2回越していたことになる。返品味噌の色は、さらに濃くなっていたはずである。

ウ 5点の衣類は濃い茶色に染まっていなければ不自然である

弁護人による味噌漬け実験で明らかになったとおり、味噌の中に白い布を入れておけば、ほぼその味噌の色に染まる。5点の衣類が、1年以

上、1号タンク内の返品味噌の中に隠されていたとすれば、上記の返品味噌の色とほぼ同じ、黒に近い濃い茶色に染まっていなければならない。

なお、仕込んでから約1年が経過し色の濃くなった味噌の上に仕込んでから約6か月の色の薄い味噌を重ね、変化を観察する実験を行ったところ、約4か月後、それぞれの味噌の色がメイラード反応によって濃くなるだけで、色の濃い味噌と色の薄い味噌が混ざり合うことはないということが確認された(弁214)。

エ 小括

以上のとおり、5点の衣類が、黒に近い色の赤味噌の中に1年2か月間も隠されていたとすれば、5点の衣類のカラー写真から確認できる5点の衣類の色調は薄すぎるのであり、それを不自然と結論付けた原決定には何の誤りもない。

(4) 1号タンク内の味噌の色を相当程度濃い茶色と認定した原決定に誤りはない

上記のとおり、1号タンク内に新たに仕込まれた味噌の色についての検察官の主張を検討するまでもなく、原決定の結論に誤りはない。ただし、一応、1号タンク内の味噌の色を相当程度濃い茶色と認定した原決定にも誤りはないという理由を述べる。以下、述べるとおり、この新たに仕込まれた味噌の色についても、検察官味噌漬け実験によって、原決定が補強されるのである。

ア 原決定の判示

原決定は、(1号タンク内の味噌が)「味噌の中では相対的に色が濃い赤味味噌の写真と比較して「もう少し薄い」としか供述していないことから、相当程度濃い茶色であったと推測される」(原決定46, 47頁)と判示した。

イ 1号タンク内の味噌は相当程度濃い茶色だった

検察官味噌漬け実験では、Tシャツに付いた味噌の色については、味噌漬けにしてから日が経つごとに色が濃くなり(弁212。写真1～20)、約1年2か月後の427日後の時点では、淡色味噌という程度ではなく、相当程度濃い茶色になっている(弁212。写真17～20)。

この色は検61「味噌写真帳」でいえば9～13の味噌の色に近い(弁212。写真21、22)。味噌写真帳9～13の味噌は、即時抗告審で提出した鈴木こうじ店聴取報告書及び木嶋こうじ店聴取報告書によれば、それぞれの店で赤味噌として販売している味噌の色である。

この味噌の色は弁護団の行った第3味噌漬け実験の味噌の色よりは薄い。そうすると、水野が、第3味噌漬け実験の味噌の色と比較して実際の1号タンク内の味噌の色を「もう少し薄い」と表現したことと整合する。

そして、検察官味噌漬け実験の427日後のTシャツに付いた味噌の色と佐藤秀一鑑定書添付の写真及び検20の写真の味噌の色とでは完全に色調が異なっている(弁212。427日後と佐藤秀一氏鑑定書添付の写真との比較、427日後と検20の写真との比較)。

佐藤秀一鑑定書添付の写真及び検20の写真の味噌の色の方が検察官味噌漬け実験の427日後のTシャツに付いた味噌の色と比べ相当に色が薄い。なお、モノクロ写真ではあるが、検42の写真13及び14からもTシャツとステテコの色が推測できる。少なくとも、検察官味噌漬け実験の427日後のTシャツに付いた味噌の色程度の濃さとは思われない。

また、検察官味噌漬け実験の427日後のTシャツに付いた味噌の色は、5点の衣類発見直後に作成された実況見分調書の「薄茶色」や佐藤秀一鑑定書の「黄褐色」との表現とも矛盾する。

以上のとおり、検察官味噌漬け実験により、原決定の「白ステテコや白半袖シャツの色は、1号タンク内の味噌の色と比較して相当程度薄かった可能性が高く、1年以上もの間1号タンク内に入れられていたものとしては不自然との印象が強い」(原決定47頁)のと判示が補強されるのである。

ウ 検察官味噌漬け実験の味噌の色の再現性

検察官味噌漬け実験を監修した東和男(以下、「東氏」という)によれば、温度管理の条件について、「実際のものよりは酵素分解が働きにくい厳しい条件になるよう、心持ち低めに温度設定をすることにしました」(検197.8頁)。検察官味噌漬け実験の方が、実際のものよりも発酵も進みにくい条件であったといえる。そうすると、実際の1号タンク内の味噌の色は、検察官味噌漬け実験の味噌の色よりも、もっと濃かったとも考えられる。

これに対し、東氏は、検察官味噌漬け実験の味噌の褐変が、山口に聞いていたものよりも早く、約1年2か月後には、山口に聞いていた状況よりも味噌の褐変が進んでいたとも述べる(検197.13,14頁)。

しかし、そもそも山口の供述は40年以上前の記憶に基づくものであり、味噌の色を正確に述べているとは考えにくい。

また、東氏は、仕込んだ味噌の量が少ないことを褐変が進んだ根拠として挙げている。しかし、東氏は、「味噌の発酵状態を確認しながら、約1年余りで出荷に適した状態の淡色系の味噌が完成するように考えながら、適宜に味噌保管室内の温度を調整するようにしていました」(検197.11頁)とも述べる。東氏は、味噌の色を観察しながら褐変が進まないように調整していたというのであり、味噌の量が少なかったことが色調の変化に大きく影響したとはいえない。

エ 衣類の乾燥による色の変化は原決定に影響を与えない

検察官味噌漬け実験の資料のうち、427日後のものを11日陰干しののち常温保管したのを見ると、味噌の色が薄くなっている(弁212。写真23乃至26)。

しかし、実際の5点の衣類は、昭和42年8月31日の発見直後の作成された実況見分調書によれば「持上げると焦茶色の汁がたれる」くらい水分を含んでいた。また、発見翌日の昭和42年9月1日に佐藤秀一氏に鑑定嘱託された時点でも5点の衣類が「湿潤」の状態であったことが確認されている。佐藤秀一氏鑑定書添付の写真及び検20の写真が撮影されたのは、一部を除き発見当日か遅くとも翌日であり(検45)、その時点で5点の衣類は乾燥していなかった。

弁護団で行った第3味噌漬け実験では、平成22年8月29日に味噌漬けの衣類を取り出して写真を撮り、同年9月5日及び同月12日にも写真を撮っているところ、色が薄くなる変化は確認できない。

したがって、検察官味噌漬け実験の資料のうち、427日後のものを11日陰干しののち常温保管したものの色が薄く変化していることは、原決定の判断に影響を与えない。

オ 原決定後に作成された橋本商店の元従業員などの供述調書の内容は信用できない

検察官は、原決定後に作成した水野以外の橋本商店の元従業員などの供述調書(検51, 検52, 検57, 検58, 検59, 検110, 検111, 検112, 検113, 検117)の記載を1号タンク内の味噌の色が淡色味噌の色に近かったという主張の根拠としている(補充書60頁以下)。

これらの元従業員の供述が信用できないことは反論書3で述べたとおりである。

加えて、これらの元従業員が供述する味噌の色は、検察官味噌漬け実験の427日後のTシャツの味噌の色と矛盾している。検察官味噌漬け実験の427日後のTシャツの味噌の色は検61「味噌写真帳」でいえば9乃至13の味噌の色に近いのに対し(弁212。写真21, 22), 元従業員らは味噌写真帳の24(検51), 17(検52), 21・26・19(検57), 23(検58), 25(検59), 21(検112), 27(検117)と供述している。

40年以上前の元従業員らの味噌の色の記憶よりも、客観的な実験結果の方を信頼すべきである。元従業員らの味噌の色についての供述は、この点からも信用することはできない。

カ 小括

以上より、1号タンク内の味噌の色が相当程度濃い茶色であったことは、検察官味噌漬け実験によっても裏付けられており、原決定に誤りはない。

(5) 結論

以上のとおり、反論書3で述べた意見に加え、即時抗告審で新たに提出された証拠からも、「5点の衣類の色は、長期間味噌に入れられたことをうかがわせるものではなく、むしろ、赤味噌として製造されていた味噌の色を反映させていない可能性が高いうえ、血痕の赤みも強すぎ、血液が付着した後1年以上の間、1号タンクの中に隠匿されていたにしては、不自然なものとなっている」(原決定48, 49頁)、「これらの証拠は、確定判決中、5点の衣類が犯行着衣であり、犯行直後から昭和41年7月20日までの間に隠匿され、その後昭和42年8月31日までの間、1号タンク内に隠匿されたままであったとの認定に一定程度の疑いを生じさせるものである」(原決定49頁)と判示して、5点の衣類の色に関する証拠を新証拠とした原決定に誤りはないことが裏付けられた。

5点の衣類の色に関する証拠によれば、5点の衣類は犯行着衣でなく、事件発生から相当期間経過した後、味噌漬けにされたとしか考えられない。そして、そのようなことを行うことができるのは捜査機関だけである。5点の衣類の色に関する証拠は、5点の衣類が捜査機関によってねつ造されたことを示している。従って、原決定が指摘した5点の衣類の捜査機関によるねつ造の可能性にも何ら誤りはない。

3 新証拠－取調べ録音テープから明らかになった袴田の違法な取調べ状況

(1) はじめに

ア 開示された取調べ録音テープ

本事件では、当審において、昭和41年8月18日袴田が逮捕された日から9月21日までの間の取調べ録音したテープが開示された。開示された録音テープ23巻は、取調べの全過程を録音したものではないが、本件における実際の取調べ状況がどのようなものであったかが現時点で確認できるものである。

弁護人は、この録音テープ・外箱画像及びメモ一覧を新証拠(弁190)として提出するとともに、その録音テープの反訳書(弁191-1乃至20)も提出した。さらに、それに添付し、録音テープの外箱の記載や録音内容などから、取調べ録音テープの録取日時順に、取調べ官の氏名等についても整理した「取調べ録音テープ時系列整理表」を作成し提出した。

そして、この取調べ録音テープについては、浜田寿美男奈良女子大学名誉教授により、これまでの供述調書に加えさらに心理学的視点から詳細な分析がなされ、その結果について「鑑定意見書」(弁202)が提出されている。

イ 原再審開始決定が指摘している違法な捜査手法・捜査体制

再審開始決定は、(5点の衣類)「証拠が後日ねつ造されたた」と考えるのが最も合理的であり、「ねつ造をする必要と能力を有するのは、おそ

らく捜査機関(警察)において外にないと思われる」「警察は、袴田を逮捕した後、連日、深夜にまで及ぶ長時間にわたる取り調べを行って自白を獲得しており、」「その捜査手法は、袴田を有罪と認定した確定判決すら「適正手続きの保障という見地からも、厳しく批判され、反省されなければならない」と評価するほどである(50頁)。

さらに、拘置の執行を停止する理由の一つとして、「本件では、5点の衣類という最も重要な証拠が捜査機関によってねつ造された疑いが相当程度あり、その他にも自白調書のほとんどが任意性を否定されたり、清水郵便局で発見された紙幣入りの封筒もねつ造の疑いを払拭できないなど、捜査機関の違法・不当な捜査が存在し、又は疑われる。」(67頁)と本件ではその捜査手法・捜査体制、袴田に対する取調べに違法・不当があったことを指摘している。

すなわち、本件では、確定判決段階から、袴田に対する取調べが長時間に及ぶ違法・不当なものであったことが認められていたものであり、また再審開始決定が指摘するように捜査機関による違法・不当な捜査の延長上にねつ造が行われたものである。本件は、人権を顧みることなく、予断と偏見の下ひたすら自白を迫った捜査姿勢のもと、証拠のねつ造まで行きついたことは容易に推認できる。

ウ 取調べ録音テープから明らかになる取り調べ状況

そこで、取調べ録音テープが開示されたことで、これまで捜査官の一方的な証言がされていた袴田に対する取調べ状況について、改めてそこに違法・不当がなかったかの検討が可能となった。

取調べ録音テープは、袴田に対する長時間に及んだ取り調べの一部に過ぎない。それにも拘らず、そこには確たる証拠もないにも拘らず、当初から、袴田の供述を無視し、犯人と決めつけひたすら自白や謝罪さらには反省までを執拗に迫っている状況が録音されている。捜査官らは入

れ代わり立ち代わりで長時間の取調べをし、袴田を身体的・精神的に限界状態に追い込み、ついに自白調書を作成したのである。

(2) 袴田の取調べ状況

ここで、改めて袴田に対する取調べ状況について、確認しておく以下のとおりである。

ア 外部との遮断された日々

昭和41年8月18日、袴田は清水警察署に任意同行され午前6時40分より取調べをされ、この日だけでも13時間27分取調べがなされた。この日の取調べは取調べ録音テープに10時間03分が録音(1-01-B, 2-02-B, 2-04-B, 2-05-B, 2-06-B, 2-07-B, 2-08-B, 2-09-B, 2-010-B)されている。その後、10月18日に静岡拘置所に移監されるまで、清水警察署から外部に出されることはなかった。

通常は、逮捕後、送検されると、検察庁に押送され、さらに、裁判所において勾留質問を受ける。ところが、本件では袴田はその身柄を、検察庁に押送されることもなく、検察官の取調べは全て検察官の方が清水警察署に出向き、そこで全て取調べが行われた。また、勾留質問も裁判所に出向くことなく裁判官の方が清水警察署に出向き行われた。

これもまた、異例の事であり、袴田にとっては、清水警察署の留置場と取調室以外は、外部と一切遮断されていたのである。

8月18日袴田が「うちに電話させてくれ」と申し出たが、取調官は逮捕前にも拘らず「させない」と言下に拒否した(2-7-B)。

また、接見禁止決定の下、弁護士との接見も限定されていた。そのうえ、取調官は、袴田の「弁護士と会いたい」との申し出に、「弁護士たって何を言うんだ」「顔を見て時間をつぶすぐらいなら会ったってしょうがないじゃないか」などと発言していた(8月28日・1-4-A)。

留置人出入簿の記載によれば、2カ月の間弁護人との接見は8月22日(7分)、8月29日(10分)、9月3日(15分)9月12日(10分)、9月29日(23分)、10月13日(15分)というものであった。その上、8月22日の弁護人との接見については盗聴録音されていた(2-10-A)。それ以外の接見時については、取調べ録音テープの開示がないので、盗聴の事実は確認できないが、その疑いが残る。

イ 取調室の状況等

袴田に対する取調べ時間が逮捕後起訴までの間、連日長時間に及び平均でも1日12時間、長い時には1日16時間にも及ぶものであった。この長時間の取調べ中、袴田が座っていたのは丸椅子であり、肘掛は勿論、背凭れもなかった。袴田は8月18日、早朝から丸椅子に座らされ取調べを受けていたため、「疲れた」、「朝からこんなに座ったことはねえの、1日座っているもんだから」、「俺は立っている方が楽だね、こういうもんじゃあ疲れちゃう」(2-7-B)と初日から苦痛を訴えていた。ところが、その後も連日丸椅子に座り続けての長時間の取調べが続いた。

また、取調べ期間は未だ夏の間であり、残暑の中空調もない狭い取調室に常時2、3名の捜査官が一緒であった。但し、取調官らは複数であり順次交代で取調べに当たり取調室を出入りするなどしていた(取調べ録音テープの中で、扉の開閉音、足音、音声などが随所で確認できる)が、袴田は一人長時間の取調べに応じていたものである。

ウ 食事・入浴・排せつ等

(ア) 警察署の代用監獄での勾留中の食事時間は、朝食・昼食・夕食とほぼ時間が決まっている。

ところが、袴田は、朝食については取調べのため留置場から出房する前に摂取していたであろうが、昼食、夕食については、必ずしも決

まった時間に十分な食事時間は与えられていなかった。留置場出入簿からは、留置場に戻り、その後出場した時間は8月22日夕食は19分、8月30日夕食は15分、9月4日昼食は20分、9月6日夕食は20分などと短い時間であり、食事時間さえ惜しんで取調べがされていたことがわかる。なお、9月6日には、留置場出入簿では、12時に戻り、12時30分出場した旨記載されている。ところが、取調べ録音テープの外箱には、(1-5-A)では12時10分終了し、(1-6-A)は12時10分から録音が始まっている。この日連続して取調べが行われていたもので房に戻る時間はなかった。そして昼食を摂取する時間もなく、また録音テープには食事を摂取している場面もない。

(イ) 水分補給についても自由にはできなかつた。これについては、静岡県警察本部刑事部作成の清水市横砂事件捜査記録69頁に8月30日袴田が水を所望したことにつき「調官がうっかりコップに水を一杯やったところ、それまでしおれていた袴田は生気をとり戻し、それ以後は平常に戻ってしまった」との記載がある。この時の録音テープは開示されていないが、この事実については、確定1審第24回公判において松本久次郎が証言もしている。

(ウ) また、入浴についても、週に1度水曜日が入浴日とされていたが、長時間にわたり取り調べがされていた中、週1回しかない水曜日のどの時間に入浴出来ていたのかは不明である。

(エ) そして、排せつについても、9月4日には袴田の「すいません。小便行きたいですけどね。」との生理的要求にはすぐには応えず「その間にイエスかノーかはなしてみなさい。」「おまえやったことに間違いはないな、いえないかそれが」等と自白を迫り、その後取調室に便器を持ち込んで、そこですることを強要していた(1-02-B)。

この事実については、既に平成28年12月21日付再審請求理由追加申立書において、それが明らかな犯罪行為であること等詳細に論じてある。

(オ) 加えて、連日長時間の取調べが続いており、その睡眠時間は十分に確保されず、睡眠が出来る環境ではなかった。8月18日逮捕後初めて房に入った袴田は、取調官に房で眠れるかと問われ、房の中が「暑い、暑い、中」と答えている(2-0-9)。さらに、留置場の保護房には「代わる代わる酔っ払いが入り騒いでおり眠れる状況ではなかった」と袴田は供述している(確定1審第22回公判2179丁)。清水警察署には保護房が2房あり、ほとんど毎日酔っ払いが入る状況にあったことは取調官も認めている(確定1審第24回公判松本久次郎証言2458丁)。

エ 体調不良を無視した取調

(ア) 袴田は蓄膿症ため、苦しんでおり、口呼吸に頼る状況であった。また鼻腔内に溜まった膿様のものを輩出するためなど、症状を和らげるため日頃から薬を服用していた。袴田が蓄膿症で、苦しんでおり、薬を服用していた事実は取調官も十分承知していた(1-4-A)

(イ) 袴田は、昭和41年9月2日木村和夫医師の診察を受けている。この際袴田は、足や顔にむくみがあり、腱反射亢進-反応が遅い、尿検査結果等から脚気の疑いがあり、注射と内服薬7日分の投薬がされた。そして、診察した木村医師は、証人尋問の際「9月2日病気におかされていたと申し上げてもいい」と証言し、さらに袴田の質問に対し、「あなたにはむくみがありました。正常とは言えないですね。」と答えた(確定1審第24回公判)。

9月2日留置人出入り簿によれば、木村医師の診察は午後1時40分から50分の間とされている。ところがその後午後1時55分から

5時35分、7時から9時5分(吉村検事の取調べ)、9時15分から10時50分とそれぞれ取調べが続けられていた。

9月2日診察した医師が「病気におかされていた。」「正常とは言えない」と認め、注射や投薬を施した患者に対し、その診察が終わるや直後から、さらに取調べが続けられた。この日は午後7時から午後9時ことまで吉村検察官が取調べをしており、その際の袴田につき吉村検察官は、「ほとんど事実上黙秘しておるような状態でおりました」(確定1審第25回公判)と証言している。袴田が、取調べに対応できる状態ではなかったのである。この日さらに取調べは続けられている。

明らかな病人に対しその状況を見向きもせず、休養を与えることなく診療が終わるや否や取調べが続けられていたため、明らかな人権侵害であり許されないことである。

(ウ) さらに9月3日には11時間50分、4日には16時間20分、5日には12時間50分と長時間の取調べがなされていた。

残念ながら医師の診察を受ける前日の9月1日、診察を受けた9月2日、翌日の3日についてはいずれも取調べ録音テープが開示されていない。

ただ3日については、吉村検察官が前日と同様午後7時から午後9時まで取調べをし、その時の袴田については「口を固く結んで、不利なことは言うまいとして頑張っておるように見えました」と証言している(前同)。これも、袴田の体調が悪かったとみるべきである。

(エ) 9月4日については16時間20分の取調べ時間のうち、21時30分からの1時間5分だけの取調べ録音テープ(1-02-B)存在する。この4日の録音テープの冒頭から46分間の取調べをしているのは小倉警部と住吉親である。この46分間取調べ官はひたすら袴田を説

得しており、この間袴田は「何が」、「言うことないです」、「はい」、「聞こえますよ」との短い言葉を4言発しているだけである。

その後前述した松本久次郎、岩本広夫が取調べをし、便器を持ち込ませた場面等が約19分間録音されている。4日留置場出入簿によれば袴田が留置場に戻ったのは26時(午前2時)とある。そして、翌5日には午前8時30分には留置場を出されている。

(オ) 9月5日には12時間50分の取調べがなされ、そのうちの午後8時10分から9時5分までの1時間5分間の取調べ録音テープ(1-02-A)が存在する。

この録音テープの冒頭部分11分間は応援に来た米津五六、羽切平一の両取調官が袴田を取調べている。この短時間の録音中羽切は「娑婆に未練を持つようなことは諦めなさい」、「お前死刑になったってしょうがないじゃあないか」と脅している。

その後、取調官は4日に引き続き小倉警部と住吉親に代わり、その後の54分間の録音テープでは、小倉は「おまえは犯人だ、4人を殺した犯人だ、犯人に間違いない」と、住吉は「死んでいった4人に謝ってみろ、お前が殺した4人にな謝れ、謝れ」と一方的に袴田を犯人と決めつけ容赦なく謝罪を求めるなど責め続けている。この録音テープでは、取調官の声だけが延々と続き、袴田は黙したまま声もない。

(カ) 9月2日、医師が明らかに病人であり、正常ではなかったと証言していた袴田に対し、その後の取調べは、さらに長時間、容赦なく執拗に続けられたのである。このような状況の中袴田がもはや身体的・精神的に限界の状態であったことは容易に想像できる。

(3) 取調官の取調べについての証言の虚偽

ア 袴田の取調べをした捜査官ら

袴田の取調べを担当した捜査官らは、松本久次郎・岩本広夫・住吉親・松本義男・森田政司・米津五六・池谷信二・羽切平一・小倉等多数に及ぶ。このうち確定1審公判において、松本久次郎(確定1審第23・24回)、松本義男(前同24・25回)、住吉親(前同25回)、岩本広夫(前同)らが、取調べ状況について証人としてそれぞれ証言をしている。

特に取調べ主任官であった松本久次郎は、取調べ状況全般につき証言をしているが、この取調べ状況については、密室でのことであり、袴田の供述の他には、その実態を明らかにするものはなかった。

ところが、取調べ録音テープが一部ではあるが開示されたことで、取調べ過程が明らかとなり、その結果、取調べの主任官松本久次郎の確定1審公判での証言は、事実と反し、全く虚偽であったことが明白した。

イ 松本久次郎証言の虚偽

以下、松本久次郎の証言のうち、取調べ録音テープの内容と明らかに反している主たるものを示す。

(ア) 立会人について

袴田の取調べには、複数の警察官が同席していたことは供述調書中に、立会人の記載があるものが存在することから明らかであったが、取調べ録音テープの音声により調書に記載されていない多くの者が関与していたことが明らかとなった。

袴田は、これまで複数の取調べ官から責められ、入れ代わり立ち代わり調べられた旨の供述をしていたが、それが真実であったことが裏付けられた。

a 公判証言

岩成:立会人というのは、被疑者に対して横から質問を発するとか、そういうことがあったんでしょうか。

松本：立会人はたまには断片的な質問と言いますか、雰囲気をやわらげるための質問をするということはありませんが、原則として調べ官が中心になって調べるとそういう方法でやりました。

(確定1審第23回公判・2289丁)

岩成：数名の警察官が一緒になって、いろいろ言ったりということはないわけですか。

松本：一度もありません。

(前同・2290丁)

b 取調録音テープから

開示された録音テープ外箱に記載されているメモによれば昭和41年8月18日袴田を任意同行した後、午前6時42分から取調べを開始し、午後7時35分に逮捕状を執行しているが、この日取調べを担当したのは松本(久次郎)警部、岩本警部補、住吉警部補の3人とされている。この日の取調べについては(1-1-B, 2-2-B, 2-4-B, 2-5-B, 2-6-B, 2-7-B, 2-8-B, 2-9-B, 2-10-B)前述のとおり、10時間03分間の録音がある。

このうち取調べ録音テープ(2-5-B, 2-9-B, 2-10-B)には、松本久次郎と岩本が、(2-5-B)では住吉と岩本が、取調べをし、その中には袴田にそれぞれが交互に「証拠がある」など言いながら追及をしている。

また、この日松本久次郎・岩本・住吉の3人の取調べ官が取調べをしている場面もある。(2-5-B, 2-7-B, 2-9-B)。

その後も8月22日(2-9-A)では松本久次郎と住吉親が取調べに当り、それぞれ袴田に対して追及している。

8月26日の(1-6-B)の取調べは岩本が「袴田」、住吉が「袴田君」と呼びかけを連発する場面が続いている。

さらに、8月27日には松本と共に岩本、住吉が、袴田に「往生しろ」と取調べの場でそれぞれ発言するなどしている(1-3-B)。

それ以外の取調べ録音テープにおいても先にも述べたとおり、取調官らは、全般を通して、取調べは複数で行っている。そのため、録音テープでは、複数の人間が発言し、聴取困難な場面もある。取調官のうち一方は、単なる立会人であるとか、雰囲気や和らげる役割などと評せるものではなかった。これは録音テープを再生すれば直ちに確認できることである。逮捕当初から自白を迫り、謝罪を強要し、反省を求め、こもごも発言していたものである。

(イ) 自白調書の作成について

9月6日松本久次郎は、自白調書を2通作成している。

a 公判証言

岩成：この日あなたが調べをはじめたのは何時ころですか

松本：午前10時10分からです。

岩成：それからどんなふうになりましたか

松本：私が行きますと、机の前に腰かけて涙を流しながらうつむいておりました、袴田、本当にやったのかと言ったところが長い間迷惑をかけて誠に申し訳なかったと、専務一家を殺したのは私に間違いありませんと自供したので私はそのまま第一回の供述調書二通をとりました。

(確定1審第23回公判 2334～2335丁)

岩成：調書は二通と言われるが、それは午前・午後になるんですか

松本：午前です。午前11時10分ころから0時ころまでの間です。

岩成：二通ともですか

松本：はいそうです。

(前同 2336～2337丁)

b 録音テープから

9月6日袴田は、午前8時30分留置場から取調室に出され、取調べを受けている。この日取調べの録音(1-5-A)はテープの外箱の記載によれば午前から12時10分のもが最初である。この録音は約1時間あるので、午後12時10分終了とあることから午前11時10分ころから録音されていたものである。松本久次郎の証言では、正に自白調書2通が録取されていた際の録音ということになる。

ところが、この録音テープには袴田が、涙を流しながら、「迷惑をかけて申し訳ない、専務一家を殺したのは私です」などと自白する状況は全くなく、異なる場面での録音である。そこには、松本久次郎と松本義男の二人が既に作成した自白調書を前提に袴田に対し、「話が、筋が変だぞ」「理屈があわないことになったぞ」「ちゃんとした話をせにやだめだ」と追及している状況が録音されている。

松本久次郎が自白調書2通を午前11時10分ころから12時ころ作成したとの証言は明らかに虚偽であり、また、袴田が自白をした際の状況についての証言も到底信用できない。

(ウ) 自白後の取り調べについて

a 公判証言

松本久次郎は、9月6日、午前10時10分ころ取調べをはじめ、11時10分ころから0時ころまでの間に2通の自白調書を作成したが、その後の取調べについて、自分は関与していない旨何度も証言している。

岩成：それからあなたは午後の取り調べはなかったんですか。

松本：やっております。

(確定1審第23回公判2337丁)

岩成：最初にあなたに自供した後に、岩本広夫警部補が調べを続けているようですけれども、それにあなたが立ち会うというか、一緒におったということはないんですね。

松本：はい、ありません。

(確定1審第24回公判2437丁)

原：自供のあとに調書を取らなくても立会をしたことはありますか。

松本：あとは岩本警部で立会は別の人です。

(前同2447丁)

原：あなた自身は自白させるまで、それから自白した時の9月6日の10時10分から0時までの間しか取調べにはタッチしていないわけですか。

松本：はい。

(前同)

b 録音テープから

9月6日の取調べについては、録音テープが1-5から1-10まで6巻存在する。録音テープの外箱のメモによるとこの6巻のテープについては次のような記載がある。

①1-5には「午前 開始 自供内容 午後0時10分 終了」

②1-6には「午後0時10分開始 前回続き 午後1時25分終了

(2) 裏面午後1時25分開始 2時30分終了 (3)」

③1-7には「午後2時30分開始 午後3時35分終了 (4) 午

後3時35分開始 (5)」

④1-8には「ゴ 5:20~6:25 自供録音(6) 裏面午後
6:25~7:35 (7)」

⑤1-9には「ゴ7:35~后8:40 (8) 后8:40~9:
45 調書読み聞かせを含む(9)」

⑥1-10には「后10:25~11:40 (10)」

ところが、この中には袴田が初めて犯行を認め、自白をしたとされる際の録音テープはない。さらに前述のとおり、松本久次郎が、作成した2通の自白調書の取調べ時の録音テープもない。

松本久次郎は、9月6日、2通の自白調書を作成した後、午後0時10分以降は、自分は袴田の取調べはしていない旨証言している。ところが、9月6日の録音テープ(1-5-A)は午後0時10分終了のものであるが、その内容は明らかに2通の調書作成後の取調べである。

さらに午後0時10分開始の(1-6-A)のテープでは、松本久次郎が松本義男と共に、袴田の取調べをし、甚吉袋・金袋・刃物の入手等について追及をし、その途中から岩本広夫が加わったが、松本久次郎は続けて、取調べをしている(1-6-B, 1-7-A, 1-7-B)。その後、松本久次郎は一旦取調室を出ているが、再び取調室に戻り取調べをしている(1-8-B, 1-9-A, 1-9-B)。

確かに松本久次郎は、その後の供述調書の作成者でもなく、立会人にもなっていない。しかしながら、9月6日その後の取調べもほとんど主任取調官として関わっていたのであり、証言は、全くの虚偽である。

なお、9月6日以降の取調べについては取調録音テープの開示がほとんどなされていないことから、その後松本久次郎が取調べに関

与していたことは、明らかではないが、主任取調官としての立場から、深く関与していたであろうことは想像に難くない。

(エ) 自白の強要について

a 公判証言

岩成：被告に対して自白を求めるためにおどすような言葉をはいたようなことはありませんか

松本：ありません。

(確定1審第23回公判2338丁)

岩成：調べの際のあなたの声の大きさ、それから調子はどの様でしたか

松本：普通の会話というですか会話調で調べるんですが、矛盾点を追及して黙秘するときには、たまには語気があらくならないようなことはあったかもしれませんが、しょっちゅうということはありません。ほとんど会話調で調べたということです。

(前同 2339丁)

岩成：調べの際には、犯人はお前以外には考えられんではないか、とか、指の傷が動かぬ証拠だとか、犯人はお前だ、自白してしまえとか威嚇的に大声でせめ続けるということがありましたか

松本：そういう事実はございません。

(第24回公判2426丁)

b 録音テープから

取調べに際しては逮捕当初より取調べにあたった者すべてが、袴田を犯人として追及していた。

8月18日、任意同行で出頭した袴田は「ほんと冗談じゃないよ、こうやって人をほんと、人殺し扱いで」(2-2-B)、「自分がやったって言えっていうんだね」(2-4-B)、「俺は無実でも殺されなきゃなんないな、そしたらあんたたちが殺したってことだよ」(2-5-B)「知らないことを言えって言ったって、これはどこまで行っても無理ですよ」(2-6-B)と、反論している。初めから犯人扱いし、自白するよう迫っていたからである。

特に8月27日の取調べ(1-3-B)では、松本は「お前が犯人だ」を連発し、「私が犯人ですととそういうように言ってみい」「世間の人がおれ犯人だって皆言ってるだに」と責め立てている。そして住吉は、「お前、いい加減に往生しろや、往生を」と、岩本もまた、「往生すれば何ともない」などと、自白を迫っていた。

そして、8月28日にもまた、3人がそれぞれ、岩本「謝れ謝れ、迷うじゃない袴田」、住吉「袴田君どうだ、頭を下げるんだよ袴田君」、松本久次郎「今晚と言う今晚は許さないぞ、いいか」と迫っている。これに対し事件と関係ないと言う袴田に対し、さらに彼らは、住吉「関係ないとはどういうことだ」、岩本「事件とは関係ない?」松本久次郎「何関係ない、お前がそんな卑怯なこと言うなよ。誰がそれじゃあ犯人だ」と責め立てている(2-3-B)。

さらに9月5日取調べ(1-2-A)にあたった羽切は「娑婆に未練があんのか、おまえは、な、諦めなさいよ」「死刑になってもしょうがないじゃあないか、おまえ」と言い、米津は一方向的に自白を説得していた。そして、この日、小倉は、「お前は犯人だぞ」「お前は犯人だ」「4人殺した犯人だぞ」「お前は4人を殺したぞ」と繰り返し、その間に住吉もまた「お前が殺した4人に謝れ、謝れ」などと迫っている。

加えて、吉村検察官もまた、8月29日の取調べ(2-3-B-2)で、「君以外に犯人がないことはもう確定的なんだよ」、8月31日には(1-1-A)「君は、犯人だからねえ君に言ってもらわないかな」、 「君がやったんだろ正直に言いなさい」と自白を迫っている。

(オ) 勾留期間について

a 公判証言

岩成：横砂の犯人はお前以外にはないこのまま否認していれば2年でも3年でも勾留して調べを続けるぞ、早く認めて未決へ行き、裁判所で申し開きすればいいじゃないかいったことは

松本：そのようなことはありません

(確定1審第24回公判2433丁)

b 録音テープから

8月27日の取り調べ(1-3-B)には松本久次郎が「おまえさんがなあ、ほんとに申し訳なかったって気持ちを出すまではな、ここにずっと置くだぞええか、な、1年でも2年でも置くからな」と袴田に言い、さらに「あれだけの事件をしてな、悪かったっていう気持ちもな表さん野郎は、娑婆に出すあれはないわ」と発言し、否認すれば勾留が続くと不安を与え、脅していた。

(カ) 被害者の写真を見せたことについて

a 公判証言

石見：写真ですが、見せたのは一番はじめはいつですか。

松本：1回だけなんで、9月4日です。

石見：それはあんたが

松本：はい

石見：どういようなことをいいながらみせたんですか

松本：9月4日の夜だと思いますが、そのときも涙を流して、被害者に対して誠に申しわけないといっておりますので、そのときにたまたま写真を持っておったんで、袴田の良心に訴えて、本当の供述をしてもらいたいという意味で見せたようなわけです。

(第23回公判 2433丁)

b 録音テープから

取調べの際、袴田に被害者らの写真を見せたのは、8月28日である。取調べ録音テープ(2-3-B)にはこの時の状況が録音されている。

この時取調べをしていたのは松本久次郎、住吉親、岩本広夫の3人であり、初めに住吉が袴田に写真を示し、「横におまえな、専務さんを初め、ちゑ子さんやな、子供さんたちの子の写真がある。お、君自身だって見たってな、ちゃんとな「申し訳ないって気持ち」が起きてくるだろう」と迫った。これに対し袴田は、はっきりと事件との関係を否認していた。

そのため、さらにその後松本久次郎は「何関係ないんだ、よく見なさいよこの写真を、見ているのかお前さんは、事件に関係ないってどうするんだ、じゃあこの人たちはどこ浮かばれるか、誰がそれじゃ犯人だ」と迫り、3人が、こもごも袴田を責め立てていた。

松本久次郎の証言では、写真を見せたのは1回だけだとしたら、それは、9月4日ではなく、8月28日である。この時袴田は明確に否認しており、涙ぐんで申し訳ないということを使ったので写真を見せたなどと言う状況ではなかったことは明らかである。

なお、松本久次郎の証言の9月4日に写真を見せたというのが事実であれば、袴田に写真を見せたのは1回だけではないことになる。

9月4日、前述のとおり、袴田は小便をしたいと言ったのに対し、これにすぐには応じてもらえず、取調室に便器を持ち込まれそこですることを強要されていたのである。また、この日は小倉、住吉の2人から取り調べられ、ひたすら自白を求められ、沈黙している袴田は「泣け、泣け」と言われ続けていたのである(1-2-B)。

そのため、この日の取調べ録音テープには、松本の証言にあるような、袴田が被害者に申し訳ないと涙ぐんだ事実等全くない。この日、松本証言のような状況があったとしたら、翌5日の取調べ録音テープ(1-2-A)にあるような、ひたすら袴田に自白を求め続けることにはならない。ちなみに9月4日袴田の取調べ時間は16時間20分であった。

ウ その他の取調官の証言の虚偽

松本久次郎の公判証言(現代1審23・24回)の後、松本義男(前同24・25回)、住吉親(前同25回)、岩本広夫(前同25回)が証人として、取調べ状況についての証言をしている。

そこでの証言はいずれも、松本久次郎の証言と整合した証言に終始し、録音テープで明らかとなった状況とは明らかに異なった虚偽事実を多く含むものであった。

彼ら取調官の証言は、事前に十分な打ち合わせの下、お互いの証言に矛盾が生じないように準備されたものであり、松本久次郎証言と同様到底信用できない。

(4) 小括

ア 袴田の犯人視・自白強要は当初からの捜査方針であった。

開示された取調べ録音テープから、袴田に対する取調べが、長時間ということに加え、当初より確たる証拠もないにも拘らず、ひたすら犯人視

し、自白を強要し、執拗に謝罪と反省を迫るものであったことが明らかとなった。

この袴田を犯人視し、自白を迫る捜査は当初からの捜査方針であった。

県警本部刑事部作成の「清水市横砂事件捜査記録」(69頁)には、袴田が自供に落ちないことから、8月29日県警の本部長、刑事部長以下主たる捜査関係者、取調官が集まり検討会が開かれた。そこで、「取調官は確固たる信念をもって、犯人は袴田以外にはない、犯人は袴田に絶対間違いないということを強く袴田に印象づけることにつとめる」、「袴田を事件後50日間泳がせてあったため、犯人は自分ではないと言う自己暗示にかかっていることが考えられたのでこの暗示を取り除くためには犯人だと言う印象を植え付ける必要がある」とのことが確認されている。

そして、翌8月30日には池谷信二捜査1課長が米津五六と共に取調べに赴き、「そんな卑怯な男か、何と言われようと私は知りませんか、袴田君」、「多くの証拠が出てきているからこれは間違いないことだと」、「火事で焼けとるが、よくもこれだけの証拠が集まってるって言うほどありますよ、いいかね」、「部下にはあくまで真実を究明させます」と袴田に自白を説得している。

さらに前掲県警の捜査記録(69頁)には「9月3日長年兼捜査本部又は第一線にて強行犯を担当していたいわば県警のベテラン捜査官4名に捜査本部に参集を求め検討会を実施した結果既定方針通り強力に取り調べを進める以外方法はないということになり引き続き取調べを進めた」とある。

この既定方針に従い強力に自白を迫るため、9月4日小倉警部が取調べに加わり、(1-2-B)、「初対面の俺に話すのが嫌なら誰でもいい

や」，「今夜あたりが潮時だ」と，前述したとおり，46分間ひたすら話をしよう説得したのである。

さらに，9月5日(1-2-A)には米津五六と共に応援に駆け付けたと言う」羽切平一が袴田に「娑婆に未練はもう諦めなさい」「もう脅す，はっきり言ってね，諦めなさい」と迫った。

このように，本件では，袴田を犯人と決めつけ自白を迫ったのは，当初からの捜査方針であり，そのため多くの取調官が入れ代わり立ち代わり袴田に自白を迫っていたことが取調べテープから明らかになったのである。

イ 取調官の虚偽証言

主任取調官として取調べの中心であった松本久次郎の公判での証言の多くが虚偽であったことも，取調べテープから暴かれた。

そして，その余の取調官もまた，松本久次郎の証言に合わせ，証言をしていたことも，明らかになった。

このような取調官らの公判での証言の一致は，明らかに十分な準備の下で，なされていたことは疑いない。

ウ 証拠のねつ造は，違法な捜査の行きついた結果である。

袴田の自白獲得のため違法な捜査の中心にいた松本久次郎は，主任取調官として，その後清水郵便局で発見された現金入り封筒の捜査についての捜査報告書，さらには，5点の衣類発見後の袴田の実家での搜索差押にも出向くなど，本件でのねつ造が疑われる重大な場面に関与している。

静岡県警をあげて，袴田の人権を無視し，自白を迫る捜査方針のもと，次々と取調官を投入し，ついには自白調書を作成した捜査手法，このような強引な捜査を推し進めた捜査体制，加えて公判での数々の虚偽証言，このような土壌の中から証拠のねつ造もまた容易に行われたのである。

4 即時抗告審で明らかになったその他の証拠のねつ造

(1) 「清水郵便局で発見された封筒入り現金」のねつ造

ア 原決定の判断

(ア) 原決定は、まず、清水郵便局で発見された現金について、①松下の文字と清水郵便局で発見された紙幣等の文字の同一性について、その鑑定結果は確定控訴審である程度その証明力に疑問が呈されていること、②差し出したことについて松下自身が公判で否定しており、肯定する供述調書が作成されている訳でもないこと、③18枚の紙幣のいずれも左下と右下の紙幣の記号番号記載部分が焼けており、これ自体相当不自然で意図的に燃やしたものと考えるのが合理的であるところ、松下が記号番号部分を燃やす一方で「イワオ」等と記載する理由が不明であり、そのような燃やされ方の証拠があること自体が不自然である、といった証拠物自体の不自然さを指摘した上で、5点の衣類にねつ造された疑いが生じた状況の下では、この紙幣が、被害品であることが客観的に明らかにされている訳ではないこと、袴田が松下に直接預けたものであることを直接裏付けるものでもないことと相まって、
「この証拠物が意図的に作り上げられた証拠、すなわちねつ造の疑いさえあるものと評価せざるを得」ず(原決定61頁)、これら紙幣等の存在が袴田の犯人性を裏付ける証拠と評価することはできない旨判示した。

(イ) 更に、原決定は、自白調書の信用性における判断において、確定審が、9月9日付検察官調書の中で、袴田が強取した現金のうち約5万円を松下に預けたと供述していることを挙げていることについて、
「確かに、同調書は、昭和41年9月9日付であり、清水郵便局で焼けた札入りの封筒が発見されたのが同月12日であるから、袴田の供述した内容が後日裏付けられたような外観を呈していることは指摘で

きる」が、「清水郵便局で発見された封筒、その中にあった紙幣については、その証明力に多大な疑問があり、捜査機関がねつ造したものと疑いも払拭できない。そうだとすると、袴田の供述を捜査官が引き出し、それに合致した証拠をねつ造したとして、時間的経過は十分説明が可能である。」(原決定63乃至64頁)として、清水郵便局で発見された現金と合致する「自白」が存在するからといって、自白調書の信用性を高める事情にはならない旨を指摘した。

イ 取調べテープから判明した「誘導」

(ア) 当審で開示された取調べテープには、袴田による「松下に5万円を預けた」旨の供述がなされるまでの過程が録音されており、その経過から、上記の原決定による「ねつ造」の可能性という指摘が当を得たものであったことが明らかになった。

すなわち、当審で開示された取調べテープによって、奪ったとされる現金の一部を他の者に「預けた」との事実、他の者とは「松下文子」であったとの事実、さらに預けた金額は「5万円」であったとの事実が、すべて取調べ官の誘導の結果に他ならないことが明らかになり、その結果、原決定が指摘したように、清水郵便局で発見された現金等については、「袴田の供述を捜査官が引き出し、それに合致した証拠をねつ造した」(原決定64頁)という可能性が更に高まったのである。

そして、このようなねつ造の可能性が高い「清水郵便局で発見された現金」は、確定判決や控訴審判決が述べるような、袴田と犯人を結びつけるような証拠でもなければ、9月9日付検察官面前調書の信用性を裏付ける事実でもない。

(イ) 「松下文子に預けた」という供述の誘導過程

昭和41年9月9日付検察官調書では、松下文子(以下「松下」という)に現金を預けた旨の供述部分は、あたかも袴田が自ら述べたかのよ

うに、「7月11日か12日頃又樽の中から残っていた5万円を取り出し、知り合いの松下さんに預けました。」と記載されている。

しかしながら、以下のとおり、昭和41年9月6日の取調べテープ(弁196の15)からは、袴田が「松下に預けた」旨の供述をするに至るまでに、取調官から、そう言わざるを得ないような誘導的取調べを受けたことによって供述させられていった状況が明らかになった。

警察は、本件被害者宅からなくなった現金が8万数千円であることはすでに想定しており(昭和41年8月1日付池ノ谷寛供述調書:12分冊906丁～)、尾行等により袴田が本件後に費消した現金額も調べた上で、被害金額との差額の行方について、取調べにおいて袴田を追及していた。

現金の行方についての取調官からの追及に対し、袴田は、当初、お金は井戸に捨てたなどと述べていた。しかし、取調官は、

【1-07-A6頁32行目～】

松本 うん。筋が通らない。ええか。おまえ、さっき、おまえ、工場の井戸へ捨てたっていうのは、井戸に捨てるわけじゃないか、その取ったのを。な。おまえさんが金が欲しくて持ってきたものをな、お？ 井戸の中へ捨てるっていうことはな、これはちょっと考えられんと俺は言うわけだ。

と、袴田の苦し紛れの供述を頭から簡単に否定し、その上で、「井戸に捨てた」供述を撤回させるべく、

【1-07-A8頁12行目～】

松本 井戸の中に、ほんとに捨てたか？ じゃあ、い、井戸の中に、おまえ、(不明)持ってきたんだな？ 間違いなきや行ってみるぞ、おまえ、■■。いや、手数をかけちゃいかんから、俺は、ね。

岩本 うん。

松本 念押しするわけ。

岩本 そこ行ってな、どっちみちその井戸のところは探すよ。

松本 うん。

岩本 水くんで。そのとき、またないということになると、また、おまえ、嫌な思いするじゃないか。それだったら、いつそのことはっきり（不明）。何でそんなこと、おまえ、隠すんだ。な。その金を出すことによって。

松本 うん。

【1-07-A8頁12行目～】

松本 井戸の中に、ほんとに捨てたか？ じゃあ、い、井戸の中に、おまえ、（不明）持ってきたんだな？ 間違いなきや行ってみるぞ、おまえ、■■。いや、手数をかけちゃいかんから、俺は、ね。

【1-07-A9頁22行目～】

松本 うん？ どの井戸だ。井戸、おまえ、実際行ってだな、袴田、なけりやしょうもないぞ。いいか。じゃ、二重手間になるじゃないか。お？ 二重手間になるよ。な。正直に言いなさいよ、正直に。

などと井戸の中を確認しに行つて現金が発見できなければ許さない旨の発言を畳みかけた。もちろん、実際には井戸には現金があるはずもないため、答えに窮した袴田は、

【1-07-A9頁27行目～】

袴田 中身出しました。

松本 中身出したな。で、中身はそれ、どこに置いたんだ。中身は。

袴田 中身使いました。

(中略)

松本 じゃあ、袋だけ捨てたのか、■■■。お？

袴田 焼きました。

と、捜査機関が現金や布袋を探し出せないような内容に供述を変更した。しかし、捜査官は、その供述も以下のように不合理であるとして全面的に否定し、現金の所在を具体的に供述しなければ追及を止めない姿勢を示し続けた。

【1-07-A10頁5行目～】

松本 おまえさんのだな、お？ 収入の金と、な、収入の金と、ええか、使った金を、な、差し引くと、そういう、おまえ、3万いくらちゅう金は、おまえさんの中から出てこない■■■。俺らの方で克明におまえさんのは■■■、調べた。うん？ な。じゃあ、おまえ、袋から抜いて、そのお金をどっかへ、な、隠してあるじゃないのか？ しまってるじゃないのか。お？

岩本 どっかしまってるんだったら、しまってる。(不明)。預けてあるもんなら、■■■(不明)。

【1-07-A15頁9行目～】

松本 な、ええか。井戸へ捨てたとかな、な、ボイラーで焼いたとかつつたってダメだ、そんな。

岩本 ■■■。

松本 お金なんてな、そんなの、おまえ、焼くもんじゃないし、捨てるもんじゃないんだ、そりゃ。いいかい。そういうこと言っても、袴田、筋が通らんから、な。■■■、おまえ、一部始終話をしてしまっ、な。お？ きれいさっぱりなんなさいよ。な。おまえもその気持ちになっってたんだよ。な。ええか

い。そんなことも、おまえ、金のあるところぐらい言えんでどうするんだ、おまえ。

【1-07-A16頁23行目～】

松本 それだってな、俺が今、言うように、な、金を使っちゃったって、おまえさんの金はな、ちゃんと収支決算、俺らもやってみただ。おまえさんが、な、ええか、(不明)でいくら、それから三輪車で買ったり、な、それから、自動車を子供さんに買ってやったりさ。な。色んなものは引いて、で、おまえさんのボーナスいくら、月給がいくらで、な、飯代がいくらで、な、そんなもん収支決算やってみただからな、おまえさんが言う金がだな、ええか、そんなに使っちゃいないだ。大体、あの、いっぱいになってるわけだ、収入の面と。いいか。な。

岩本 それじゃダメだよ、それじゃ。

松本 それじゃ話が通らん。それじゃあ、ダメだよ、袴田。

このようなやり取りの中で、「捨てた」「使った」との説明は一切受け付けられず、袴田には、取調官が提示した「隠した」「預けた」のいずれかの供述をするしか選択肢が無い状況に陥った。

そして、更に、取調官は、「隠した」のであれば、

【1-07-A17頁8行目～】

松本 お？ どこに埋めてあるだよ？ 埋めてあるなら埋めてあるって言えや。な。そこに図面書きなさい、そこに図面を。そうすりゃ行ってくるから。うん？

【1-07-A17頁12行目～】

松本 な。工場の中の天井にあるなら、天井裏にあるとか、な。うん？ 桶の下にあるなら、桶の下にあるとかさ。ええか、おま

えさんが海岸行って、な、■■■へ籠もったと言うから、じゃ、その付近に埋めてあると、言うなら、そこ行ってくるぞ。

などと、直ちに現場へ確認に行く旨を述べ、暗に、供述通りの場所に現金がなければ取調べが終わらないことを示した上で、

【1-07-A17頁32行目～】

岩本 (不明)、人のこととかね、何かっていう(不明)、な。

松本 義理とか人情なんて考えて(不明)。

岩本 「こういうこと言ったら、あの人に迷惑かかるから」とか考えちゃダメだ。いいか。な。しょうがないじゃないか。もう出しちゃえ、その人の名前を。■■■だったら。

松本 言にくいのか。うん？ そういう相手の人の名前を言えない、言にくいのか、松下か？ ■■■、袴田、そうか？ な。どうしても名前は出せないのか？ しかし、ここ、事ここに及んでな、おまえさんが話をしてるにかかわらずだな、お？相手に迷惑がかかるってことは、考えちゃダメだぞ。

岩本 そりゃそうだよ。うん。(不明)。

松本 そんなことは、おまえ、考えちゃダメだよ。それはケチな考えだぞ。な。

岩本 ここまで話をして、おまえは、(不明)。

松本 誰かに預けてあるだ、おまえさん、そんじゃ。松下に預けたのか、文子に。な。それならそれでいいじゃないか。

岩本 それならそれでいいじゃないか、■■■。

松本 松下■■■か？

と、この取調べを終わらせるには現金の一部を「他の人に預けた」と言う以外にないかの如く露骨に誘導をした上、取調官は、現金を預けた相手として、松下の名前まで出して話を向けたのである。

ただし、このときの取調官の誘導に対しては、袴田は、松下に預けたことを否定した。しかし、これに対し、取調官は、現金を預けたことを当然の前提事実としてしまった上、

【1-07-A18頁10行目～】

松本 松下じゃない？松下じゃないか？じゃ、誰かに預けてあるか？お？ 実家の方の誰かに預けてあるのか、兄さんだか、お母さんに？ うん？ 預けたなら預けたでだな、お母さんから出してもらわにやいかんじゃないか、お金を。

松本 実家の方で、な、使ったなら■■使ったと、これはしょうがないぞ。

岩本 そりゃしょうがない。な。

松本 な。その代わし、そのお金はおまえさんのお金じゃないもんだで、後で弁償してもらうから。これはしょうがないじゃないか。ん？ お母さんに渡したのか？ 袴田。お母さんじゃないか？ そんじゃ、誰だ？ 誰に渡したんだ？ お？

と、取調官は、松下の名前を出した時には、「それならそれでいい」とだけ言っていたにもかかわらず、実家に預けたのであれば「お母さんからだしてもらわにやいかん」「(使ったなら)後で弁償してもらう」等と、母親にお金を払わせる旨を繰り返した。このような取調官の発言を受け、袴田が頭の中に、「親族に預けた」などと言えば捜査機関は母親に支払いを迫り、母親らに多大な迷惑をかけてしまうとの思いが生じたことは想像に難くない。

そして、このときのやり取りにおいて、取調官は、現金を預けた先として「松下」「お母さん」「お兄さん」しか口に出していない。親族以外の袴田の交友関係者の中から、「松下」のみをピンポイントで名指し、かつ、前記のとおり、親族よりも先にきっかけもなく取調官

から突如松下の名前を出している。このような取調官の発言経過からして、警察が、袴田から、当初より現金は「松下に預けた」旨の自白を取るつもりで、そのような供述をするよう袴田に圧力をかけて行ったことが判る。

そのような結論ありきの取調官の誘導により、この時点で、袴田には、「松下に預けた」と供述する以外に、執拗な取調官の追及を終わらせることはできなくなっていたのである。

袴田は、取調官から「松下」の名前を提示された後も、しばらくは「使った」等と述べ、松下を巻き込まないような供述を続けていた。しかしながら、取調官は、それ以前のやり取りと同じように、「使った」「捨てた」といった供述は一切受け入れようとせず、以下のように、預けた「知り合い」の名を言うように畳みかけたのである。

【1-10-B-1, 3頁3行目～】

小倉 な。とにかく話を■■■で、■■■から。何か、うちの方■■■で
んのか？

袴田 いえ。

小倉 (不明)。いいじゃないか、そんなこと、■■■, そんな, こだ
わることはないよ。(不明)?(不明)?

袴田 そうじゃないです。

小倉 そうじゃないやろ? どこなの? ん? どの誰だ? い
いじゃないか。

住吉 ■■■なあ, ■■■。

小倉 君に(不明), 調べるっていうわけにはいかない。

住吉 な。(不明)な。

小倉 な。本当は、こういうことは、君がね、最後にね、(不明),
悪かったと。昨日(不明)ね。だから、私はこれから実際のこ

とを■■■について、話をしてくてるだから、ね、■■■のことを言って、■■■、「袴田、だめじゃないか」ということがあったじゃあ、(不明)、ね、(不明)ね、(不明)。■■■じゃないのか？

袴田 (不明)

小倉 (不明)、いいじゃないか、あ？ 知り合いか？

そして、以下のとおり、預けた相手の名前を自ら言わなければ、捜査機関が相手に対して強制捜査に入るかのような言い方で袴田に圧力をかけ、迷惑を最小限に抑えるために、預けた相手の名前を言うよう袴田を誘導したのである。

【1-10-B-1, 4頁35行目】

小倉 (不明)。この■■■捜査は、君のほんとのことを言やあ、必要最小限度でね、迷惑はかけんようにやる。しかし、君が言わなければ、もう、やるしかないだろ。言ってるでしょ。分かるか？君。

住吉 だから、結局ね、君が言わないから迷惑かかっちゃうから、■■■、な。

小倉 分かるな？

袴田 (不明)

小倉 うん。預けてあんのか？

袴田 ■■■ちょっと。

小倉 うん。

袴田 (不明)

小倉 うん、預かる、預ける。ん？どこに預けたの？

袴田 (不明)

小倉 誰なの？ いいじゃないか。迷惑はかけんと言ってるだろ、
君■■■。

その上で、執拗に「迷惑をかけないから」等と畳みかけて、袴田から、「松下文子です」との供述を引き出したのである。

「松下」「お母さん」「お兄さん」の3名のみの人物を挙げた取調官が、母親には弁償してもらおう旨を繰り返し発言した上で、「誰なの？」「知り合いか？」「迷惑はかけんと言っているだろ」等と言えば、それは、取調官が、暗に、松下に預けたと言えば迷惑はかけないから松下に預けたと言え、と供述を誘導しているに他ならない。袴田は、長時間にわたる取調官の追及に疲れ果て、その取調官の誘導に従い、結局、松下に預けた旨の供述をするに至ったのである。なお、袴田が「松下文子です」と答えた後は、取調官は、本当に預けた相手が松下なのか、といった袴田の発言を確認する質問は一切せずに、直ちに、いつ預けたのか、いくら預けたのかという話題に移っている。取調官が、もともと松下に現金を預けたというストーリーしか頭になかったが故に、「松下」の名前が出た後、極めてスムーズに次の質問に移行したのであろう。

(ウ) 預けた金額が「5万円」である旨の誘導の経緯

そして、上記「松下文子です」という供述を引き出した後のやり取りからは、その預けた金額が「5万円」であることについて、取調官から露骨な誘導がなされていたことも判る。

【1-10-B-1, 5頁14行目～】

袴田 松下文子です

小倉 松下文子が、どこ■■■の？

袴田 うち行って、預かった(不明)

住吉 君はいつ持ってたの？

(沈黙)

袴田 (不明)

小倉 7月の？

住吉 事件の10日後？

袴田 (不明)

—中略—

小倉 ふーん。それ、いくらぐらい包んで■■■？

○ 5万円ぐらい

袴田 5万円ぐらい(不明)

小倉 5万円ぐらい■■■。そうすっと。残りは使ったことは間違いないのか？

袴田 ええ。

—中略—

小倉 はあ。■■■，札の種類は分かるか？

○ 千円札(不明)

袴田 千円札が多かったです。

小倉 千円が多かったの？ふーん。(不明)？

このように、5万円という金額については、袴田が供述する前に取調官が「○『5万円ぐらい』」と口に出しており、袴田は、取調官の誘導するがままに、金額を供述したに過ぎなかったのである。なお、テープの録音状況から、この「○『5万円ぐらい』」の発言者が、いずれの取調官によるものかは特定できない。もっとも、弁護人が改めてテープを聞き直しても、かかる発言が袴田によるものでないことは明らかであり、そうである以上、「5万円」という供述が取調官の誘導による金額であることは間違いない。

かかるやり取りからは、何とかして松下を巻き込みたくないと抵抗していた袴田が、執拗な取調官の誘導に抗しきれず松下の名前を出してしまった後は、それ以上抵抗する気力も失い、取調官の言うがままに供述を作り上げていった様子が非常に良く理解できる。

(エ) 以上のとおり、当審で開示された昭和41年9月6日の取調べテープからは、袴田が「松下に現金5万円を預けた」との供述は、すべて取調官の誘導の結果に他ならないことが明らかになった。

上記取調べテープによって「松下文子に5万円を預けた」との供述が警察の誘導によるものであったという事実が明らかになった今、警察に誘導された結果の供述内容に沿う「清水郵便局で発見された現金入り封筒」が供述直後に発見されたという経緯は、当該現金等が、原決定が指摘したような「袴田の供述を捜査官が引き出し、それに合致した証拠をねつ造した」可能性をより高めたといえる。

ウ 検察官「即時抗告申立理由補充書」への反論

(ア) 検察官は、即時抗告申立理由補充書(115頁以下)において、①紙幣等が松下の取調べ直後に送付されていること、②紙幣等に記載された筆跡が松下のものに酷似していること、③袴田の「自供」と金額が整合すること、④松下が取り調べ時に罪に問われない保証を得なければ話せないとしながらも自己が紙幣を送付したことを臭わせる言動を繰り返していたこと、⑤金額が当時としては高額で悪戯と考え難く、袴田自供の報道後であることから真犯人等が袴田を陥れるためにしたことも想定しがたい、ことなどから、松下が当該現金を袴田から受領したことで罪に問われることをおそれ送付したのと考えるのが合理的として、原決定の判示に反論する。

(イ) しかしながら、上記①、③、⑤は、捜査機関であれば極めて容易にねつ造が可能な点であり、これらの点は、原決定が指摘するねつ造の可能性を否定する理由には全くなならない。

そして、②について、捜査機関が事前に松下の筆跡を入手し、それを真似て紙幣等に文字を記載することは十分可能であった。捜査機関は、当初から松下を袴田の共犯者と疑い、昭和41年7月20日頃から捜査対象とし(住吉親公判供述 4分冊の2:1367丁)、同年8月22日には自宅の搜索までしている(27分冊の1:1767丁)。そうである以上、筆跡が似ているからといって、それをもって原決定の指摘するねつ造可能性を排除する理由にはなりえない。加えて、本件紙幣や便せんに書かれた文字は、すべてカタカナであった。その限られた文字の中でも、「ツ」を「シ」のように書いたり、2画目、3画目を離して書くなど、明らかに特徴的な文字や書き方が認められた。カタカナであるため、筆跡の特徴を隠すことも容易であったと思われるのに、むしろ強調しているような感じすら受ける。そうすると、カタカナを使用した理由は、簡単で画数の少ない文字を使用して文字の特徴から書いた者が特定できないようにするためではなく、逆に、誰かの特徴ある書き方に似せたことによって、その者が書いたかのような外観を作ったもののように思われ、その文字からもねつ造の可能性が認められよう。

また、④につき、原決定が指摘するとおり、結局松下は、公判廷で自己が紙幣等を送付した事実を否認し(4冊1289丁)、それを認める供述調書は一通も無い。この点、捜査機関は、昭和41年9月14日に、松下の母親宅や松下が同居を始めていた婚約者宅を搜索した上で(27分冊の1:1775, 1782丁)、松下を逮捕し、以下のと

おり複数の取調官が連日取調を行って、各取調官が、松下に対して、袴田から現金を預かっているか追及している。

住吉親 9月15日～同27日 (4冊の2:1353丁)

森下哲雄 9月15日, 同17日(4冊の2:1378, 1379丁)

森田誠司 9月19日～27日頃(4冊の2:1387丁)

取調べは午前午後の丸1日に渡って行われることも多く(住吉公判供述4分冊の2:1358丁～), それほど連日の長時間にわたる取調べを行っていないながら, 捜査機関は, 松下から, 袴田から現金を預かった旨を認める供述は得ることができなかつたのである。このような連日の取調べによっても松下から供述が得られなかつたという事実は, かえって松下が紙幣等を送付したという事実が存在しなかつたことを推認させるといえよう。松下が袴田から現金を預かっていた場合, 連日の取調べにも否認を貫くほどに自己の関与を隠したければ, 松下は, 9月7日に派出所に呼び出されて袴田から現金を預かっているか聴取された時点で(森下哲雄公判供述 4分冊の2:1381丁), 現金を燃やすなど廃棄すれば済むのであり, わざわざ現金を警察署宛に送付した者が, 連日の取調べにも否認を貫くという態度を取ることは考え難いからである。なお, 各取調官は, 公判廷において, 松下が, 自己が紙幣を送付したことを臭わせる言動をしていた旨証言するが(4分冊の2:1359丁～, 1379丁, 1388丁), そもそも, これらの証言にも疑問を呈さざるを得ない。各取調官の証言に従えば, 松下は, 連日の取調べの中で, 自己の関与を「臭わせる供述」だけを繰り返したということになるが, 自己の関与を隠そうとする者が「臭わせる供述」をすること自体が普通は考え難く, それが複数の取調官に繰り返しなされたとなれば, そのような供述が考え難いことは尚更である。他方で, 松下が全く関与していなかつたのであれば, 「臭わせ

る供述」をする理由が無い。そのように考えると、松下が自己の関与を臭わせる供述を繰り返した、という3人の取調官の証言は、甚だ不合理な証言と言わざるを得ず、その信用性には疑問を持たざるを得ないのである。

このように、上記①乃至⑤の検察官による主張は、いずれも原決定による「ねつ造可能性」の指摘を排除するだけの事情とはいえない。

(ウ) また、検察官は、同補充書(116頁以下)において、清水郵便局で発見された18枚の紙幣の番号が分からなくなるように燃やされていることにつき、燃やしたのが袴田か松下かは不明であるとした上で、本件紙幣を使用することを考え、使用した際に本件の被害品であることが判明しないようにするために番号部分を焼いたと考える方が合理的であると主張する。更に、焼かれた部分が一部にすぎないので、それらの紙幣を銀行等で交換して使用することができるのであるから原決定が指摘する「通常使用できない形状」になっているわけではない旨も主張する。

しかし、紙幣の左上と右下の記号番号部分だけが焼けている紙幣の不自然さは、その物を見れば明らかである。他方で、一般的に紙幣を店舗や銀行で使用する際、紙幣を受け取った側が紙幣の記号番号を気にすることは無い。そして、受け取られた紙幣は他の紙幣に紛れて、誰がどの記号番号の紙幣で支払ったのかなど直ぐに分からなくなる。すなわち、使用する目的であれば、焼け焦げたような特徴的な紙幣にすることの方が怪しまれるリスクが高いのである。確かに、捜査機関が事件直後から目を付け尾行していた袴田や松下が使った札であれば、記号番号が注目される可能性は否定しないが、そのような袴田や松下が左上と右下だけ焼けた札を使ったら、自ら「怪しいお金を使っています」と主張するようなものであり、袴田や松下が自ら使用するため

に記号番号部分のみを焼くとは考え難い。やはり、使用するために紙幣の左上と右下だけ焼くということは不合理と言わざるを得ない。そして、原決定は、銀行での交換も含めて使用したら却って目立って怪しまれるという意味で、これらの紙幣を「通常使用できない形状」と指摘するのであり、検察官の批判は失当というほかない。

なお、検察官は、本件被害品である現金は、その記号番号が特定されていなかったため、警察がわざわざ紙幣の記号番号を分からなくする理由が無く、紙幣記号番号部分を燃やしたのは、その無意味さを知らない者であるとしか考えられない、すなわち、警察が燃やしたことは考えられない旨主張する。この点、店で回収した売上金について、札の記号番号など記録されていないことは、店で働いたことのある者であれば誰もが容易に考え着くことである。そうである以上、袴田も松下も、検察官の主張する「その無意味さを知らない者」には該当しないことになろう。そして、検察官が「無意味」と主張する紙幣の記号番号を焼く行為について「意味」が存在する場合がある。それは、当該紙幣が事件後に製造された紙幣であった場合である。紙幣の記号番号からは、その製造時期が容易に判明するからである。この場合、上記のような不自然な目立つ形状になるリスクを負ってでも記号番号を燃やす「意味」が生じる。このように考えると、店の売上金という紙幣の記号番号は特定できないことが一般人であれば容易に考え着く状況において、明らかに不自然な形状になるリスクを負ってまで紙幣の記号番号が焼かれているという事実は、やはり当該紙幣が事件後にねつ造された可能性を推認させる事情といえるのである。

エ 小括

清水郵便局で発見された封筒入り現金と自白の問題は、その捜査経過の真相と検察官の当審での弁明の可否を明らかにすべく、弁護人がくり

返し関係証拠の開示を要求してきたが、検察官は頑なに拒否してきた。にも拘わらず、当審で開示された録音テープで明らかになった取調べ経過や、従前証拠から明らかになっている事実を併せ見るだけでも、本件現金入り封筒は、袴田が、犯行で奪ったお金の一部を松下に預けたという、警察が誘導して自白させた内容に、ぴったり合致する偽装工作であったということである。

原決定の、「この証拠物が意図的に作り上げられた証拠、すなわちねつ造の疑いさえあるものと評価せざるを得ない」(原決定61頁)という判断や、「袴田の供述を捜査官が引き出し、それに合致した証拠をねつ造したとして、時間的経過は十分説明が可能である。」(原決定64頁)という指摘は、極めて当を得たものであったといえる。

(2) 右足脛の傷について

確定控訴審判決の、「藤雄との格闘のさい腿や向うずねを蹴られたとの自供内容に相応するように事件後の9月8日には、被告人の右下腿中央から下部前面に四か所の比較的新しい打撲擦過傷が認められたうえ、事件後約1年2か月たったころ発見された鉄紺色ズボンには、左右前面に数か所の損傷、特に右足前面の下から約22センチのところに2.5×4センチの大きさの裏地にまで達するカギ裂きよの損傷があつたこと」(同判決書57丁表)という点は、これまで当審で論じてきたとおり、袴田の右足脛の傷自体が、逮捕当時にすら存在せず、その後に生じたものであることが明らかとなっている。そうすると、上記判決がそれを自白の信用性を裏付ける根拠としたことは、その前提事実がまったく誤っており、むしろ、自白調書の内容が虚偽であって、その信用性を否定する重要な事実であるというべきである。つまり、逮捕後に生じた傷を、取調時に、袴田が、「犯行時に受傷した」と供述をしたというのは、その時の袴田の精神状況は、取調官の言われるままに事実を反した供述をするという状態にあったという

こと、換言すれば、虚偽の自白供述をするという状況にあったということである。

そして、5点の衣類のズボンの損傷と袴田の右足脛の傷が不整合であることは、袴田の自白が虚偽であること示すとともに、ズボンのねつ造の可能性を強く裏付けるものである。

すなわち、ズボンには右足脛の部分にかぎ裂き損傷があり、袴田の右足脛にもかぎ裂きの傷があったとされており、形状だけは類似している。

しかし、そもそも、衣類のかぎ裂きの傷は、生地の1点に何か引っかけられて引っ張った傷であり、その際身体が傷ついたとすると、1本の線状の傷になるはずである。これは、袴田のパジャマの右肩のカギ型の損傷と、本人の右肩の線状の傷との関係が端的に示している。カギ型の焼き印を衣類の上から押したように、衣類と同じカギ型の傷が、身体にできるはずがないのである。

また、そもそも、ズボンのカギ型の傷は、アルファベットの大文字のLの文字を、180度回転させた文字型であった(昭和42年9月4日付春田竜夫作成の実況見分調書2292丁)のに対して、袴田の右足脛のカギ型の傷は、上記文字型をさらに左右逆にした型であって、なんら一致などしていないのである。これは、袴田の右足脛のカギ型の傷の写真が存在しなかったことから、単に、自白調書にある「かぎ裂きの傷」との表現に基づいて、ねつ造する際にズボンの損傷を作ったため、左右を間違ってしまったものと推測される。

また、ズボンの損傷は、このかぎ裂きの傷以外に2cm×3.5cmの穴や0.4cm×3.5cmの穴(裏生地まで及ぶ)を含めて5箇所に及んでいる。これを、確定判決等では、専務に蹴られたときにできた損傷と認定している。しかし、自白調書の内容のように、就寝中の専務が侵入者に気がつき、飛び起きて格闘を始めたとすれば、専務は裸足かせいぜいスリッパ、サン

ダル履きであったと想定される。そんな履き物で蹴られたとしてもズボンが裏地まで破れることは常識的に考えてありえないことがわかる。

以上のとおり、袴田の右足脛の傷は、犯行とは絶対に無関係であるにもかかわらず、犯行着衣の一つのように見える鉄紺色ズボンに、上記傷と整合するように意図的に損傷が作られているということは、結局、袴田を有罪にするために、鉄紺色ズボンがねつ造されたことを裏付けるものであり、それを作出したのは、袴田の右足脛の傷を、犯行時に受傷したものと偽らうとした警察の一連の工作の内容と一致しており、このことから、鉄紺色ズボンを含めた5点の衣類をねつ造したのは、警察であることを強く示す事実であるというべきである。

5 原決定までの証拠によって明らかになったねつ造を否定する検察官の主張に対する反論

検察官は、即時抗告申立理由補充書において、5点の衣類がねつ造されたものでないとの理由を縷々主張している(同77頁以下)。しかし、その中身は、とるに足らないものばかりであり、一つ一つ反論する必要を認めないが、以下、いくつかの論点について、弁護人の主張を整理しておく。

(1) 端布について

ア 昭和42年9月12日、袴田の実家から発見され、5点の衣類のズボンと同一の生地で切断面も一致したとされる端布は、確定判決における重要な証拠の一つとされていたが、原決定は、「5点の衣類についてのねつ造の疑いが現実化している以上、この端布は、5点の衣類といわばセットの証拠といえるから、ねつ造の疑いを視野に入れて検討せざるをえない」とし、いくつかの問題を指摘した上で、「この端布自体もねつ造された証拠である疑いが強まった」(原決定58頁)と結論づけた。

イ これに対して、検察官は、原決定が指摘した疑問について、一つ一つ反論をした上で、「5点の衣類がねつ造であることを前提とすると、そ

の中の鉄紺色ズボンと適合する端布が袴田の実家から出てきたという事実を認めることはできないことから、これを否定するために、あえて理由をこじ付けたにすぎない」(即時抗告申立理由補充書103頁)などと反論している。

ウ しかし、検察官の反論は、重大な疑問にはまったく触れていない。すなわち、手袋とバンドを押収する目的で捜索に赴いた警察官が、それらとはまったく無関係である端布を、その発見時点で、なぜそれが、「昭和42年8月31日清水市横砂374の1株式会社王こがねの味噌工場1号タンク内より発見された黒色様ズボンと同一生地同一色と認められ、前記ズボンの寸をつめて切り取った残り布と認められた」(昭和42年9月12日付岩田竹治作成の証拠品発見報告・17分冊2323丁)とし、本件におけるきわめて重要な証拠であると判断して、その場で押収したのか明らかでないことである。

5点の衣類は、味噌漬けの状態で見られたものである。当然、ズボンも茶色の味噌汁がたれるほど、びしょびしょになっていたのである(昭和42年9月4日付春田竜夫作成の実況見分調書・17分冊2284丁では「全般に味噌の水分、塩分などに濡れじめじめしている。持ち上げると焦茶色の汁がたれる」と表現されている。)。そのズボンの生地と乾燥していた端布が、捜索の場に持ってきたわけでもないのに、なぜ直ちに、同一の生地であるなどと判断できたのであろうか。押収の目的である手袋やバンドと端布とはまったく関係もなかったのであるから、捜索に赴いた警察官も、そもそも関心をもって端布を見ることもなかったと考えられる。

このように、上記端布の発見や押収経過は、大いに不自然というべきである。

エ この点について、端布を発見した岩田竹治は、本事件の支援者であり、岩田と面談をしたことがある平野雄三や坂詰美代子に対して、端布が入っていた抽出を岩田に対して探すように指示したのも、また、抽出に入っていた端布を押収するように指示したのも、松本久次郎であったと述べたという。

また、岩田は、前記捜索のために、当日、自分が浜北の袴田の実家に赴いたところ、すでに1時間も前に松本が来ておりすでに捜索を実施していたも述べている(以上、平野雄三作成の報告書及び坂詰美代子作成の陳述書(原審弁21))。

これらの疑問点は、それらが事実であるとするれば、きわめて重大であり、岩田に直接確認する必要は高いというべきであるが、残念ながら、岩田の証人尋問は実施されなかった。

しかも、この発見、端布の押収、経過についての確定審における証拠調べ手続についても疑問がある。

岩田は、この重要な端布を発見し、前記証拠品発見報告書を作成したきわめて重要な人物であり、当然、確定審での尋問がなされてしかるべきであった。ところが、そもそも、確定審では、この端布の発見、押収経過については、松本久次郎が証人として証言しており、端布を発見した本人である岩田は証言していない。これも重大な疑問である。

特に、松本は、確定審において、袴田をトイレに行かせなかったのは、袴田の申し出があったと証言していたにもかかわらず、開示された取調べ録音テープによって、実際には、松本の指示であったなどという偽証をしていたことが明らかになったのである。いわば、ねつ造の中心にいたと考えられる人物である。

そして、松本は、「向って右手の小引出をあげましたところ」とあたかも自らが発見したように証言し、しかも、前記証拠品発見報告書添付

の写真では、端布が一番上に置かれていたように撮影されているにもかかわらず、「中にいろいろメモ類とか用紙のようなものとか、ごちゃごちゃボタンのようなものも入っていました。それに混って入っていました。」と証言し、端布が入っていた状況が同写真とはまったく相違していた(以上、第29回公判調書・8分冊2891丁)。

このように、岩田ではなく、松本が証言したこと自体も、またその証言内容も、上記疑問をさらに拡大させているというべきである。

オ 端布についても、原決定がというようなさまざまな疑問があり、以上のように岩田が供述している発見経過についての疑問がある上、岩田が証言したのではなく、松本が証言をしたなどの疑問があることからすると、ねつ造の可能性が十分に認められるというべきである。

(2) はけないズボンについて

原決定は、鉄紺色ズボンのサイズが、袴田の体型に適合しないことについて、「鉄紺色ズボンが後日ねつ造された証拠だとすると、前記袴田の体格との齟齬を容易に説明できる。鉄紺色ズボンのサイズは、それが袴田のものではなかったとの疑いに整合するものである」(同55頁)としたことに対して、「仮に警察によるねつ造が行われたとすると、ねつ造するズボンのサイズを取り違えてしまっは、むしろ袴田の犯人性に決定的な疑問を生じさせることになるのであって、警察がその点に無配慮のままねつ造を行うなどということは、およそ考え難い」(即時抗告申立理由補充書89頁)と主張している。

たしかに、ねつ造する際にサイズを取り違える可能性は少ないかもしれない。しかし、第1に、袴田がズボンをはくことができなかつたのは、ウエストを締めることができなかつたからではなく、太股が入らなかつたからである。したがって、袴田に、ウエストサイズが適合したズボンでも、太股が入らずはけないことがありうるのである。これは、袴田が、プロボ

クサーとして鍛えていたことで、太股の筋肉がついていたからと考えられる。そうすると、鉄紺色ズボンが、Y体であることで、全体に細めに縫製されていたことから、袴田がはけなかった可能性が考えられる。

第2に、鉄紺色ズボンのY体4号のウエストサイズは74cmであり、たしかに、同サイズ76cm～80cmとされた事件当時袴田が使用していたズボンとウエストサイズは大きく異なっているわけではない。しかも、鉄紺色ズボンは、ウエストが3cm詰められていたが、これは日の丸用品店の保津扶美子に指摘されて判明した（第6分冊、第23回公判調書2246丁）ことで、当初、警察も知らなかった可能性が十分ある。そのため、ウエストサイズが74cmであることだけから、袴田の使用していたズボンに近いと判断して、ねつ造に用いたのではないかと考えられる。

以上のことからすると、警察が、ねつ造するにあたって、ウエストサイズだけを考慮し、太股のサイズやY体であること、さらにウエストが3cm詰められていることなどを考慮せずに鉄紺色ズボンを用いたため、袴田に穿けなかった可能性があると考えられる。すなわち、当然のことではあるが、ねつ造の際に、明らかに袴田の体型に適合しないズボンを使用したものとは言えないのであるから、袴田が鉄紺色ズボンをはけなかった事実は、ねつ造の明確な根拠の一つとなるというべきである。

(3) 血液の付着状況の不自然について

検察官は、斎藤教授の意見書に基づき、5点の衣類の血液付着状況は、ねつ造したものとしては不自然であるなどと主張している（即時抗告申立理由補充書90頁）。

上記検察官の意見は、そもそも論理的にも不合理なところがある。検察官は、5点の衣類の損傷や血液付着状況が人為的なねつ造としては首尾一貫しないなど不自然であるというのである。検察官は、ねつ造であれば、必ず、まったく首尾一貫し、不自然なところも出てくるはずがないという

のであろうか。それならば、どうしてねつ造が発覚することになるのであろうか。検察官の主張は「ねつ造であれば証拠上必ず矛盾なく証拠が作出されねつ造が発覚することは決してないはずである」というありもしない前提に立脚した上で論難するものであり批判として成り立ち得ない。

ア 検察官が提出した平成26年7月15日付け順天堂大学医学研究所教授齋藤一之作成の意見書第3は、結論として、5点の衣類について、作画的に血痕を付着させたことをうかがわせる部分は認められず、むしろ全体としてみれば、自然に付着した血痕とみて矛盾しないと考えるとされており、あたかも自らの法医学者としての専門的経験に裏打ちされた判断であるかのような体裁が取られている。

イ しかし、その実態は、単に検察官から求められた結論を導くため、自らの経験も、科学的な考察も捨てて検察官にすり寄っただけの何ら証拠価値の存しない文書としか評価しようがない。

ウ 上記意見書では、ズボン前側の裏(内側)の血痕と、ステテコ(両側大腿部前面)の血痕に着目した上で、ステテコについた血液が、二次的にズボンの裏側に付着して形成された可能性が示唆されるとした上で、例として、ステテコ前面に多量の血痕が付着した状態で、あとからズボンをはいた結果、ステテコの血痕がズボンの内方に付着した感があるとし、少なくとも一時的にはズボンをはいていない状態でステテコに血痕が付着するような状況があった可能性があるとする。

エ しかし、ズボンをはいていない状態で、ステテコに血痕が付着し、その後、血痕の付着したステテコの上から、ズボンをはくという状況自体が、通常の実験則からは導き出せない。

すなわち、齋藤教授は、5点の衣類のうち、ステテコとズボンの血痕の付着状況を常識的に説明できなかつたために、このようなあまりにも非常識な状況設定を持ち出さざるを得なかつたのである。

オ そもそも、ステテコに血液が付着するためには、多量の返り血を浴びるような行為が必要になるところ、通常、そのような行為は、刃物を用いて、被害者らを刺殺する行為そのものである。

しかし、本件で袴田氏が強盗目的で被害者宅に侵入したとして、わざわざズボンを脱いで犯行に至るということは常識的に考えられない。

もし仮に、袴田氏が犯行前に、何らかの理由でズボンを脱ぎ、ステテコが露出する状況があったとしても、逆に、そのような状況では、早くその場を離れたくなるのが人間の心理であるから、わざわざステテコの上からズボンをはくような真似をすることは、さらに考えられないのである。

カ 以上のように、常識的には考えられないような状況を想定し、それを前提に、血痕の付着状況が自然であると強弁する齋藤教授には、科学者として真理を探究しようという姿勢がまったく見られない。同意見書の後半部分には、何らの証拠価値も存しないのである。

以上のとおり、検察官の上記主張は、科学的な価値のない齋藤意見書に依拠したもので、反論としての価値はないというべきである。

(4) 右肩の傷について

ア 5点の衣類の上衣の損傷と袴田の右肩の傷の不整合についての原決定の内容と検察官の批判

5点の衣類のネズミ色スポーツシャツの右肩の損傷と白半袖シャツの損傷、血痕及び袴田の右肩の傷は、それぞれの位置がずれていることから、同一の機会にできたものか疑問があった。

この点について、原決定は、5点の衣類がねつ造であれば、「ネズミ色スポーツシャツや白半袖シャツが実はねつ造されたもので、別々に傷を付けられたとすれば、このような食い違いを生じたことはむしろ当然である」(原決定56頁)とした。

これに対して、当審で、検察官は、ねつ造するのであれば、「わざわざ肌着と上着とで損傷の位置や数を違えるというのは不自然極まりない。むしろ、このような事象は、実際の出来事の中で偶然に起きたこととみる方が、はるかに自然である」（即時抗告申立理由補充書89頁）と原決定を批判している。

しかし、検察官の反論は、原決定の内容を正しく理解したものとは言えない。原決定は、5点の衣類の付着した血痕のDNA鑑定の結果並びに同衣類や付着血痕の色等から、同衣類は袴田のものでもなく、犯行着衣でもないから、ねつ造証拠である可能性が高いとした上で、上記2点の衣類の損傷の部位、数等の相違があっても、ねつ造証拠であれば当然であって、その認定を揺るがすものではないと、まったく当たり前のことを述べているにすぎない。したがって、検察官の上記批判は、そもそも論理的にも成り立たないものである。

ただし、上記の損傷等の相違は、ねつ造の可能性を強めるものではないから、再度、ここで論じることとする。

イ 澤渡第1鑑定について

原決定は、上記相違について、ねつ造であれば当然であるとはしたものの、ネズミ色スポーツシャツと白半袖シャツの各損傷と、袴田の右肩の傷の位置について、同一の機会に生じたものではないとした澤渡第1鑑定について、「スポーツシャツと半袖シャツとでは体への密着の程度が異なること、損傷等が、格闘中に衣服が引っ張られるなどした状態で生じた可能性があること、各シャツが味噌漬けにされたことにより収縮しており、しかもその程度が異なる可能性があること、袴田の体格が事件当時と比較して変化した可能性があること等様々なものが想定しうる場所であり、袴田が犯行中着用している際に形成されたものとみることが不可能とはいえない」とし、「これらの点について考慮していない

平成8年7月17日付け澤渡鑑定書(澤渡第1鑑定)及び同人の証言を全面的に信用することはできない」(原決定書55頁)とも述べている。そこで、澤渡第1鑑定が信用性の高いことについて、説明する。

澤渡教授は、白半袖シャツの血痕の位置は袴田の右肩の傷の位置より約5cm上方にずれており、スポーツシャツの損傷位置は、白半袖シャツの損傷よりも数cm下方にあるが、袴田の傷よりは上方にあることに着目し、受傷したときの白半袖シャツの位置が、右腕を自然に下げた状態のときの位置とがずれるのは、右腕を動かした場合であるとした上で、右腕がさまざまな動きをしたときに、白半袖シャツの損傷と血痕の位置が、袴田の傷の位置とどのようにずれるかを検証した。その結果、腕の動きによってずれる着衣のずれ方には、一定の法則性があるとしたのである。

まず、腕の動きによって、白半袖シャツが皮膚上を滑るとき、下方向にはほとんど滑って動かないことが明らかになった(澤渡第1鑑定書4頁、澤渡速記録13、14、19頁)。その理由は、腕を動かしても、衣類の袖は袖付け線で固定しており、下方向にほとんど動かないからである。

このように、「下方向にはほとんど滑って動かない」というのは、実験によって得られ、かつ、上記のとおり、その理由が明確に説明できる「法則」というべきものである。そして、衣類や身体の状態によって、「袖が袖付け線で固定している」という点が変わるわけではないから、上記法則は、常に妥当することになる。

そうであれば、前記のとおり、白半袖シャツの損傷部位が袴田の右肩の傷の約5cm上方で、上記法則に反するような位置にあることの説明は困難であるというべきである。

同様に、相手にスポーツシャツを捕まれたときは、同シャツの損傷に相当する位置は、袴田の傷の位置の下方約4cmまでずれる場合があった

が、白半袖シャツの損傷に相当する位置は、1 cmから2.5 cm下方にずれるにとどまった。つまり、この場合、スポーツシャツの損傷部位が右肩の傷よりも下方にきても、白半袖シャツの損傷部位は、右肩の傷よりも上方になるということである。これは、白半袖シャツが半袖であるため、スポーツシャツのみが強く引っ張られて大きくずれても、白半袖シャツは同じように追従しないためであり(鑑定署4乃至5頁、澤渡速記録20乃至22頁)、これもやはり「法則」であることが明らかになった。そうであれば、前記のとおり、白半袖シャツの損傷部位が、袴田の右肩の傷の上方の、上記法則に反するような位置にあることの説明は困難であることになる。

しかも、澤渡鑑定の信用性について、前記のとおり原決定がいうさまざまな条件については、澤渡教授は、実際の証拠物を見分し、類似の素材を選択し、誤差を最小限に抑えており(澤渡速記録4乃至6頁)、その他の条件についても、法則性を覆すほどのものではなく、鑑定結果に影響はないと証言しているところである(同速記録16頁及び32頁)。

前記のとおり、腕を動かしたり、スポーツシャツを掴んだときの衣類の動きによるずれは、理論的にも説明できる「法則」にしたがうものであって、上記諸条件は、ずれの程度に影響を与えることはあったとしても、法則に反するような結果が生じている5点の衣類の損傷と袴田の傷の位置のずれを説明できるとはいえない。

ウ 右肩部分の衣類の損傷及び血痕の不自然なこと

(ア) 本件事件後押収されていた袴田の作業衣にも右肩部分に約5 cm四方の範囲で小豆大から点状のものまで点々と血痕が付着していた。これは、袴田が受傷したときだけではなく、その後も出血が続いていたことを示している。

作業衣は、事件発生当日、袴田がパジャマで行った消火活動後に着替えたものであるが、作業衣着用後も出血していたということは、仮に、袴田が、パジャマの着用以前に5点の衣類の白半袖シャツを着用していたということであれば、同シャツの右肩の部分にも広範囲に多数の血痕が付着するはずである。ところが、実際には、白半袖シャツの右肩部分には2個の血痕だけがあり、それ以外の部分には血痕がまったく付着していない。これは著しく不自然であって、袴田が、白半袖シャツを着用して右肩に受傷したとの認定は、とうていできないというべきである。

(イ)昭和41年8月18日の袴田逮捕時の鑑定では、袴田の右肩の傷は、長さが1.5cmの一つの傷とされ、取調べの中で、取調官が「引っ掛けた」傷だとも言っている(8月29日 2-12-B 50:00~)。つまり、袴田の右肩の傷は、上から尖ったもので刺されてできたような傷ではなかったということである。そうすると、シャツの右肩の損傷はいずれも小さな(直径約3mm)の穴状であり、しかも、それが2個あることが説明できない。

また、袴田の右肩の傷は、木村和夫作成の鑑定書(16分冊1909丁)では、「横に走った傷」とされているとおり、腕の肩から肘を結んだ線に直角にできた線状の傷だったのである。それを、取調官は、引っかけた傷と称していた。ところが、白半袖シャツの損傷は、2つの穴であり、しかも、縦方向に並んでおり、この点でも袴田の右肩の傷と整合しない。袴田の右肩の「線状の」傷は、パジャマの右肩の「かぎ裂き」の傷と、ぴったり整合するのである。

(ウ)確定控訴審判決は、ネズミ色スポーツシャツの傷は1個で、白半袖シャツの傷が2個であることについて、上から尖ったものが刺さったが、白半袖シャツの部分までいったん抜けて、そのときシャツがずれ

て別の損傷ができたが、同じ傷に再び刺さったという可能性で説明している(同判決書48丁表)。

しかし、前述のとおり、出血は受傷から一定時間継続するものである。そうすると、確定控訴審判決の上記説明では、やはり袴田が右肩に受傷したときだけ出血したということになり、不自然である。

また、確定控訴審判決は、上記衣類の損傷の個数の不整合を、尖ったものがネズミ色スポーツシャツの損傷から入り、白半袖シャツに入口と出口の両方の損傷を作ったという可能性も説明している。しかし、白半袖シャツには2個の損傷があり、いずれか一方が上記出口に該当するはずであるが、血痕も2個付着している。そうすると、確定控訴審判決のいう、「出口」の方にも、損傷を中心とした血痕があることが説明できないことになる。

エ 結論

以上のとおり、5点の衣類の上衣について、

- ①上衣の損傷と血痕の位置が、袴田の右肩の傷の位置とずれていることが説明できないこと
- ②袴田の作業衣に多くの血痕が付着しているにもかかわらず、白半袖シャツの血痕が2個であることの説明できないこと
- ③袴田の傷は横に走る線状の傷であるのに対して、白半袖シャツの損傷は縦に並んだ2つの穴で、各穴を中心とした2つの血痕しかないことが説明できないこと
- ④ネズミ色スポーツシャツの穴は1個であり、白半袖シャツの損傷と血痕が2個であることの説明ができないこと

が明らかになった。

そもそも、原審で実施されたDNA鑑定により、白半袖シャツの右肩部分の血痕のDNAは、袴田のものではないことが明らかになっている。

その上で、袴田は、消火活動時に受傷したとする右肩の傷があり、血液型がB型であったものの、厳密に検討すると、上に述べたとおり、5点の衣類の上衣の損傷ないしB型の血痕は、袴田の右肩の傷と同一の機会に生じたものとは考えられないことからすると、5点の衣類は、むしろ右肩に負傷していた袴田を犯人に仕立てるためのねつ造証拠である可能性が高いことが明らかになったというべきである。

(5) 検察官の当初の立証や自白との不整合について—「当初の検察官の立証方針と整合しない上、かえって自白の信用性に疑問を生じさせかねない」との点について

ア 検察官は、5点の衣類がねつ造であれば、当初、検察官の立証において、血痕と混合油が付着したパジャマが中心証拠であり、それが自白の内容となっていたことと整合しないし、疑問を生じさせかねないから、ねつ造することなど考えられないと主張している(即時抗告申立理由補充書81乃至83頁)。

しかし、これは検察官が実際に行った訴訟追行を、まったく忘れたかのような主張である。検察官が、あくまでパジャマと自白が信頼性の高い証拠であると考えていたとすれば、5点の衣類が発見された後に、冒頭陳述を変更するはずがないのである。検察官が、冒頭陳述を変更したのは、検察官自身がパジャマと自白では、とうてい袴田の有罪を立証できないと判断したからにほかならない。

逆に、5点の衣類が、右肩の損傷、血痕や、緑色パンツ、端布などによって、一見、袴田のものであるかのような外形を有しながら、厳密には、DNA鑑定の結果はもとより、袴田のものとは考えられない点が次々に発見されてきたとの事実は、5点の衣類がねつ造であることを推認させると同時に、自白はとうてい信用するに値しないことを意味しているというべきである。

イ まず、袴田が犯人であり、犯行着衣を1号タンクの味噌の中に隠したのであれば、犯行を自白した際にそれを供述せず、隠し通そうとしたとは考えられない。なぜなら、1号タンクは、実際に味噌の製造のために当時使用されていたのであるから、いずれ発見されることは確実で、隠し通すことは絶対に不可能であることは袴田もよくわかっていたからである。そして、そうであれば、袴田が、取調べにおいて残虐な殺され方をされた4人の殺害と住居の放火を自白しながら、着衣はパジャマであったと偽り、そのために、パジャマは白っぽくて目立つから雨合羽を着て侵入した、パジャマに血が付いていないのは風呂場で洗ったからなどと苦しい嘘をついてまで何としても真の犯行着衣を隠そうという気持ちになるはずがないと考えられるからである。

ウ また、5点の衣類が4人の刺切傷時の犯行着衣であったにもかかわらず、それがパジャマであったという嘘を言ったというのは、単なる衣類が異なるというだけの嘘ではない。自白の構造を大きく変えてしまうものである。

まず、侵入するときの雨合羽を着用する理由がなくなってしまった。パジャマであるからこそ、無理矢理の説明のような内容ではあるが、一応、白くて目立つから合羽を着たという説明は成り立ちえた。ところが、それが黒っぽいシャツとズボンに変わったのである。当然、合羽を着る必要はまったく無くなってしまった。それだけではない。雨合羽は、ごわごわし、動くたびに音がするのである。だからこそ、自白調書でも、途中で脱いだとされているのである。そうであれば、深夜、被害者ら宅に侵入するため、動きやすいシャツとズボンに着替えたはずであるのに、さらにその上から、ごわごわして動きにくく、しかも動くたびに音がする雨合羽を着ていこうなどと考えるはずがない。

これについて、確定控訴審判決は、「当初犯人が雨合羽で体の線をか
くそうと考えたとしても不合理ではないし、ごわごわ音がするので現場
で脱ぎすてたとしても不自然ではない」（同判決書59丁表）という。し
かし、「体の線をかくそう」として、わざわざ動きにくいコートや合羽
を着て深夜住居に忍び込んだなどという例など聞いたこともないし、そ
もそも顔を隠そうともしないで、体の線だけ隠しても何の意味もあるま
い。また、「ごわごわ音がする」ことは、合羽を着た直後にわかること
なのだから、そのまま現場に向かうはずがないというべきである。

エ さらに、5点の衣類が犯行着衣であり、途中でパジャマに着替えたとい
うのであれば、今度は、どこかで衣類をすべて脱いで、それを麻袋に
入れ、1号タンクの味噌の中に隠す作業が必要だったはずである。その
ためには、深さ1.6mもある味噌タンク内に入らなければならない。
時間も要することになる。人に気づかれたら、すぐに逃げることもでき
ない。そんな作業を、事件当日であれば、深夜に、宿直で工場内の宿直
室にいた岩崎にもわからないように、他の機会であれば、それまで発見
されないようにどこに隠しておき、その後、他の工場関係者にわから
ないように1号タンク内に隠す作業を行うことができたのであろうか。

以上のおおりに、パジャマによって犯行を行ったとの自白調書の構図は、
5点の衣類が犯行着衣であるとすれば、まったく崩壊してしまったとい
ってよい。したがって、その点だけからしても、自白調書は、とうてい
信用性が認められないものである。

オ パジャマの右肩の損傷と5点の衣類の各損傷は、自白調書の信用性を
否定し、さらに5点の衣類がねつ造であることを示すものである。

まず、右肩の損傷は、パジャマにも存在する。そして、袴田の右肩の
傷が横に引いた傷であることと、パジャマのかぎ裂きの損傷とは、よく

整合している。かぎ裂きは、衣類のどこか1点を何かに引っかけて生地を引き裂いてできた損傷だからである。

このことは、取調べ時には検察官も認めていた。すなわち、吉村検察官の取調べにおいて、

8月29日 2-12-B 50:00～

吉村 「■■なの？肩の辺？」

袴田 「肩の辺」

吉村 「こっちか？どこに引っ掛けたの？」

とされ、9月9日の検察官調書では、「パジャマの右肩が破れたことは最初逃げて風呂場にきた時気がつきましたが、そのほかは破れてなかったと思います。パジャマの右肩が破れたのは、専務に押し付けられて裏口の戸にぶつかったときだと思いますが夢中だったので、はっきりしたことは覚えていません」(20分冊2737丁)とされているからである。

しかし、5点の衣類が犯行着衣であるとすれば、パジャマの損傷は、犯行時にできたものでないということになる。すると、自白調書の上記部分も、まったく虚偽のものであるということである。

ところが、1号タンクから発見されたスポーツシャツと白半袖シャツにも、右肩に損傷部分があった。確定判決等は、5点の衣類が犯行着衣であるとし、その上衣の損傷は、袴田が右肩に負傷したときにできたものと認定した。そうすると、パジャマの右肩に損傷部分があることが説明できなくなる。ただし、原控訴審判決は、これを「被告人が後刻パジャマの損傷を作出することは可能である」(同判決書48丁裏)と、袴田の偽装工作として処理した。しかし、これも上記判決の、とんでもない暴論である。

もちろん、袴田の偽装工作をうかがわせる根拠などまったくない。かぎ裂き部分には、ルミノール反応があり、前述のとおり、パジャマの損

傷の位置と形状から、捜査段階から5点の衣類の発見までは、袴田の右肩の傷は、何かに引っかけてできた傷で、パジャマの損傷もその際にできたことを疑う者は誰一人いなかったのである。

そもそも、袴田が犯人で、右肩の傷が犯行時にできたものであれば、まずは傷の存在を隠そうとするはずである。ところが、パジャマの右肩の損傷は、昭和41年7月4日の押収時に、すでに存在したのである。犯人が、わざわざ自分が犯行時に怪我をしたことを周囲に知らせるようなことをするであろうか。

また、仮に、袴田が、5点の衣類を着用した犯行時に、右肩に受傷したが、それをパジャマを着用していて受傷したように偽装しようとしたとする。そうすると、まず、袴田は、5点の衣類の右肩の損傷部位の大きさや形状を見た上で、それと類似の損傷を作ろうとしたはずである。ところが、パジャマの右肩の損傷は5.5cm×3cmのかぎ裂きであるのに対して、スポーツシャツの損傷も半袖シャツの損傷も、前者が2個、後者が1個と個数は異なるものの、損傷の形状は、前者は3mm×3mmの穴、後者は直径3mmの穿孔であって、大きさも形状もまったく異なっている。この点からも、袴田による偽装工作の可能性など考えられないことがわかる。

もっとも、5点の衣類がねつ造証拠であるとする、5点の衣類の上衣の右肩の損傷が、なぜパジャマの損傷とは大きさも形状も異なっているのか、同じように説明ができないのではないかとの疑問が生ずるかもしれない。しかし、理由は不明であるが、袴田の右肩の傷の部位は、どの鑑定書や身体検査調書にも正確な位置が記録されていない。また、事件直後の袴田の右肩の傷の写真もない。そのため、事件から1年2ヶ月近く経過したねつ造時点で、右肩の傷と正確に整合する衣類の損傷を作出することが、不可能であったため、やむをえず、どのようにでも説明

できる穴の形の損傷にしたのではないかと考えられる。かぎ裂きの損傷を作ってしまったら、その位置や損傷の方向から、袴田の右肩の傷と整合しなかったときに、ねつ造工作が浮き彫りになってしまうことをおそれたものと考えられるのである。

加えて言えば、5点の衣類の一つである鉄紺色ズボンには、右足部分に2箇所、左脚部分に3箇所の合計5箇所の損傷があり、しかも、右足の1箇所は4cm×2.5cmのかぎ裂きで、裏生地にも達していたというのである。5点の衣類が犯行着衣であり、袴田が犯行時に右足脛に受傷し、5点の衣類を味噌タンクの中に隠す関係で、パジャマの右肩の傷と同様、身体の傷と同様の衣類の損傷を偽装しておこうと考えたのであれば、まず、これらのズボンの損傷を考えたはずである。パジャマの損傷は偽装したのに、ズボンの損傷は偽装しない理由も、考えられないというべきである。

(6) 緑色パンツについて

5点の衣類の一つである緑色パンツについては、検察官は、「5点の衣類が発見される1年以上前に縫製されたものである」(即時抗告申立理由補充書103頁)とし、さらに「当時事情聴取した多くの者が、ほぼ口を揃えて袴田の着衣であることを述べている」(同111頁)などとして、それが袴田のものであると主張している。

しかし、多くの者が、「袴田の着衣であることを述べて」いても、それは何の根拠にもならない。なぜなら、上記の者らは、緑色という色だけから、袴田のものと述べているだけであり、縫製等の厳密な検討をして述べているわけではないからである。まして、袴田自身も、当時緑色パンツを持っていたことを認めており、実際、それが証拠として提出されているのであるから、なおさらである。

この点に関し、検察官は、「従業員の中に本件後に袴田が緑色パンツを履いているのを見た者はいないこと」(同113頁)も、上記パンツが袴田のものであることを裏付けるとする。

しかし、上記従業員の供述は、事件や袴田の逮捕から1年以上経過した後のものであり、当時何ら問題になっておらず、関心もなかったであろう袴田の緑色パンツについて、1年以上経過した後に、「あのときは、もう緑色パンツを履いているの見なかった」などと証言したとしても、とうてい信用できるものではない。まして、上記各供述時点では、従業員らは、袴田が犯人であると思ひ込み、したがって、味噌タンクの中から発見された緑色パンツが、袴田のものであるという警察の判断は間違いないという考えだったのである。そうであれば、上記考えと相いれない、逮捕されたときにも、袴田の荷物の中に緑色パンツがあったなどという供述を従業員らがするはずはない。

さらに、冒頭に引用した本件パンツが事件の1年以上前に縫製されたものであるとの検察官の主張は、鐘百メリヤス有限会社の貝本証人の証言に依拠しているだけである。実際に、1年前に縫製された製品を用意することも、困難ではなかったと考えられるにもかかわらず、証言だけに頼っているのである。しかも、5点の衣類の緑色パンツは、ゴムを入れる穴が開いていないのに対して、同じ製品と貝本が証言したムーンライトは、ゴムを入れる穴が開いており、その点ではっきりした相違点があったのである。そして、これについて、弁護人はこれまで再三主張してきたが、検察官は、何の反論もできないため、口をつぐんでいる。そうであれば、本件パンツが、上記ムーンライトであることを前提として、事件の1年以上前に縫製されたという検察官の上記主張は、何ら根拠があるとはいえないというべきである。

そして、決定的であるのは、袴田は、緑色パンツを、母親が購入して送ってくれた1枚しか持っていなかったとの事実である。検察官は、「袴田が色付きのパンツを複数枚所持していたとしても何ら不自然ではない」(同113頁)と主張しているが、複数枚持っていたことを検察官が証明できなければ、符号106号のパンツは袴田のもので間違いないのであるから、5点の衣類の緑色パンツは、袴田のものでない可能性が高いというべきなのである。そして、そうであれば、検察官が認めているとおり、袴田が緑色パンツを使用していたことを従業員らがよく知っていたという情報を持っていた警察が、5点の衣類を袴田のものと同様に偽装するために、類似の緑色パンツを入れたという証拠ねつ造の可能性が高いというべきなのである。

6 無罪を推認する新たな証拠

(1) はじめに

原決定は、袴田の自白調書について、犯行着衣がパジャマであるとの供述以外の供述に信用性を認めた確定1審及び確定控訴審の認定には問題があるとし、自白を裏付ける事実として、袴田が松下文子に約5万円を預けた供述の信用性を検討した。その結果、この事実は自白を裏付けるものではなく、信用性を高めるものでもないと判断した。原決定が、袴田の自白調書の信用性を低いものとし、袴田の犯人性認定に役立たない旨判断したことは正当であり、この判断は揺るがないものである。

ところが、原決定後、即時抗告審係属中に取調べ録音テープが発見され、そのデータが示された。その内容を聴取し検討した結果、原決定の判断時に不明であった新たな事実が明らかとなった。

以下、本項では新たに明らかとなった取調べ時の録音テープデータを分析した鑑定意見書(弁202。「袴田事件 取調べ録音テープについての鑑定意見書」。以下「浜田意見書」という。)を踏まえた無罪論の主張、及び

原決定の判断を補強するものとして昭和41年9月9日付け吉村検察官調書の証拠能力の欠如について、意見を述べる。

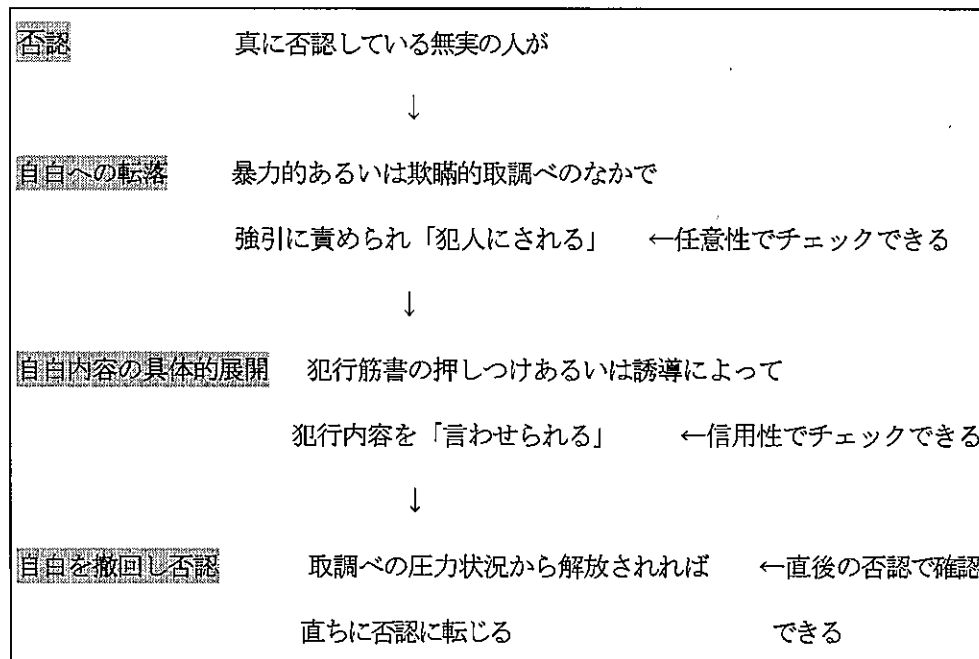
(2) 無罪論その1—虚偽自白に陥れる危険要因の存在

ア 従来の虚偽自白モデル

今日まで、自白調書は、有罪の証拠として使えるかという観点からしか検討されてこなかった。それは、憲法及び刑訴法の規定(憲法38条2項, 3項, 刑訴法319条1項, 2項)がそのような規定形式になっているからである。そのため、自白の任意性判断(証拠能力)、次いで信用性判断(証明力)という過程を辿って判断される。しかし、以下に述べるとおり、従来の判断要素では虚偽自白であるか否かを十分にチェックすることはできない(浜田意見書102頁2以下。)

取調べを受ける被疑者が当初否認していて、やがてその取調べの中で自白に落ちていくという過程の中で、虚偽自白は、取調べる側(尋問者・取調官。以下、「取調官」という。)と取調べられる側(被疑者・被告人。以下、「被疑者」という。)との関係で生じる。そして、その取調べが暴力的あるいは詐欺的取調べの中で強引に責められ犯人にされてしまうというものであれば、従来の任意性の判断(憲法38条2項, 刑訴法319条1項)においてチェックできる。また、無実の被疑者が自白に落ちた後は、取調官から犯行筋書を押付けられ、誘導されて具体的な犯行内容を外発的に語らされるものであれば、従来の信用性判断(刑訴法318条)においてチェックできる。さらに、その後、取調べが終結し起訴されて取調べの圧力から解放されれば、その時点で無実の人は直ちにそれまでの自白を撤回するため、取調べ終結直後の、あるいは起訴直後の自白撤回(否認に転じる)があるか否かでチェックできる。従来は、このような要素を基に任意性、信用性を判断してきた。

【虚偽自白モデルⅠ（「従来の虚偽自白論」が想定したもの）】



(浜田意見書104頁図11)

イ 従来の虚偽自白論の問題点

しかし、今日では、このような判断要素のみでは、実際の虚偽自白を識別できないということが心理学上明らかにされている。無実の被疑者が虚偽自白に落ちるのは、取調官たちが意図して暴力的・詐欺的な取調べを行ったからではなく、むしろ取調官たちが被疑者を犯人と確信して無実の可能性を考慮せずに執拗に取調べを繰り返すからなのである。取調官たちが「証拠なき確信」により取調べられる被疑者が犯人であると確信する。この証拠なき確信により、取調官たちは取調べられる者被疑者が無実であるとの可能性を一切検討することなく、ただひたすら犯人であることを認める供述以外は聞く耳を持たなくなる。そうすると、取調べられる被疑者は、「いくら言っても聞いてくれない」という無力感に陥り、どうしようもない気持ちになる。無実の者ほどどうしようもない無力感に苛まれるのである。逆に、真犯人であれば、このような無力感に陥ることはない。本当は犯人であるから、いくら自分が犯人でない

と取調官に言っても無駄なことはわかっているため、「いくら言っても聞いてくれない」のは当たり前のことだとわかっているからである。

このような無力感に苛まれる無実の被疑者は、耐えきれなくなり、その無力感から脱するため、犯人になる以外になくなる。無実の人が自白に陥るのはこのような「心理的契機」によるのである。被疑者が「私がやりました」と取調官に告げた場合、取調官は、「やはりそうか」と思い、「証拠なき確信」をさらに強めることになり、もはや無罪の可能性など一切検討しなくなる。ここでは直接的な暴力や詐欺脅迫はみられない。そのため、従来の任意性判断によるチェックが機能しないことになる。

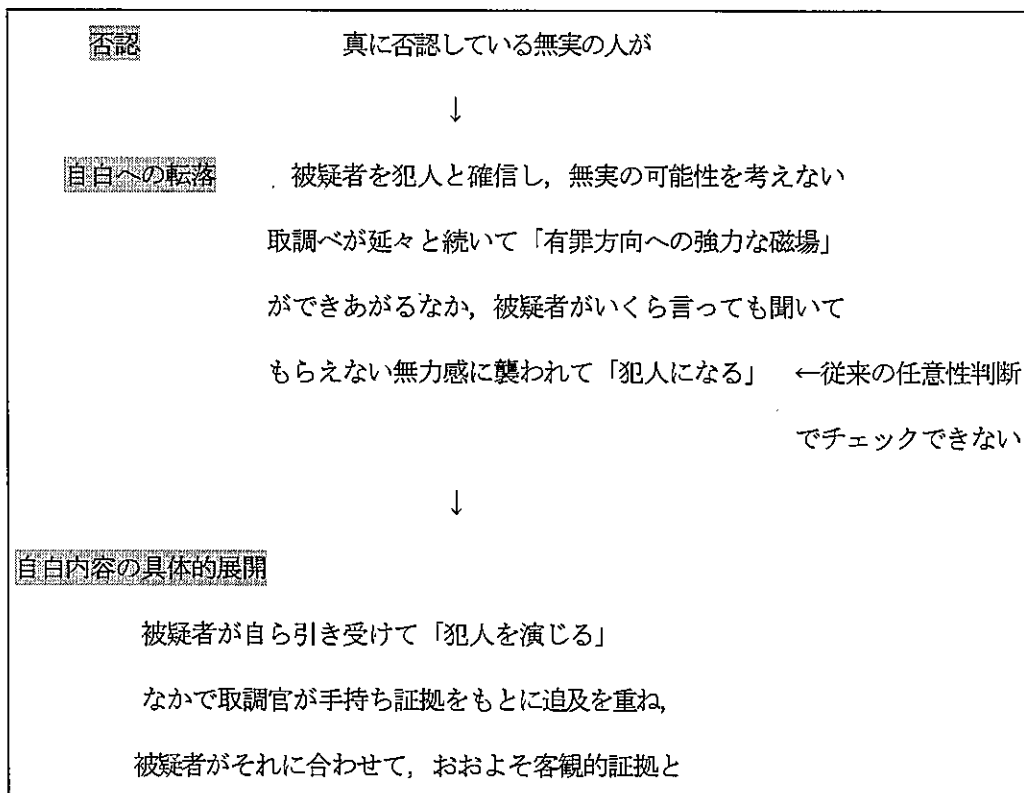
その後、犯人であることを自白した被疑者は、こんどは犯行筋書を語ることを求められる。ここで被疑者は、もはや「知らない」とはいえない。被疑者が犯人であると確信した取調官は手持ち証拠をもとにして追及していくことになり、これに合わせて被疑者は自らの想像で「犯人を演じる」ほかなくなり、その関係から「妥協の産物」としての虚偽供述ができあがる。取調官の手持ち証拠に合わせて被疑者が犯行筋書を語っていくのであるから、当然に客観的証拠と合致した供述となる。そのため、従来の信用性判断によるチェックが機能しないことになる。

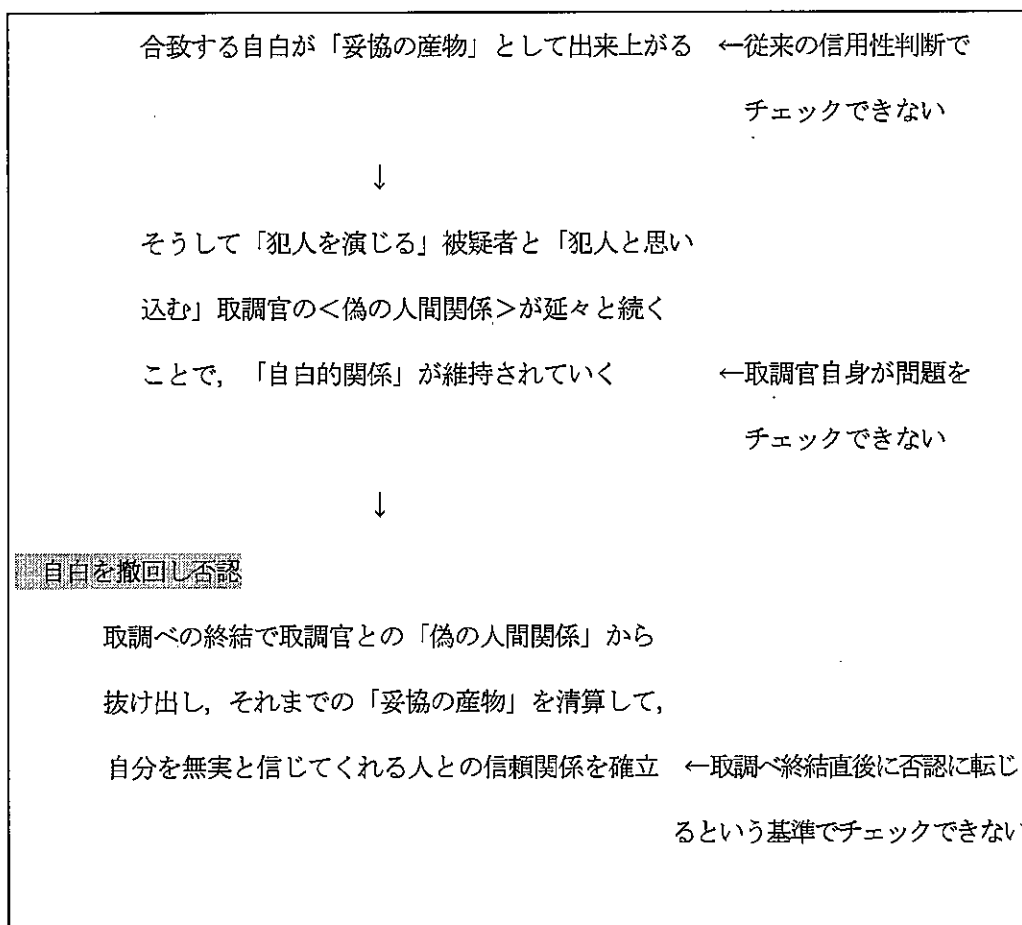
このようにして自白内容を展開していくなかで、無実でありながらしばしば謝罪や反省の言葉を口にし、時には取調官に感謝の意を表したりして、見かけ上、いかにも「反省した犯人」と「更正を求める取調官」という人間関係の構図が生まれる。このように、自分のことを犯人と信じる取調官たちの前で自ら「犯人を演じる」という関係を「自白的関係」といい、この関係が構築されると強力な磁場が働き、容易に抜け出せなくなってしまう。自白的関係の成立は、取調官も意識していないため、

この様子を第三者が録音・録画で確認しても虚偽性はチェックできないため、従来の信用性判断によるチェックが機能しないことになる。

さらに、取調べが終結して被疑者が起訴され、裁判に臨んだ時点でも、無実の被告人がそれまでの取調べで語った虚偽自白という妥協の産物を清算し、偽の人間関係から脱することができなければ、なお虚偽の自白を維持し続けることになる(この例として、足利事件におけるS氏の状況を検討していることにつき、意見書110頁乃至111頁。)。被疑者がこの関係から脱出するためには、改めて自分を無実と信じてくれる者との信頼関係を確立しなければならない。この新たな信頼関係が確立されない限り、被疑者は偽の人間関係から脱却できず、公判に至ってもなお虚偽自白を維持し続けるのである。そのため、従来の信用性判断(取調べ終結直後に否認に転じたか)によるチェックが機能しないことになる。

【虚偽自白モデルⅡ(「新たな虚偽自白過程論」が想定したもの)】





(浜田意見書 1 1 1 頁乃至 1 1 2 頁図 1 2)

ウ 新たな虚偽自白過程論による判断基準

そこで、虚偽自白を見抜くための新たな判断基準が必要となる。その基準は、「自白的関係が成立しているか否か」に求められる。その際、取調官が証拠なき確信を有していたか、謝罪要求を行うなど有罪追求型の執拗な取調べをしていたかが重要な要素となる。このような取調べをしていれば、取調官も被疑者の知らぬ間に有罪方向へ向かう強力な磁場に巻き込まれたといえるからのである。

(ア) 証拠なき確信に至っている

袴田は、昭和41年8月18日の早朝、任意同行を求められ、清水警察署内の取調室で取調べを受けているところ、この時点ですでに取

調官は、袴田が犯人であるとの絶対的確信を有していた。それは、以下の取調官(松本久次郎)の発言から伺える。

a 「科学的データの証拠があるからこそ、お前さんが白くならないということだ。」(浜田意見書120頁)

「物的証拠がな、科学的証拠がある人がな、犯人でなけりゃお前、他に、犯人って、一個もないわ、」(同121頁)

「証拠が言うじゃないか。俺らが言わなくても、証拠が言ってるよ。パジャマが言ってじゃないか。」(同122頁)

「勘だけのところで言うじゃないぞ、俺言うのはな。ええか。科学的データに基づいた、な、積み重なった、な、一つ一つこうやって積み立てて証拠があるからな。積み重な、重ね合わせて、こうやって、な、■■で、な。最後に、お前がこれに乗ったわけだぞ。ええか。」(同123頁)

「それにはこれだけのな、山と積んだ証拠があって初めて裁判官が逮捕状を出すんだよ。」(同123頁乃至124頁)

b 捜査記録(浜田意見書189頁乃至190頁)

昭和43年1月ころ明らかになった静岡県警察本部刑事部捜査第一課刑事部鑑識課の名で『清水市横砂会社重役宅一家4名殺害の強盗殺人、放火事件捜査記録』という内部文書が作成されていたことが明らかになった(以下、捜査記録という)。そこに袴田に対する取調べの状況について、以下のような記述がある(すでに上記3(4)83頁で述べているが、重要であるため、あえて引用する)。

「8月29日、静岡市内の本県警察寮芙蓉荘において本部長、刑事部長、捜一、鑑識両課長をはじめ清水署長、刑事課長、取調官による検討会を開催し、取調官から取調の経過と報告させ、今後の対策を検討した結果、袴田の取調べは情理だけでは自供に追込むこと

は困難であるから取調官は確固たる信念を持って、犯人は袴田以外にはない、犯人は袴田に絶対間違いなくということを強く袴田に印象づけることにつとめる。これは取調べの経過その他から袴田を事件後50日間泳がせてあったため、警察の手のうちや、新聞記者との会見などから犯人は自分ではないという自己暗示にかかっていると考えられたので、この自己暗示をとり除くためには前述のように犯人だという印象を植付ける必要があると考えたからである。」(下線は弁護人が付した)。

- c 以上から明らかなおり、取調べの初日である昭和41年8月18日から、取調官は袴田が犯人に間違いなく、他に犯人はいるのではないかという疑いすら持たずに取調べに臨んでいる。

(イ) 有罪追及型の執拗な取調べをしている

- a 上述した取調べ初日から、取調官らは袴田に対して謝罪を要求し、有罪を追及する執拗な取調べを行っている。それは以下の取調官ら(松本久次郎及び岩本広夫)の発言から伺える。

「松本 今度の事件については、(不明)証拠もぼつちり揃っているわけね。まあ、今更どうしようもないと、お前さんが、まあ、何とか■■逃れたいっちゅう気持ちはよく分かるけれども、やはり、まあ自分のやった行いについては、そりゃまあ自分で責任を取ると。そして、お前さんが有利になる点がほんとに、裁判官に認めて、認めてもらって、な、そしてお前さんがまた人生の再出発をすると。な。この30年というものは、いろいろ紆余曲折があったけれども、これからは自分もひとつ、真面目に、ほんとの真人間としての道を歩くと、いう一つ考え方を持って、な、やらないと。今度の被害者に対しては、本当に仏も浮かばれないぞ、な。」(同158頁)

「警察で言われなくても、自分の良心にとがめられて、泣く泣く、袴田としてはね、日夜、それはもんもんの日を送っていたと思うな」
(同158頁)

「やはり、人間は人間として、ほんとに涙を流して、ほんとに詫びると。」(同158頁乃至159頁)

「やはり自分でやったことは自分でやったと言うこと。ね。本当に申し訳ないという、この気持ちを出さないと、な、これはもう人間じゃないぞ。」(同159頁)

「長い人生には本当に過ち、な、いろんな、みんな弱点があって、な、あるわけだよ。な。そのつまづきのときにやはり自分で目が覚めて、いや、俺は大変なことをしてしまったと、本当に申し訳ないと、ね、良心の命ずるままに、やはり謝罪をすべきものにはする。ね。警察に何も謝罪せんでもいい。ね。お前がやったならお前がやったその被害者に対して本当に申し訳なかったって、涙ながらにお前線香1本でも上げる気にならんのか？な。『ほんとに、誠に申し訳ありません』って仏前へ、な、額づいて、お前線香上げて涙出して、涙ながらに謝罪せにゃいかんぞ、お前は。」(同160頁)

「こういう本当の人間のな、気持ちに立ち返ってくれ。お前さんだって生まれたときには、本当に善人だったよ。な。ところが、30年間のいろいろの、な、社会環境において、な、家庭環境において、お前さんがそういう道をたどってきたわけだ。な。これは袴田個人の責任でもないぞ。これは一部には、家庭の責任もあるだろうし、社会の責任もある。な。おまえの個人的な責任はないわけではないけれども、な、それはわずかという、な。だから、この事件についてはお前はな、本当に悪かったと言って謝って、な、仏壇にお線香1本でも上げにゃあお前さん、な。」(同160頁)

「人間だから色んな未練がある，な。不安がある，な。そういう未練を全部捨てて，な，今回の事件に対する責任をお前さんが負つとかなくちやいかんぞ。ん？な。もうちょうど50日だ。な。やがてはお前遅かれ早かれお前，話をしなくちやいかんぞ。どうだ，袴田。ん？よく考えてみお前は。あれだけの行為をして，行いをしてだな，お？これの分からなく，な，迷宮入りなんてとんでもないよお前は。な。そら，天罰だ，そら。やっぱし天がな，警察に与したわけだ。お前に対してじゃほんとに不幸だよ。気の毒だ。本当に，人間として気の毒だけれども，やはりできたことはしょうがないな。できたことは自分で責任を負って，ね，償いをしてくと，いうことさ。」(同160頁乃至161頁)

- b 以上は，取調べ初日の袴田に対する執拗な謝罪要求の取調べであるが，その後，袴田が自白に落ちる前日である同年9月5日の取調べでは，取調官(小倉及び住吉)はさらに謝罪要求をエスカレートさせている。

「な。どこにも行かない，おまえ，な。そこまで今，お前は来てるだから。ええか。おまえが犯人だということははっきりしてる。な。おまえは犯人だ。4人を殺した犯人だ。な。■■■犯人に間違いない。な。その犯人が，その犯人がだぞ，ええか？な，どうして俺はそうなっちゃったと，な，いうことをだな，な，いうことを，話をしなさい。」(同165頁)

「おまえが犯人だ。な。袴田，おまえが犯人だ。ね。犯人の袴田と俺は話をしてる。な。だから，やったことは間違いない。な。どうしてそうなったっていうこと，俺に聞かしてみてくれ，ここで。」(同166頁)

「被害者の残った家族に、ね、申し訳なかったと。な、あれだけ騒がした世間に対して申し訳なかったと、ね。」(同166頁)

- c さらに、取調官は袴田に対し、泣いて真実を話しなさいなどと執拗に促している。典型的な有罪前提の謝罪迫及であることが伺える。

「住吉 泣いてみろ。泣いてみろ。

小倉 袴田。

住吉 泣いてみろよ、ほら、すつとするだ。

小倉 ね。

住吉 な。

小倉 申し訳なかったと。

住吉 袴田。

小倉 ね、■■そういうのを俺は■■よ。

住吉 な、泣いてみろ。」(同168頁)

「小倉 俺はこういうことで申し訳なかったと。な。こういう理由があったんだよと。な。泣いて、そのことを話をしなさい、そりゃ、おまえ。な。ほんとの■■のない袴田になりなさい。」(同168頁)

「小倉 泣きなさい。袴田。な。そして、そして、謝罪をしなさい。頭ここについて、ね。(机を叩くような音)。涙を流して結構。ね。■■それが、な、おまえの目が、鼻がくしゃくしゃになるほど泣いたっていいよ。な、それが本当のおまえの心の叫びだぞ。な。ね。細かいことは言わなくてもいい、そんなことは分かってる、もう。ね、なぜやった、申し訳ないと。な、俺はこういう理由があったんだ■■、ね、橋本さん、勘弁してくださいなど、な、言わなきゃ、おまえ、ダメだよ。」(同174頁)

d 取調官は、「泣いてみる」の連呼に続いて、「話してみろ」「言ってみろ」の連呼が続く。犯した罪を心から謝罪しろというのである。まさに謝罪迫及そのものである。

「小倉 おまえは第2のな、第2の罪を犯すじゃないよ。な。今度は、今度は、あれだぞ、おまえは肉親の、親にそういう、な、そういうことをやってるだぞ。ええか？ これまた罪は深いぞ。袴田。ね。なぜそういうことになっちゃっただ。一言話をしてみろ、それを。」(同177頁)

「小倉 な。おまえは、犯人だ。な。犯人であることは間違いない。おまえは殺人犯人だ。な、その罪は深いぞ。深い。な。そいつをね、今ここへ、恐らく、な、被害者は来てるだろう。なぜ、袴田、早く、一つ、謝ってもらいたいだと、言って、言ってるだ、な。-(中略)-土台、自分が犯した殺人という罪。な。これに対して、ね、本当の心から謝る、本当の心から謝罪するだ。」(同178頁)

e その後、取調官らは、袴田に対し、死んだ4人のことを考えてみる、被害者らに謝罪しろ、と迫る。

「住吉 死んだ人の、おまえ、4人のこと考えてみる。」(同181頁)

「小倉 おまえは■■の犯人だ。な。な。4人を殺した。な。犯人だぞ、おまえは。」(同182頁)

「住吉 被害者に謝罪してみろ。謝罪してみな。」(同184頁)

「住吉 被害者に謝んのがな、自分を救える、み、道だぞ。」(同184頁)

「住吉 誤ってみろ、被害者に。」(同184頁)

「住吉 死んでいった4人に誤ってみろ、死んでいった4人に。」(同184頁)

「小倉 おまえは4人を殺したぞ」(同184頁)

「住吉 おまえが殺した4人にな、謝れ、謝れ、おまえ。なあ、袴田。お？なあ、おまえが殺した4人にな、謝るだよ。なあ、袴田。謝れ。」(同184頁)

「住吉 な。なぜ、おまえ、謝らんか。うん？ おまえの手によってな、4人が死んでいっただろう。おまえが殺したぞ。それで油かけて、火で、つけられて、な、もがき苦しんで■■■、息絶えていっただよ。」(同185頁)

「小倉 4人を殺したもんで、ね。血だらけになって、息が絶え絶えになった人の、火をつけて。■■■何だなんてことは■■■は知らないけども、ね、生きてた人のところに火が立ってって、じわじわじわじわ燃えていく。顔は赤くただれてしまうし、肉は、くすぶってしまうし。(不明)見たか？ そんな恐ろしいことをして、おまえはその犯人じゃないか。それが、死んだ人に対してな、謝罪ができないってことがあるか？」(同185頁)

(ウ) 小括一無実の人を虚偽自白に追い込む重大な危険要因があった

以上から分かるとおり、本件で取調官を含む捜査機関は、袴田以外に犯人はいないとの証拠なき確信を抱き、それに基づいて袴田に自白を迫った。取調官と袴田との間に「自白的関係」が成立しており、そのため強力な磁場が働いて、無実の袴田を虚偽自白に追い込んで犯人に仕立てた。本件の自白過程を分析すると、無実の人を虚偽自白に追い込む重大な危険要因が働いていたことは明らかである。このことは、袴田の犯人性を否定する決定的な状況証拠(客観的証拠)となるの

であり、このこと自体で袴田が無罪であることを物語っているのである。

(3) 無罪論その2—有罪仮説と無罪仮説の対比による心理学的検討

ア 意義

袴田が自白に落ちた昭和41年9月6日の取調べにおいて、その犯行内容をどのように語ったのかを心理学的に分析すれば、真犯人の自白過程として理解することが可能なのか(有罪仮説)、それとも、無実の人の虚偽自白過程として理解することが可能なのか(無罪仮説)を判別することができる(意見書195頁以下)。以下では、この検討を行う。その際、判別する指標となるのが、犯行についての自白内容にある「秘密の暴露」と「無知の暴露」(判別指標①)、及び自白された犯行筋書に見る「順行的体験性」と「逆行的構成性」(判別指標②)である。

ここで、「無知の暴露」とは、具体的な犯行状況を知らないままに想像で犯行筋書を語り、そのなかで間違いようがなく、また、嘘をつく必要のない部分について物的証拠や客観的状况と決定的な食い違いが出てくることをいう。また、「順行的体験性」とは、自白の犯行筋書が体験者の体験として、時間にそった自然な順行性を持っていることをいい、「逆行的構成性」とは、すでに収集された証拠から時間を逆行して体験物語を構成していくことをいう。以下では、特徴的なものについて検討していく。

イ クリ小刀について

(ア) 入手方法(意見書200頁乃至214頁)

クリ小刀の入手方法について、袴田は、当初、「事件の4日前である6月26日に奥さん(被疑者であるちゑ子)からもらった。」と供述していた。しかし、これだと話の筋がおかしいと感じた取調官らは、

供述を変更するよう執拗に袴田に迫り、その結果、袴田は「沼津で買った」と供述内容を変更している。

取調官らは、クリ小刀を凶器と断定し、事前に出所を調査済みであり、これらの事実と合致するよう袴田に供述を誘導している(判別指標②)。この変更にあたり、取調官らは無実の可能性を一切考えていない。しかし、袴田にとっては身に覚えのないことであり、クリ小刀の入手先を想像でしか語るほかないが、想像にも限度があり、取調官らが納得できるような供述内容にならない。この「語れなさ」が「無知の暴露」を露呈している(判別指標①)。

(イ) 購入時期(意見書214頁乃至226頁)

クリ小刀の購入時期について袴田は、「2月末」と供述していた。しかし、これだと沼津の刃物店(菊光刃物店)が問題のクリ小刀を仕入れた日付が「3月17日」であり、店頭に並べたのが「3月21日」以降であるとの捜査情報と合致しない。そこで、松本久次郎は、「現場の状況と、おまえさんが言うのとだな、一致せにゃ、こりゃおまえさん、しょうがないぞ。」、「3月のねえ、中旬以降でなげにゃあ、話が||ないだから、よく考えてみ。」などと言って供述内容を変更するよう迫っている。その結果、9月8日付け岩本調書では、「2月下旬か3月の上旬ころ買ったと言いましたが、(中略)3月中旬ころから3月下旬ころまでの間に買った」と変更され、さらに、9月9日付け吉村検察官調書では、「今年3月末頃4月初め頃の日曜日」に買ったとさらに変更された。

この自白内容の変遷は、すでに取得している捜査情報と合致するよう供述を誘導している。(判別指標②)。また、捜査機関側の情報など知らない袴田が「2月末」と供述したのは、その頃以外は想像できなかったからであり、取調官らの供述誘導に合わせて供述を変遷させ

ているのは、「無知の暴露」が露呈しているといわざるを得ない(判別指標①)。

(ウ) 置いていた場所(意見書226頁乃至249頁)

凶器とされたクリ小刀の保管場所について、袴田は当初、「食堂の引出し」と供述していた。そうすると、袴田は、いったん勉強部屋から入って食堂に行き、引出しからクリ小刀を取り出し、その後、中庭に戻って鞆を抜き、これを雨合羽のポケットに入れてから雨合羽を脱ぎ捨て、そこから再び勉強部屋から入って家屋内に侵入するという、いわゆる「二度入り」をしなければならなくなる。しかし、犯人であれば、凶器を携えて侵入するのが自然であるから、袴田の語る犯行筋書は奇妙だと取調官らは考えた。そこで、ここでもまた供述内容を変更するよう袴田に迫り、その結果、袴田は「自室内にあるベビーダンスの一番上の引出し」に置いていたと供述を変更し、「二度入り」の不都合は解消されるに至った。しかし、9月9日付け吉村検察官調書では、再び「二度入り」の供述が復活した。これを受けて、9月12日付け岩本調書では「二度入り」が復活した。だが、これは犯行筋書としてはやはり奇妙だと考えたのか、9月12日の吉村検察官調書では、「二度入り」の供述が消えている。

犯行を認めた袴田にとっては、凶器の置き場所について、あえて嘘を言う必要はないはずである。一方、凶器の置き場所が変わることによって犯行の流れが大きく変わることからすると、袴田の記憶違いとは考えられない。つまり、袴田には犯行の実体験性がなく、想像で語っているに過ぎず、「無知の暴露」が認められるということの意味する(判断指標①)。また、クリ小刀の置き場所の変遷や「二度入り」の消滅と復活が繰り返されているのは、犯行の自然の流れが現れているのではなく、捜査機関が把握している証拠状況や犯行経緯の想定の変

更に基づいているのであり、逆行的な構成が現れているのである(判断指標②)。

ウ 甚吉袋について(意見書249頁乃至306頁)

当初、袴田は甚吉袋について、「持った覚えはない」、「机の上の甚吉みたいのがあった」と否認していた。その後、取調官らから奪った金をどこに隠した等執拗に追及され、袴田は、「確かに一つは、持ってきましたけど」と認める供述をし、その中身について追及されると、「中身を出しました」「中身を使いました」との供述をした。また、取調官らは持ち出した金袋は一つではないはずであり、残りはどこに隠したのかと追及すると、袴田は、「味噌樽の下に隠した」と供述した。その後も、袴田は、白い袋(金袋)三つは、奥さん(ちゑ子)が投げてよこしたなどという供述をしており、金員の奪取方法とその後の使途隠匿などについて、はっきりしない供述をしている。

しかし、そもそも、袴田自身は甚吉袋じたいがどういうものが認識していない。それは、以下の記述から明らかである。

「岩本 甚吉の袋■■？ ふーん。甚吉っていうのは、その、店の売上のあれか？

松本(義) どんなもんだ、甚吉ってのは？

袴田 白い、白い■■です。

岩本 どういうやつだ？

松本(義) 大きさ、どのぐらいだ？

袴田 ええ、まあ、■■。

岩本 何を入れる袋だ？

袴田 銭でしょ。

岩本 銭■■、小銭入れるやつか？

袴田 ■■それは知らんですけども、(不明)で。

岩本 うん、でその袋のこと何て言うだ、おまえは？

袴田 (不明)、甚吉っていうじゃないですかね、■■■。

岩本 ああ、そうか。じゃ「甚吉」って言葉、どこで覚えた？

袴田 ええ、まあ、■■■、事件■■■ですねえ、甚吉、甚吉って■■■。

岩本 ふーん。どんなもんでできてるか？

袴田 えーつとね、そんな堅いもんじゃなかったですね、こうやってたから。

岩本 違うだよ。大きい袋の中にその金が入ってただな、袋が？

袴田 ええ、それ一つです。でっかい■■■に入ってた■■■。(不明)。

岩本 うん。

松本(義) 堅いもんじゃないのか？

袴田 堅いもんじゃない。

松本(義) 普通のもの、ものか？

袴田 そうです。」

袴田自身が甚吉袋についての知識がないのであれば、語りたくても語れないはずである。にもかかわらず、取調官らは執拗に追及して袴田から供述を獲得している。これこそが「無知の暴露」である(判断指標①)。また、取調官らは、当時捜査情報として、甚吉袋には集金人たちが地区ごとに集金してきた布小袋が入っていたこと、甚吉袋本体は現場の夜具入れに置かれていて奪われていなかったが、その中にあるべき布小袋が3個足りなかったこと、布小袋のうち1個は事件後の検証で専務宅裏木戸の近くで、もう1個は、少し離れた線路わきで発見されていて、残り1つが行方不明であったことを知っていた。この前提事実を基に袴田から供述を引き出すべく執拗に取調べをしていたのである。もちろん、袴田はそのような事実を知らないのであるから、想像で語るしかない。取

調官らは、自らが把握している証拠状況に合致するように供述を誘導しているのであり、ここにも逆行的構成性がみられる(判断指標②)。

エ 小括

以上、取調べ録音テープを心理学的に分析すると、無実の人を虚偽自白に追い込む重大な危険要因が存在したこと、及び、取調べ過程及び自白調書の録取過程には有罪仮説では説明ができず、無罪仮説によってしか説明できない兆候(判断要素の充足)がいくつも存在することが明らかとなった。これらのことからすれば、袴田は無実であるにもかかわらず犯人にされたことが明白である。袴田は端的に無罪なのである。

(4) 心理学的鑑定の意味－自由心証主義との関係

ア 特別抗告審決定の誤り

特別抗告審決定は、自白調書についての浜田寿美男氏が行った鑑定書に対し、「同鑑定書等において真実に反する自白等として指摘されている点をもってしても、袴田巖の自白が信用性に乏しく、これに依拠して事実を認定することができないという限度を超えて、それ自体で積極的に無実であることを示しているとまでいうのは、論理に飛躍があるというほかないし、この点をおくとしても、前記1(2)のとおり本件における客観的証拠による強固な犯人性の推認を妨げる事情とはなり得ない。」と判断した(同決定書8頁2(4))。

しかし、同決定は次の点において誤っている。すなわち、自白は有罪を認定する証拠として使用できるか(任意性及び信用性があるか)という観点でしか使用できないわけではない。供述心理学という「科学的な」分析手法を駆使すれば、自白内容及び自白獲得過程から判断して、自白自体が無実であることを積極的に示す証拠(犯人性を否定する有力な証拠)となり得るということを主張しているのである。特別抗告審決定は「論理の飛躍」というが、自白調書に加えて自白獲得過程を明らかにす

る資料(取調べ録音テープ)が開示されその内容を加えて科学的に分析した科学的証拠の使用方法に対して理解を改めなければならない。思考をコペルニクス的に転回して検討することが肝要である。

イ 自由心証主義について

「証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねる。」(刑訴法318条)。
この自由心証主義は、裁判官が証拠資料に基づいて事実認定を行うに際し、何ら法律上の拘束を受けることなく、自由な判断をもってこれを行うことができるという原則を意味する。もちろん、「自由」といっても無制限の自由ではなく、経験法則、論理法則に基づく内在的な制約がある(庭山英雄著「自由心証主義—その歴史と理論—」(学陽書房)9頁以下)ということはよく知られているとおりである。上述してきた取調べ録音テープに関する分析結果(鑑定意見書)は、供述心理学に基づく科学的分析である。科学的分析の結果を排斥することは、その結果を採用できない特段の事情が存する場合に限られるべきである。

この点、元裁判官である原田國男氏は、心理学的供述分析について、「裁判ではこのような心理分析について専門家から意見を聞く例はそうない。しかし、やはり、このような分野については、心理学者の専門的な知見が必要で、裁判官の素人的な経験則では不十分であると思う。これからは、このような心理分析の活用が必要であるし、裁判員裁判も想定すると、説得力のある立証方法といえよう。」(原田國男著「逆転無罪の事実認定」(勁草書房)89頁)と述べている。

本鑑定意見書は、(供述)心理学の専門家ではない裁判官の経験則に基づく判断を補完、補充する重要な資料であり、自由心証主義を合理的に担保するものなのである。

ウ 鑑定手法の科学的正当性

供述心理学等科学的方法を用いた分析結果は裁判においても採用されている。本鑑定をした浜田寿美男氏は、供述の心理学的分析という分野においては第一人者であり、同書末尾に記載のあるとおり、十分な技量と経験を有する研究者であって、その適格性に疑問の余地はない。さらに、鑑定実施方法も科学的手法に則ったものであり、適正かつ正当に行われており、十分な信用性が認められる。

(5) 検察官調書の証拠能力の欠如

原決定は、確定審において証拠採用した昭和41年9月9日付け吉村検察官調書(もともと、証拠の標目には掲げられていない。)につき任意性を有することを前提に信用性の判断をし、その信用性につき、低いものとし、袴田の犯人性認定に役立たない旨判断した。原決定の信用性判断それ自体は極めて正当である。ただ、原決定時に存在しなかった新たな証拠である取調べ録音テープ(弁191)及び浜田意見書(弁202)を検討すれば、信用性以前にそもそも任意性がなく、上記検察官調書は証拠排除されたことは明らかである。

ア 任意性を認めた根拠

確定1審が同調書に任意性があり、証拠能力を認めた理由は概ね以下のようにまとめることができる。

- ①清水警察署において被告人を取調べていること
- ②取調べに際しては検察事務官を立会わせただけで司法警察員を立会わせなかったこと
- ③警察と検察庁はちがうのだから警察の取調べに対して述べたことにはこだわらなくていい旨注意して取調べを行なったが、これに対して被告人は「私がやりました」と述べたこと

④ 9月8日及び9月9日の取調べに際して、司法警察員作成の自白調書を参考にして取調べたのではなく、またこれを取調べの際机の上に置いていたのでもないこと

これらの事実を照らし、確定1審は、検察官吉村英三の袴田に対する昭和41年9月9日の取調べに対して、前記司法警察員の被告人に対する取調べが強い影響を及ぼしたものと認められないとし、任意性を認めた。

イ 任意性を認めた判断の誤り

しかし、上記①乃至④のような形式的、表面的な判断では、司法警察員の取調べが強い影響力を及ぼしたか否かを決定することができない。

任意性とは、取調官と供述者(被疑者)の置かれている地位や人的関係を前提として、取調官側の態様が供述者にいかなる影響を与えたか、そして、その影響により供述者が供述するか否か、供述する場合には、どこまでの供述をするかしないかを供述者自らの意思で判断する自由が与えられていたかを意味し、その自由が失われていた場合には任意性がないと判断されることになる。この場合、重要なことは、供述者にとって取調官が与えた影響力が心理的に遮断されているか否か、換言すれば、供述者の供述にどこまで独立性があったかを判断することである。その際、警察と検察は異なるから、警察で述べたことにこだわらなくてよいと告げたか否か(上記③)、及び司法警察員作成の供述調書(自白調書)を取調べ時に机の上に置いて参考にしたか否か(上記④)を主な要素として形式的、表面的に判断することが大事なのではない。すでに置かれている供述者の地位、取調官との人的、心理的な関係を背景として実質的に判断することが大事なのである。

この観点からすれば、すでに取調官と供述者との間に前述した「自白的関係」が成立してしまっている状況下において、ここから供述者がこ

の関係を抜け出し、警察段階での自白を撤回して否認に転じることができただけの心理的条件が満たされない限り、警察段階での取調べの影響力は遮断されず、供述者が自身の判断で供述する、しないという選択の自由が奪われていることになる。それゆえ、上述した③及び④の条件でこれが満たされるかを判断していく必要がある。なお、上記①及び②は付随的な条件のため実質的判断に影響しないので、以下では省略する。

ウ 浜田意見書(弁202)

上述した判断をするうえで有益であるのが、浜田意見書である。これによれば、すでに「自白的関係」(自分のことを「犯人と信じる」人たちの前で自ら「犯人を演じる」という関係をいう。浜田意見書374頁)が成立してしまっている中にもう1人の取調官が登場したとき、供述者(袴田氏)にとって、それまでの自白的関係を保ったまま、警察官に語ってきた自白を維持するのか、それとも「自白的関係」から離脱して、それまでの自白を撤回するのかのいずれを選ぶべきかが問われるという。そして、供述者がこの自白的関係から離脱して否認に転じる(自身の判断で真実の供述をする)ためには、自白的関係にあった一方当事者である取調官が、従前までの自白はひとまず置き、本当のことを話して欲しいと説得することであるという。この説得があることにより、供述者は取調べ官の前でもはや「犯人を演じる」必要がないと思い、「自白的関係」から離脱できるという(同377頁)。その際、大事なことは、単に警察と検察は異なるから、警察で述べたことにこだわらなくてよいと告げるだけでは足りないということである。「自白的関係」から離脱するには、(a)供述者が有罪であることを前提としない受け身型(真実発見型)の取調べ状況の存在(供述者が有罪であることを前提とする追及型取調べ状況の不存在)、(b)警察における取調べ内容の影響、及び(c)供述者が真

実を話しても聞いてもらえる(自白を撤回できると思える)状況の存在という条件が必要なのである。

エ 本件

本件では、(a)吉村検察官の取調べ姿勢は、供述者である袴田氏が有罪であることを前提に、何とか自白を得ようと迫及する姿勢が顕著であり、追求型の取調べ状況が存在している。具体的には、パジャマに付いた血と油についての迫及的取調べ(浜田意見書377頁(1))、消火活動時のアリバイの迫及(同382頁(2))、謝罪を求める取調べ(同383頁(3))、犯人は袴田氏しかいないという迫及的取調べ(同386頁(1))、及び悔い改め懺悔することを求める取調べ(同391頁(2))である。これでは、警察における取調べと何ら変化はなく、警察と検察は異なるから警察で述べたことにこだわらなくてよいと告げただけでは、影響力が遮断されたとはいえない。

(b)吉村検察官の取調べは警察での取調べ内容(供述内容)を踏まえて取調べを行っている。具体的には、クリ小刀の置き場所に関する「二度入り」の自白についての変更である。上述したとおり、クリ小刀の置き場所について、当初は「食堂の引出し」と供述していたが、これでは一旦建物内に侵入して食堂の引出しからクリ小刀を取り出し、そのうえで一度中庭に引き返し、そこでクリ小刀の鞘を抜いて、その鞘を雨合羽のポケットに入れなければならない、極めて不可解な行動になり不自然である。ゆえに、犯行動機の変更に伴い、クリ小刀の置き場所を「自室のタンスの引出し」に変更されているのである。取調官である岩本作成の供述調書が変更されると、同日またはその翌日における吉村検察官の取調べにも反映し、同検察官調書が岩本作成の調書の変更に伴って直ちに変更されている(同398頁1))。また、火災現場での行動を語る自白のなかに、その行動に伴った心情を語る文言が付加され、その心情供述がそ

のまま吉村検察官調書に敷き写されている(同399頁2))。これでは、警察における取調べと検察官の取調べは相互影響関係にあり、影響力が遮断されているとはいえない。

(c)供述者が真実を話しても聞いてもらえる(自白を撤回できると思える)状況は、取調べ録音テープからも他の供述調書からも一切うかがうことができない。それゆえ、このような状況はなかったというべきである。

オ 小括

以上、浜田意見書という新証拠を踏まえて検討した結果、本件における吉村検察官の取調べは、警察における取調べの影響が遮断されるどころか、警察における取調べを踏まえてこれを補強する取調べになっていることが明らかである。このような状況下に置かれている袴田は、「自白的関係」から離脱できておらず、従前の自白を撤回して真実の自白をするという供述選択の自由すら与えられなかったことに帰する。この取調べ録音テープ及び浜田意見書が確定第1審の審理段階で提出されていれば、裁判所は証拠能力を認めなかったと解される。

ゆえに、昭和41年9月9日付け吉村検察官調書には、任意性が認められないことは明らかである。よって、同調書は証拠能力が認められない。

(6) 本項の終わりに一端的に無罪を示す証拠である

取調べ録音テープ及び浜田意見書を検討すれば、無実の袴田が虚偽自白に追い込まれ犯人に仕立て上げられたことは明白である。また、確定第1審時に明らかにされなかった取調べ録音テープから判明した取調べの状況からすると、袴田の自白調書(吉村検察官調書)には任意性がなく証拠能力が認められないことも明らかである。これらは、原決定の判断を補強し、袴田が無罪であることをより強く推認させるものである。

第4 結語

検察官の本件即時抗告は、その補充書も並びに大量に提出された証拠によっても何ら原決定を揺るがすものではないこと、むしろ当審において開示された取調べ録音テープや弁護側より提出の追加証拠並びに2人の証人尋問結果により原決定の正当性を強固にするものであったことが明らかになった。惜しむらくは、検察官が弁護側が行った証拠開示に部分的にしか応じなかつただけでなく裁判所の勧告にも従わず、その為に本件のねつ造捜査の全貌解明が阻まれたことである。

この点については、当審での弁護人が再審請求理由の追加申立てを通じて捜査官らの職権濫用罪ないし虚偽公文書作成罪、公務員暴行陵虐罪を具体的に明示しているが、これは同時に袴田の無罪を一層明らかにするものである。

当審が果たすべき使命は、これほどまでに明らかになった本件捜査の不正を再確認し、直ちに再審公判への道を拓き袴田が被った耐えがたい人権蹂躪に一日も早く終止符を打つことである。

なお、弁護人が当審で申立てた再審事由の追加（刑訴法435条1、2、7、8。新規明白な証拠を要さない旧来証拠でよい講学上フェルサ型といわれる再審事由）は、抗告審での申立ての適法性を豊崎意見書（弁200）及び新屋意見書（弁201）によりすでに明らかにしてきたが、この再審事由の追加は、原決定が刑訴法435条6号（新規明白な証拠の提出と新旧証拠の総合評価を求める講学上ノバ型といわれる再審事由）にもとづいているのとは別個独立してその再審事由を審理判断してもらうためであった。

しかし、弁護人の最終意見書を提出することになった審理の進行に鑑み、追加事由の成否の判断を別途示されるか、原審以来攻防が展開された6号事由の判断に際して原決定を支持する補強事実とされるか、弁護人はその選択を裁判所に委ねるものである。

以上